

平成28年8月30日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第1号

第3回定例会

平成28年8月30日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 議会運営委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第49号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 議第50号 表彰について
- 〃 11 議案説明
- 〃 12 委員会付託
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 〃 14 報告第4号 平成27年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 15 報告第5号 平成27年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 16 質疑
- 〃 17 認第 1号 平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 18 認第 2号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 19 認第 3号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 20 認第 4号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第 5号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 22 認第 6号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 23 認第 7号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 24 認第 8号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 25 認第 9号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 26 認第10号 平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 27 議第51号 平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 28 議第52号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 29 議第53号 平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第30 議第54号 平成28年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 〃 31 議第55号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第56号 市道路線の変更について
- 〃 33 議第57号 市道路線の認定について
- 〃 34 請願第3号 「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続を求める請願
- 〃 35 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る請願
- 〃 36 議案説明
- 〃 37 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

倉信一議員を指名いたします。

開 会 午前9時30分

## 会 期 決 定

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから平成28年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、政策企画課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

### 会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、5番伊藤正彦議員、13番柏

○**國井輝明議長** 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成28年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月25日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数等を勘案し、本日から9月16日

までの18日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お手元に配付しております日程表のとおり決定をいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○國井輝明議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成28年8月30日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
8月30日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、同説明、監査委員報告	議 場
8月31日(水)	休 会 ( 議 案 調 査 )			
9月1日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月2日(金)	休 会 ( 議 案 調 査 )			
9月3日(土)	休 会			
9月4日(日)	休 会			
9月5日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月6日(火)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	決算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
9月7日(水)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	第2会議室
9月8日(木)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	第4会議室
9月9日(金)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	第2会議室

		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
9月10日(土)	休 会			
9月11日(日)	休 会			
9月12日(月)	午前9時30分	厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
9月13日(火)	休 会 (事務処理)			
9月14日(水)	休 会 (事務処理)			
9月15日(木)	休 会 (事務処理)			
9月16日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	決算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉 会	議 場

## 諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 議会運営委員会行政視察報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行 政 報 告

○**國井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

平成28年第3回定例会の開会に当たりまして、6月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

まず、ことしのさくらんぼにつきまして、出荷状況、消費宣伝活動、そして、新たな取り組

みなどについて御報告を申し上げます。

出荷状況につきましては、農家の皆様や関係者の御努力によりまして、生産量は昨年を上回り良質なさくらんぼが収穫をされました。

最盛期は佐藤錦が平年より5日早い6月19日、紅秀峰が6月27日で、紅秀峰の解禁日は平年より1週間早い6月23日となったところでございます。

また、ことしの市内さくらんぼ観光果樹園の入り込み客数につきましては、先般、県より速報値が発表ございましたが、寒河江市内20万2,300人と県内のトップで、前年より17.8%増となったところでございます。

一方、消費宣伝活動につきましては、6月11日に県内のさくらんぼ産地の首長が知事とともに東京大田市場でトップセールスを行いました。

また、紅秀峰につきましては、市独自で6月29日から2日間、大阪市内、宝塚市内でトップセールスを実施し、市場関係者と消費者に対しまして販売促進と消費喚起を行ってきたところでございます。

紅秀峰の海外展開につきましては、2年目と

なりますマレーシアへは、昨年の2倍となる400キロを輸出し、首都クアラルンプールで7月8日、9日にトップセールスと販売、プロモーションを実施してまいりました。

さらに、ことしで4年目を迎えました台湾への輸出につきましても7月15日、16日に販売プロモーションを実施いたしました。

今後も引き続き輸出拡大を積極的に展開をし、紅秀峰のブランド化の確立を目指してまいりたいと考えているところでございます。

また、さくらんぼ農家の労働力不足解消は重要課題の一つでございますが、今年度、新たな取り組みとしてさくらんぼの木オーナー制度と一定期間、収穫作業をしていただいた方に特産品などを贈呈するさくらんぼボーナス制度を導入をいたしました。それぞれ303件、675件と予想を超える申し込みをいただいたところでございます。

これらの事業を初め、大学生の農業体験学習の誘致やさくらんぼ箱詰め作業研修会の実施などにより、幅広く対策を講じ現状を打破してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、さくらんぼ祭りについて申し上げます。

昨年に引き続き、「ゆめタネ@さがえ」の期間中の6月11日、12日の2日間をさくらんぼの祭典として日本一さくらんぼの里ならではのイベントを集中して開催したところでございます。ツール・ド・さくらんぼは第4回を迎え、約1,200人の参加をいただき、また、全国さくらんぼの種吹きとばし大会は、昨年達成したギネス世界記録を超える2,944人の参加をいただいて記録を更新し、県内外はもとより、世界に向けてPRできたものと思っております。

さらに、多彩なイベントを催し、さくらんぼウォークには1,080人、さくらんぼマラソン大会には2,420人、チェリンと遊ぼう！2016には約5,000人の参加をいただいたところでござい

ます。その結果、6月4日から7月3日までの30日間、開催をいたしましたゆめタネ@さがえについては、昨年よりも約14万人上回る延べ約46万人の来場者を迎えたところでございます。大いに寒河江の魅力に触れていただきながら楽しんでいただけたものと思っているところでございます。

また、この時期に合わせて本山慈恩寺では、天台大師と慈恩寺修験が6月1日から7月18日までの48日間、特別公開が行われました。初公開となる木造軍荼利明王立像や智顛大師像など、ふだんは見られない仏像群が見られるまたとないう機会となり、8,086人の皆様の拝観をいただいたと聞いているところでございます。

続いて、景気雇用情勢について申し上げます。

8月24日、政府発表の国の8月の月例経済報告では、景気は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしており、7月報告と同様の内容になってございます。

山形労働局発表の7月の県内有効求人倍率は、原数値で1.32倍、ハローワーク寒河江管内で0.95倍となっておりますが、寒河江市内に限りますと、1.15倍で前月比0.08ポイント増加をし、依然1倍を超える高い水準となっております。中でも寒河江市内の正社員に係る有効求人倍率は0.90倍と県平均の0.80倍を上回っております。

今後も関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な本市の雇用対策を推進してまいり所存でございます。

続いて、米の生育状況について申し上げます。

本日午後、最新の作柄状況の発表がある予定になってございますが、直近の7月20日現在の状況では、はえぬき、つや姫の生育は草丈、葉数、葉色は平年並みで、茎数はやや少ないとの状況でございます。今後、収穫に向けての栽培管理、また台風などの災害に対する備えも進めていただきたいと考えているところでございます。

最後に、大相撲寒河江場所について申しあげます。

去る8月11日、55年ぶりとなる大相撲夏巡業が大相撲さくらんぼ寒河江場所として開催されました。当日は天候にも恵まれ、市内外から集まった約2,400人の観客で、会場の市民体育館はまさに熱気に包まれ、国技大相撲を大いに堪能していただけたものと思っております。

準備に当たられた市商工会を中心とした実行委員会の皆様に感謝申しあげる次第でございます。

また、前夜に行われました駅前ふれあい盆踊りにおきましても、呼び出しによる触れ太鼓や相撲甚句の実演や関取衆の参加があり、2,000人を超える観客、踊り手で駅前広場は例年にない人出でございました。

これら一連のイベントを通して街なかの活性化、にぎわいの創出に大いに寄与したものと考えております。今後も市民の触れ合いや笑顔のあふれるまちづくりを支援し、推進してまいりたいと考えております。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申しあげる次第でございます。

以上でございます。

## 質 疑

○**國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑ですが、後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告の市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 寒河江市固定資産評価審査 委員会委員の選任について

○**國井輝明議長** 次に、日程第6、議第49号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第7、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 議第49号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、木村二男委員が本年9月15日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく御提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申しあげる次第でございます。以上であります。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第49号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第49号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第49号はこれに同意することに決しました。

## 議案上程

○**國井輝明議長** 日程第10、議第50号表彰についてを議題といたします。

## 議案説明

○**國井輝明議長** 日程第11、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 議第50号表彰についてを御説明申しあげます。

本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方々について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでござ

います。

5名の方々でございます。

まず、佐藤悌次郎氏でございます。平成5年に寒河江温泉協同組合理事長に就任以来、22年の長きにわたり寒河江駅前へのPR看板の設置を初め、せせらぎ公園内への足湯建設など多岐にわたる事業を展開し、同組合の充実と発展に尽力し、本市の観光振興に多大な貢献をされました。また、寒河江市観光協会副会長を務められ、温泉を活用した観光振興に取り組みされるなど市勢発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

次に、古沢 明氏でございます。平成13年から寒河江西村山農業協同組合常務理事、平成16年から同代表理事専務に就任され、さらに平成22年から平成28年までの6年間、同代表理事組合長として本市農業の振興と同組合の経営の健全化に尽力し、その発展に多大な貢献をされました。この間、本市さくらんぼ、米などの振興、ブランド化を図るなど市勢発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

次に、大沼啓藏氏でございます。平成13年から寒河江市社会福祉協議会副会長に就任され、さらに平成16年から平成23年までの7年5カ月間、同会長として本市の福祉行政と地域福祉の発展に多大な貢献をされました。さらに社会福祉法人寒河江学園の理事長や人権擁護委員、町会長連合会長、老人クラブ連合会長を務められるなど、幅広い分野において市勢発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

次に、大竹 正氏でございます。平成16年から寒河江市社会福祉協議会副会長に就任され、さらに平成23年から平成27年までの4年間、同会長として本市の福祉行政と地域福祉の発展に多大な貢献をされました。また、市社会教育委員や保護司を務められたほか、ボランティア活動にも積極的に取り組まれるなど、幅広い分野において市勢発展に尽くされた功績はまことに



大きなものがございます。

次に、菊地正明氏でございます。昭和57年に歯科医院を開業され、昭和63年に西村山地区歯科医師会理事に就任以来、同副会長、同会長を務められ、本市のみならず、西村山地域の歯科医療の発展に多大な貢献をされました。また、長年にわたり市内小中学校の学校歯科医として活躍されるとともに、乳幼児から高齢者まで幅広い年代の市民の口腔衛生の推進に尽力され、地域歯科医療と学校保健の進展に大きく貢献されたものであり、市勢発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

以上、5名の方々でございますが、各人の御功績、経歴等の詳細につきましては別紙資料のとおりでございます。

なお、この件につきましては、去る8月17日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、御報告をいただきましたので、今回御提案申しあげる次第でございます。御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第12、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第50号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第50号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第50号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第50号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第50号についてはこれに同意することに決しました。

## 報 告

○**國井輝明議長** 日程第14、報告第4号平成27年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について及び日程第15、報告第5号平成27年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についての2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** まず、報告第4号平成27年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

財政健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は10.8%、将来負担比率は70.8%となったものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第

3条第1項の規定により御報告申しあげるもの  
でございます。

次に、報告第5号平成27年度寒河江市公営企  
業の資金不足比率の報告についてを御説明申し  
あげます。

資金不足比率を5つの事業会計の決算等に基  
づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不  
足比率は発生しないものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第  
22条第1項の規定により御報告申しあげるもの  
でございます。

以上でございます。

## 質 疑

○**國井輝明議長** 日程第16、これより質疑に入り  
ます。

初めに、報告第4号平成27年度寒河江市財政  
の健全化判断比率の報告について質疑はありま  
せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第5号平成27年度寒河江市公営企  
業の資金不足比率の報告について質疑はありま  
せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第17、認第1号平成27年度  
寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
から日程第35、請願第4号教職員定数改善と義  
務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるた  
めの2017年度政府予算に係る請願までの19案件  
を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第36、議案説明であります。  
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市  
長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** まず、決算の認定について御説  
明申しあげます。

平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及  
び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方  
自治法の定めるところにより、監査委員の意見  
をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会  
計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあ  
げます。

歳入決算額は176億5,237万9,285円、歳出決  
算額は168億4,147万4,958円でございます。形  
式収支は8億1,090万4,327円の黒字決算で、繰  
越明許費に係る繰り越すべき財源が1億7,421  
万2,000円ですので、実質収支は6億3,669万  
2,327円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、基金条例等の  
規定に基づき、財政調整基金に3億2,000万円、  
減債基金に500万円、合わせて3億2,500万円を  
積み立てし、残る3億1,169万2,327円は翌年度  
に繰り越しをしたところでございます。

次に、認第2号平成27年度寒河江市公共下水  
道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを  
御説明申しあげます。

歳入歳出ともに決算額は13億6,277万2,089円  
で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整  
備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを  
御説明申しあげます。

歳入歳出ともに決算額は1億8,901万3,449円  
で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道  
事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御  
説明申しあげます。

歳入歳出ともに決算額は500万3,292円で、歳

入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は51億6,327万9,144円、歳出決算額は49億3,370万8,218円で、歳入歳出差し引き残額2億2,957万926円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は4億4,231万9,448円、歳出決算額は4億3,594万4,228円で、歳入歳出差し引き残額637万5,220円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は40億4,009万8,737円、歳出決算額は39億4,869万9,215円で、歳入歳出差し引き残額9,139万9,522円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は2,640万5,139円、歳出決算額は2,425万7,429円で、歳入歳出差し引き残額214万7,710円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は76万1,882円、歳出決算額は47万7,270円で、歳入歳出差し引き残額28万4,612円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、平成27年度寒河江市立病院事業会計決算について、地方公営企業法の定めるところにより議会の認定に付するものでございます。

認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計

決算の認定についてを御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は17億2,840万9,209円、支出は17億6,828万4,565円であり、純損失は5,294万8,031円と相なりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は1億1,018万3,000円、支出は1億5,975万6,835円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,957万3,835円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金5,294万8,031円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

利益の処分について御説明申し上げます。

平成27年度寒河江市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金4億3,964万8,143円のうち、2,000万円を減債積立金、9,900万円を建設改良積立金に積み立て、2億6,600万円を資本金へ組み入れしようとするものでございます。

決算について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出から申し上げます。

収入は11億1,485万1,060円、支出は9億5,000万8,034円であり、純利益は1億1,997万857円と相なりました。

続きまして、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は4,415万6,980円、支出は7億929万865円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は6億6,513万3,885円となりますが、これにつきましては損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

利益処分後の剰余金につきましては、剰余金処分計算書案に記載のとおり5,464万8,143円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

次に、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税制度を活用した寄附金の増加に伴い基金管理事業費等を追加し、公共交通不便地域において実証運行を実施している循環バスについて、本格運行するための市内循環型公共交通運行事業費を計上するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ8億5,095万9,000円を追加し、予算総額を182億6,846万1,000円とするものでございます。

次に、議第53号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金、前年度決算等に伴う基金積立金、療養給付費等負担金の精算に伴う償還金を追加するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ2億3,427万2,000円の追加となり、予算総額を51億2,828万3,000円とするものでございます。

次に、議第54号平成28年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う介護保険給付費準備費基金積立金及び償還金を追加するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ9,139万9,000円

の追加となり、予算総額を42億3,612万7,000円とするものでございます。

次に、議第55号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に係る条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動における公費負担に係る限度額の引き上げについて所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第56号市道路線の変更についてを御説明申し上げます。

道路網の再編に伴い、1路線の終点を変更しようとするものでございます。

次に、議第57号市道路線の認定についてを御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、5路線を認定しようとするものでございます。

以上、17案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決、御認定くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

以上でございます。

## 監 査 委 員 報 告

○**國井輝明議長** 日程第37、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。大沼監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○**大沼孝一郎監査委員** 監査委員を代表いたしまして、私から平成27年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて11会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告を申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げますので、お手元に配付しております一般会計・特別会計決算

審査意見書 1 ページをお開き願いたいと思います。

第 1、審査の概要であります。審査の対象になりましたのは平成27年度寒河江市一般会計、特別会計につきましては平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計から平成27年度寒河江市財産区特別会計までの 8 特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第 2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございますので、むすびの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明を申し上げますので、51ページをお開き願いたいと思います。

初めに、上から 1 行目、決算額の概要から御説明申し上げます。

平成27年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入273億3,477万1,000円、歳出261億9,408万9,000円で、歳入歳出差し引き11億4,068万2,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は 9 億6,647万円となり、さらに、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 1 億5,857万3,000円の黒字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入176億5,237万9,000円、歳出168億4,147万5,000円で、歳入歳出差し引き 8 億1,090万4,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源 1 億7,421万2,000円を差し引いた 6 億3,669万2,000円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4,754万1,000

円の黒字となっております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入112億2,965万3,000円、歳出108億9,987万5,000円で、歳入歳出差し引き 3 億2,977万8,000円の黒字決算となっております。

次に、財政分析であります。財政力指数は 0.525で、前年度に比べ0.013大きくなっております。経常収支比率は87.2%で、前年度に比べ 2.7ポイント低くなっております。

実質公債費比率は10.8%で、前年度に比べ 1.3ポイント低くなっております。市債残高一般会計分は167億9,710万1,000円で、昨年度に比べ 7 億2,697万6,000円減少しております。

次に、市税等の収納状況についてであります。市税は94.6%で、前年度に比べ0.6ポイント高くなっております。また、市税以外の主な収納率であります。下水道使用料は95.2%で前年度に比べ0.2ポイント高くなっております。国民健康保険税は74.9%で前年度に比べ2.6ポイント、介護保険料は98.6%で、前年度に比べ 0.2ポイントそれぞれ高くなっております。

公金の未収金収納対策につきましては、庁内各課における情報交換や滞納マニュアルにより対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平・公正の観点や一般財源確保の上からも重要であり、さらなる収納率の向上に工夫と努力が望まれます。

地域経済が依然として厳しい状況が続く中、今後、少子高齢化の加速や核家族化、人口減少社会の到来など、行政を取り巻く環境が大きく変化をしようとしております。

こうした状況の中で、第 6 次振興計画で掲げた新たな将来都市像であります「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を実現するため、多くの課題に取り組み、市政発展と市民福祉を向上されますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。お手元の寒河江市公営企業会計決

算審査意見書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象は平成27年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成27年度寒河江市水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規定等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明を申し上げます。

先に病院事業会計について御説明申し上げますので、13ページ、むすびをお開き願いたいと思います。

最初に、中段ほどに記載しております病院の利用状況から申し上げます。

入院患者の年間延べ人数は2万7,129人で、前年度に比べ272人、1.0%減少し、1日平均では74.1人となっております。外来患者は年間延べ4万8,623人で、前年度に比べ450人、0.9%増加し、1日平均では200.1人となっております。

医業収支状況について前年度と比較いたしますと、医業収益は3,387万4,000円、2.8%の増加、一方、医業費用も4,610万1,000円、2.7%増加となりました。

損益状況について見てみますと、経常収益は一般会計からの繰り入れが5億8,000万円あり17億2,645万2,000円となり、対して経常費用は17億7,940万円で、差し引き5,294万8,000円の経常損失となりましたが、特別利益及び特別損

失も生じておりませんので、当年度純損失は5,294万8,000円となっております。

当年度未処理欠損金は、資本金から7億5,036万6,000円を繰越利益剰余金に振りかえたことにより、前年度からの繰越金がなくなったため、当年度純損失と同額の5,294万8,000円となっております。

経営分析につきましては17ページ及び18ページの別表3に表示しておりますが、医業収支比率は71.5%で、前年度と同ポイントとなっております。病床利用率は59.3%で、前年度に比べ0.8ポイント低くなっております。また、総務省が公表しております全国自治体病院の類似規模病院の平均病床利用率は、平成26年度の数値であります。68.2%であり、医療資源の効率的活用面から見ても利用率のアップが望まれます。過去5年間の患者数の推移を見ますと、入院7.8%増、外来7.6%減となっております。最近、やや改善傾向も見られますが、入院は病床利用率が低い状況が続いていること、外来の患者数は減少傾向が続いていることなど非常に厳しい経営状況となっております。

こうした状況から、経営健全化は喫緊の課題となっております。早急な対応が求められております。そのためには、収益面では現在保有しております医療資源を最大限に活用し、的確な診療報酬の請求、市民の医療ニーズに対する適時・的確な対応、患者サービスの向上による患者数の増加などにより、医業収益の確保を図ること、費用面では引き続き徹底した経費の節減を図ることが必要であります。

なお、平成28年度から地方公営企業法の全部適用に移行し新たな経営体制となり病院事業管理者が設置されましたが、新経営体制の特徴を十分に活用し、中長期的な視点に立った市立病院のあり方や経営改善計画についての検討を行い、市民から信頼され、地域医療の拠点となる病院経営を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページのむすびをお開き願いたいと思いません。

年間の配水量は前年度に比べ31万2,606立方メートル、5.2%、有収水量も前年度に比べ14万7,373立方メートル、3.0%、それぞれ減少となっております。有収率は老朽管の更新や漏水防止対策の実施などにより前年度に比べ2.0ポイント増加し、84.9%となっております。

水道事業の収支状況について前年度と比較いたしますと、水道事業収益は10億3,650万2,000円で、2,089万4,000円、2.0%の減少、一方水道事業費用も9億1,653万1,000円で2,978万9,000円、3.1%の減少となりました。

損益状況について見ますと、経常収益は10億3,650万2,000円、経常費用は9億1,468万9,000円で差し引き1億2,181万3,000円の経常利益となっておりますが、特別損失が生じておりますので、当年度純利益は1億1,997万1,000円となっております。

また、供給単価と給水原価を比較いたしますと、給水原価1立方メートル当たり179.8円に対し、供給単価は1立方メートル当たり200.2円で、供給単価が給水原価を1立方メートル当たり20.4円上回っております。

経営分析につきましては38ページ及び39ページの別表3に表示してありますが、支払能力を示す流動比率及び営業活動能率を示す営業収支比率とも良好な数値となっております。

企業債未償還残高は15億268万円となっております。

今後は、給水人口の減少や利用者の節水意識の高まりにより水需要量は減少していくと思われ、水道料金収入の大きな伸びは期待できないと見込まれます。

また、ここ数年、安定的に推移してきた有収率が前年度は3.4ポイントの大幅な低下となりましたが、前年度に比べ2.0ポイント改善し、

84.9%となりました。これは老朽管の更新や漏水防止対策の実施などによるものと考えられますが、引き続き十分留意していく必要があります。

今後、水道水の安定的な供給のためには、基幹施設の更新整備や耐震化による老朽管の布設がえなどを計画的に進める必要があり、多額の費用が見込まれております。

寒河江市水道ビジョンで示された水需要の見通しや施設整備等の課題などに的確に対応し、より一層効率的な経営に努め、市民生活や社会経済活動の重要な基礎である安心・安全で良質な水道水の安定供給に努力されるよう要望いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時25分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。





平成28年9月1日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	設楽和由	税務課長
荒木信行	市民生活課長	森谷孝義	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
辻洋一	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観 光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	安達徹	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第2号 第3回定例会  
 平成28年9月1日(木) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

### 一般質問

再開 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 一般質問通告書

平成28年9月1日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	観光振興について	(1) 本市観光客の受け入れについて (2) イベント開催の状況について (3) 観光案内所及び窓口の設置について (4) 土産品の開発・販売状況について (5) 広域連携の今後について	3番 佐藤 耕治	市長
2	中学校部活動について	(1) 市内中学校の部活動の状況について (2) 子供たちが選択可能な環境整備について		教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	さがえ未来創成戦略の進捗について	(1) 農業支援について (2) 企業支援・企業誘致について (3) 移住・定住支援について (4) 結婚・出産・子育て支援について (5) 住みよさランキングについて	7番 太田芳彦	市長
4	市内中学校の施設整備について	(1) 施設整備の実績について (2) 施設整備の現状と今後について (3) グラウンドの改修について (4) グラウンド整備の方向性について (5) 野球場の照明について (6) 部活動のあり方について		教 育 長
5	国益を著しく損なうTPP（環太平洋経済連携協定）による農産物完全輸入自由化対策の強化について	大地を耕し、額に汗して働く市民の笑顔が輝く、魅力ある観光農業の推進について	4番 渡邊賢一	市長
6	世界に誇る観光スポット「チェリーランド」のリニューアルについて	観光客のベストスマイルを醸し出す「チェリーランド」全体の再整備計画について		市長
7	平和憲法を市民の暮らしに活かす平和行政の推進について	(1) 不戦の誓いを新たにし、平和憲法の改悪を許さないため、平和都市宣言に基づく市民参加の平和祈念事業について (2) さがえっこの <sup>いのち</sup> 生命と笑顔を守る平和教育推進について		市長 教 育 長
8	鳥獣被害対策に対する現状と課題について	(1) 本市の鳥獣被害について (2) 今年度の有害鳥獣の捕獲実績について (3) 今年度の被害総額について (4) 鳥獣被害対策実施隊の設置と活動状況について (5) 鳥獣被害防止計画について (6) 有害鳥獣捕獲に対する報酬について	2番 古沢清志	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	市道寒河江駅高瀬山線の整備について	(7) 有害鳥獣被害軽減モデル事業について (8) 今後の有害鳥獣に対する取り組みについて 危険防止のための側溝蓋の整備について		市長

### 佐藤耕治議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号1番、2番について、3番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** おはようございます。

新政クラブの佐藤耕治です。9月議会もスタートし、一般質問のトップバッターということで大変緊張しておりますが、よろしく願い申しあげます。

今回の大型台風10号で被害に遭われました皆様に御冥福とお見舞いを申しあげます。一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申しあげます。

寒河江市においても、大きな災害もなく安心いたしました。また、当市でもいち早く自主避難者向けの避難所をハートフルセンターに開設していただき、市民の安心・安全対策につきましては、対応ありがとうございました。

さて、8月に行われました大相撲巡業、商工会を中心に関係各位の努力により大成功をおさめられました。また、前日の寒河江駅前における盆踊り大会も、力士の参加もあり昨年を大きく上回るにぎわいでありました。子供たちの夏休みの期間でもあり、来年のイベントを楽しみにしている市民もおりました。8月27日では慈恩寺コンサート、東儀秀樹を楽しみにしている大勢のファンがおり、大盛況でありました。9月は寒河江まつり、みこしの祭典が間近になりました。寒河江市では、慈恩寺観光を初め、桜

回廊、つつじまつり、6月の多くのさくらんぼ関係イベント、9月の寒河江まつり、そして冬の雪フェスティバルなど通年に及び開催されております。これからの季節、食欲の秋、収穫の秋、読書の秋ともみじ狩りまで多くのイベントが開催され、中でも山形といえば芋煮会と全国にPR展開されております。

また、夏果物では山形県のデラウェアは全国生産量日本一であります。販売価格が低迷しており、農家が悲鳴を上げている状況であります。JAと行政が一体となる支援をよろしくお願い申しあげます。

では、一般質問に入らせていただきます。

通告番号(1)観光振興についてお伺いたします。本市の観光客の受け入れについてお伺いします。

東日本大震災より観光客が減少していると言われております。平成26年度の年間観光客の入り込み数は343万4,000人と報告されておりますが、平成27年度の年間観光入り込み数をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

佐藤耕治議員から観光振興についてお尋ねでございますので、順次お答えを申しあげたいと思いますが、平成27年度の年間の観光客数ということでは、市内への入り込み数については、27年度、さくらんぼの祭典あるいは第1回の山形雪フェスティバルなどの新たなイベ

ントが開催されたということもありまして、山形県の観光客数調査の公表では358万8,300人と前年度比15万4,300人の増、104.5%の伸びというふうになって、伸びは4.5%ということになっているところがございます。

なお、山形県全体としては、平成27年度、4,490万人で前年度比99.4%というふうになっているところがございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいまの数字に対しまして市長は、この数字について満足なされているでしょうか、お答えをお願いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどもお答え申しあげましたが、27年度は新たなイベントもあって前年度に比べて増加ということになっているわけですが、冒頭、佐藤議員のほうからも御指摘ありましたとおり、東日本大震災の影響、それから関越自動車道での事故による規制、さらには貸切バスの運賃料金制度の影響などもあって、実感としては震災前の水準にはまだ戻っていないのではないかというふうに感じております。数字は前年よりも伸びているということですが、満足しているかということ、まだまだ満足とまではいかないというふうに思っておりますので、今後ともさくらんぼあるいは慈恩寺を初めとする観光資源の価値を一層高めて、寒河江市ならではの魅力ある観光誘客を図りながら交流人口の拡大に努めていきたいというふうにも思います。

また、新たな取り組みといたしましうか、ターゲットとしては、外国人観光客の誘致、県を挙げて取り組んでいただいているところですので、寒河江市としても積極的に取り組みを考えていきたいというふうに思います。

ことしは、現地メディアを使ったPR、あるいは台湾でのさくらんぼの種吹きとばし大会を開催していくことに予定をしております

ので、そういったところで情報発信を行って、また受け入れ態勢なども整備を図って誘客につなげていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 私も同感でありまして、まだまだ交流人口をふやしながら経済効果に結びついていったらよいかと思っているところがございます。

続きまして、イベント開発の状況についてお伺いたします。

本市では通年に及びさまざまなイベントが開催されておりますが、現状と開発について市長にお伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど議員からも御指摘ありましたけれども、寒河江市におきましては、四季のまつり実行委員会を中心にして四季折々に寒河江らしいイベントを展開しているところであります。お祭りとしては、3月のひな祭りを皮切りにして4月の桜祭り、5月のつつじまつり、そして、6月のさくらんぼ祭り、そして9月の寒河江まつりということではありますが、ことし1月には雪フェスティバルということで、これまで課題でありました冬場の観光が整って、文字どおり四季にわたって観光誘客事業が開催されるということになってきたというふうに思っておりますので、今後はそれぞれの祭りについてさらに充実、強化をして情報発信力を高めてさらなる観光誘客につなげていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 観光については、全国どこでもPR合戦が激化していることと思っております。中でも世界遺産を認定された地域や物に観光客が人気を集めており、歴史や仏閣、イベント等が集客力アップにつながっていると思われま

寒河江市でも多くの観光客増加を期待したいものであります。単発的な観光よりさまざまな

人や物とのかかわりの中で滞在時間を長くすることで経済効果が上がるのではないのでしょうか。

また、東京都内の観光案内などを見ますと、はとバスツアーでは、半日コースや昼のコース、夜のコースなどと数多くのメニューの中から選択可能となっております。北は札幌から全国各地において提案型観光が人気を呼んでおります。

本市でも、自然、文化、芸術、食べ物、体験、工場見学などを組み合わせた観光が観光客増加につながるのではないのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、単発の観光資源をPRしていくということではなく、さまざまな観光資源を連携をさせていろんなメニューを提供して、それをお客さんに選択していただくということが大変これからの観光のあり方の一つではないかと思えます。

寒河江市では、御案内のとおり、恵まれた環境から生み出された紅秀峰、さらにはつや姫、はえぬきなどを初めとする農産物がありますし、古刹慈恩寺などの歴史的な資源もあります。また、東北百名山の一つであります葉山、それから御案内の東北屈指の祭りであります神輿の祭典、それから清流寒河江川で育ったアユなどもありますし、また、国内外のファッション業界に高い評価を得ている繊維産業、さらにはグリバーさがえでの多目的な水面や芝生を活用した体験型のアクティビティーなど、ほかにはいようなすばらしい資源が豊富に存在しておりますので、こうした資源を単独ではなくて組み合わせて活用する、またこれまでと違う視点から捉え直すことで新たな魅力を創出していくということが、大いに期待されるというふうにも思えます。

このように、寒河江でしか味わえない、寒河江ならではの観光や体験ができる着地型の観光を推進する必要があるというふうにも思ってお

りますので、観光客のニーズや動向を的確に捉えて地域資源を生かした体制づくり、それから受け入れ環境の整備などに努めて効果的な情報発信など、観光誘客をさらに推進していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。ニーズを捉えながら観光の振興に向けていくことのニーズ、近年は災害も多く、先日の震災もそうですけれども、きのうの熊本の地震などもあり、遠距離の観光客の入り込み数も懸念されるわけですが、災害が少ない観光チャンネル等も持ちながら、隣県の観光誘致にも力を入れながら進めていけばよいのかと思っております。

続きまして、(3)の観光案内所及び窓口の設置についてお伺いいたします。

観光案内については、寒河江市観光物産協会が行っていることは承知しておりますが、市役所内における取り組みとして慈恩寺観光やつつじまつり、さくらんぼ狩り、ツール・ド・さくらんぼ、さくらんぼのオーナー制、たしろ亭などさくらんぼ観光を初め、さがえ未来創成課、商工振興課、農林課など各課それぞれの活動ではわかりにくいのではないのでしょうか。窓口を一つにし、市民の皆さんが目につく場所に設置し利用度を高めるとともに、わかりやすい観光窓口が観光促進につながると考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 観光案内の窓口の御質問ですが、議員御指摘のとおり、観光客向けの全体の窓口といいますと、寒河江市の観光物産協会がその窓口になっているわけでございます。道の駅のチェリーランドのさくらんぼ会館の中には、観光案内所の看板を掲げて市内の観光情報のほかに周辺の市や町、あるいは県内の観光情報などを提供してもらっております。

また、JR左沢線寒河江駅の2階の北側の見

晴らしサロンでは、さくらんぼ祭り、あるいは寒河江まつり、雪フェスティバルの祭りの期間中は毎日、その期間以外の冬を除いた土・日も観光情報を提供しているようにしているところがあります。

それから、御案内のとおり、慈恩寺などではさくらんぼシーズンなどには特別展などもやっていただいておりますけれども、二、三人体制、あるいはそれ以外の時期、冬場を除きますけれども土・日は1人体制ということで観光案内をしていただいているところでもあります。

主な観光地などについては、先ほど申しあげましたとおり、観光物産協会などを中心にして、あと地元の皆さんから御協力をいただいて観光案内をしていただいているという状況であります。

ただ、御質問は、いろんなイベント、行事などを市内で展開しているわけでもありますけれども、市役所が関係するようなイベントなどについてそれぞれの担当課が分かれているのが非常にわかりにくい、あるいは情報発信力が弱いのではないかという御指摘であります。市民の皆さんや観光客の皆さんからすれば一本化したほうが非常にわかりやすいというような、ごもったもんな御質問かと思えます。それぞれの事業、行事などについては、それぞれの事業目的があります。もちろん、観光的な要素があってPRをしていると、担当しているというところではありますが、必ずしも観光がメインの目的ではない事業もあるわけでありまして。例えば地域づくりであったり農業振興というのがメインの事業などもあるわけでありまして、そういった事業などについては、それぞれの担当課がメインとして取り組んでいるということでもあります。それを観光サイドに一本化するというのは、現実的にはなかなか難しいというふうにも思います。

ただ、誘客活動、あるいはPRなどの案内な

どについては、市全体として窓口を一本化して効率的に情報発信をしていく、一元化をするということは十分可能だというふうに思いますし、そうすることが情報発信力の強化にもつながる場合も多々あるかというふうに思いますので、これについては今後、市役所内で情報発信の窓口を一本化することについて鋭意検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ぜひ検討をお願い申し上げます。

続きまして、(4) 土産品の開発・販売についてお伺いいたします。

寒河江の土産品は何ですかと尋ねたら、頭をかしげなければならないと思っている人が少なくありません。観光での土産品は寒河江の顔であり、通年販売できる土産品が必要ではないでしょうか。

また、チェリーパイの開発・販売など土産品の開発・販売についての市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 土産品というのは、その土地での楽しい思い出を添えて家族の方、あるいは有  
人、知人にお裾分けするということでありま  
しょう。そういった中で、寒河江のお土産品をお  
持ち帰りいただいて改めて寒河江を思い出して  
いただくこと。そして、寒河江の認知度を高めて  
いただくということでは、大変重要なものでは  
ないかというふうに思います。

先ほど年間を通したお土産品が見当たらない  
というようなお話でありましたが、同じものでは  
なくても、年間の同じものということではな  
いかもかもしれませんが、四季折々の寒河江の土  
産品というのは多々あるわけですね。さくらんぼ  
もありますし、それからつや姫もありますし、  
いろんな四季折々のフルーツなどもあるという  
ことであります。

それから、おっしゃっているのはお菓子とか、そういう通年販売できるようなものということでありましょうけれども、昨年度、御案内かと思いますが、新商品開発ということで昨年度、十二神将つや姫クッキー、シューチェリン、駅で買えない寒河江駅弁と3つを公募をして開発を新商品として誕生したところであります。

それから、今年度は、先ほど御指摘ありましたけれども、さくらんぼを使ったパイの商品化を進めているところであります。これは1月に開催された寒河江子ども議会2016において、子供議員から寒河江のさくらんぼをいつでもお菓子として楽しめるようにという思いから、さくらんぼを使ったパイのコンテストの実施と商品化という御提案をいただいてその取り組みをしているところであります。現在、レシピのアイデアを公募をして、それから菓子製造業の方に商品化をしていただくということで進めているところでございます。完成は10月ごろをめどに予定しているところでございますし、また、販売に当たっては試食会をしたり、あるいは商品モニターの実施など、さらにはバリエーションをふやしていくなどということで、物産協会、観光物産協会とも連携をしながら進めていきたいというふうに思いますし、改めて昨年度開発をした3つの商品も含めてPRを行いながら、寒河江の定番商品となるようにいろんな形で支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** さまざまな開発、そして、販売等も含めながらではありますが、本当に一番全国に誇れるお土産品というのは、なかなか難しい現状でもあるかと思えます。ただいま市長からあったように、四季折々の食べ物もありますが、全国の土産の数々を見てみますと、かなりの数、何百何千で数え切れないほどのものがあると私は思っておりますが、その点におきま

ても、専門家におけます山形県でいいますと、県クラスター協議会との共同開発なども連携して、全国に誇れる土産なども検討していただければ幸いと思っているところであります。

続きまして、(5) 広域連携の今後についてお伺いいたします。

寒河江市の広域連携の取り組みと今後の方向性について市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 観光分野の広域連携という御質問でありますね。そういうことであれば、これまでいろんな形で1市4町、少なくとも1市4町の取り組みを進めてきたところでありますし、また、1月開催の雪フェスティバルなどについては県も一緒になって、県と1市4町、協力をして誘客活動などにも取り組んで成功させてきたところでありますので、そういう意味では、今後もそういう観光誘客に向けた広域連携というのは、ますます充実をしていかなければならないと思っているところでありますので、我々寒河江、1市4町の中心となる寒河江市においては、さらなる連携を強化すべく取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 寒河江市におきましても、さまざまな提案型観光プランや、ただいま市長から答弁ありました隣接関係の広域的連携を進めるということで、農・工・商連携なども誘客増加につながるのではないのでしょうか。

経済効果の面から見ても、滞在型観光は必要不可欠であると思っております。宿泊における市内の旅館、ホテル数と宿泊可能人数をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市内の旅館、ホテルは全部で12軒ございまして、宿泊可能人数は864名というふうに聞いているところでございます。



○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 今後、さまざまな観光イベント関係の中で、ただいま12軒の旅館、ホテルと、そして864名の宿泊人数ということですが、大きなイベント関係からすると、先般の大相撲巡業でも、聞くところによると、いろんな旅館に分散をされて宿泊をしたということもありますが、この数字に対しての市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この数字についてというよりは、それぞれ事業者の皆さんの事業計画、構想に基づいてそういう取り組みを寒河江のほうに立地をしていただいている歴史的な経過もあるわけですので、そういうところを踏まえての数字、現況になっているというふうに思われます。我々としては、多くの皆さんから宿泊をしていただければ、さらなるニーズが高まって宿泊可能人数もふえていくというふうにも思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいまの説明の中でも本当にホテルの数、お客さんが来なかったらあいてしまうということもあり、大勢来るとあふれてしまうということもあることなどから、さまざまな今の観光の中でも大型バス関係よりも個人客の観光が多いということも聞いている中で、私が1つ思うことには、寒河江市の観光には西村山地区内の滞在型観光コースプランのメニューづくりが必要と考えます。観光の交通手段の多くは、車による観光が多いと思われま。例えば国道112号線と国道287号線を利用したコース、新潟方面からでは、国道287号線を利用し、朝日町観光から大江町観光へ、さらに寒河江市観光から河北町観光ルートを通りいただき、地元で宿泊し、また、国道112号線コースプランなど、さらには西村山1周コースプランといった多彩なプランを考えてはどうでしょうか。

市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江あるいは西村山全体の観光振興、広域連携ということを考えますと、やっぱり車を中心にした観光が当地方は多いというふうに思いますから、そういう認識で連携、あるいは商品開発、あるいはサービスの提供というものを考えていくのが重要だろうというふうにも思っているんでありますが、1市4町の連携でいいますと、5年目になるんでありますけれども、1市4町、それから観光関係団体が一体となって山形どまんか探訪プロジェクト会議というものをつくっておりますが、さまざまな事業を展開をさせていただいております。

モデルコースの事業としては、四季に合わせて西村山の魅力を最大限に満喫できる山形どまんかツアーというものを実施しております。

それから、西村山の大きな資源であります温泉を活用して1市4町の日帰り温泉施設をめぐるスタンプラリーなども実施をさせていただいているところでありますし、ホームページあるいはパンフレットなども作成をしてわかりやすく魅力を紹介しているところでございます。

それから、1市4町全てに道の駅が整備されておりますので、そういった施設、観光施設などにおいてパンフレットなどの設置をするなどということで、連携してその地域だけの情報でなくて他の市町の情報なども提供して連携をしていくということにしているところでございます。

また、ことし、4回目ですか、ツール・ド・さくらんぼなどについては、1市4町をめぐるわけでありましてけれども大変好評であります。そういったところで全国からの参加者に魅力ある西村山を体験していただいたということでもあります。

そういう意味で、気軽に車で移動できるような観光の旅行計画などをみずから旅行者が行え

るような、そういう取り組みなども情報提供しながら、積極的に進めていく、よりきめの細かい取り組みというものが必要になってきているというふうにも思いますし、そういう意味で1回だけでなく何回も訪れていただけるような取り組みというものを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ますます観光振興について御尽力いただけるようお願い申し上げます。

また、ことし2月16日に総務産業常任委員会と寒河江温泉組合さんとの意見交換会が開催されました。会議の中、組合の意見として、寒河江温泉はどこにあるのですかとお客様より問われたことで、知名度不足であることを再認識しましたと発言され、私も寒河江温泉の場所とPR等も含め滞在型観光は地域経済効果につながると考えておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江温泉について、さまざまな形でこれまでもPRなどもさせていただいております。現在、温泉協同組合には8つの施設というんですか、事業者の方から入っていただいて一緒になってPR活動を展開しているところであります。例えばさくらんぼシーズンに毎年恒例となっております仙台楽天コボスタジアムでさくらんぼナイターがありますが、そのときに一緒に行っていただいてPRをしてパンフレットやらタオルを配布していただいておりますし、また、JR左沢線寒河江駅における風っこ号の歓迎イベントの際のPR活動などにも取り組んでいただいております。

それから、先ほどありました1市4町をめぐる温泉スタンプラリーの実施などにも取り組んでいただいて、知名度向上に努めていただいておりますが、しかしながら、議員御指摘のとおり、寒河江温泉としての知名度は低く、まだま

だ認知されていない状況にあるのではないかと考えているところでもあります。

そういう点もあって、寒河江市には多くの観光客が訪れてはいますが、通過型観光が多くなっているのではないかと考えているところでもあります。そういうことからすれば、PR活動だけではなくて、観光客の皆さんから選ばれるような温泉地となるような街並みの形成とか、魅力ある温泉地をつくっていく、創造していくということが寒河江温泉の知名度向上になっていくのではないかと思います。そうすることが、御指摘のような滞在型観光に結びついて交流人口の増加、消費拡大などが図られ、地域経済の活性化に大きな力になってくるのではないかなというふうに思います。

そのためには、周辺の地域資源、例えばせせらぎ公園、足湯、沼川の遊歩道などの地域資源なども大いに活用することが必要でありますので、温泉組合並びに関係者とも十分協力をしながら、魅力ある温泉地となるよう鋭意取り組みを進めていきたい、あるいは検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** よろしく検討をお願いいたします。

先日8月25日の山形新聞に記載されておりました雪フェスティバルは、昨年が初めての行事で、時間的にも御苦労なされた中での成功でありました。

なお、今後の方向性について市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、8月24日に雪まつりの実行委員会を開催させていただきました。来年の2月3日から5日までの日程で実施をする、我々は第2回と、こういうふうに言っているんでありますが、継続開催が決定しております。

御案内のとおり、ことしの1回目、雪が心配されたり、あるいは駐車場が不足して交通渋滞なども課題があったりしたわけでありまして、いろいろな形で、いろいろな面で注目を集めて16万1,000人という来場者がございました。経済効果もシンクタンクの調査では7億円を超えると、こういうふうなところで一定の成果があったものというふうに思っているところであります。

先ほども申しあげましたが、冬期間の観光客が減少する大変厳しいときのイベントでありますので、そういう意味では観光誘客にも大変効果があったというふうに思っているところであります。

我々としては、この2回目、来年の2月の開催をぜひさらに成功させていくということが、これから継続して実施をしていくためには必要になってくるというふうにも思いますので、県と1市4町、それから関係者、十分連携をして成果を出していくというふうに努めていきたいというふうに思っていますので、議員各位初め、皆さんのほうからさらなる御協力、御支援を賜りたいというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 冬のイベントとして雪フェスティバル、イベントの充実とともに駐車場の拡大、シャトルバスの増便など交通渋滞緩和など十分検討されまして、冬のイベントとして定着できるようにお願い申し上げます。

続きまして、通告番号2、中学校部活動についてお伺いいたします。

(1) 市内中学校の部活動の状況についてお伺いいたします。市内中学校の部活動の種類と数について、教育長にお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答え申し上げます。

市内の中学校に今年度、設置されている部活

動の主な種類とその数についてお答えをいたします。

まず、陵東中学校でございますが、陵東中学校には野球、男女のバスケットボール、男女のバレーボール、柔道、剣道、そして、吹奏楽など合わせて16の部がございます。

それから、陵南中学校でございますが、陵南には男女のソフトテニス、ソフトボール、サッカー、陸上、そして、吹奏楽や美術など合わせて22の部がございます。

それから、陵西中学校でございますが、陵西中には卓球、男女のバスケットボール、男女のバレーボール、野球、吹奏楽など合わせて9つの部が設置されていると、こういう状況でございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。学校の生徒数の数から割りますと、本当に部活ができかねるものが幾つかあるかと思えます。その中でも、少子化により年々生徒数が少なくなっていることは承知しておりますが、この地区に生まれたことに子供たちが、他校にある部活と母校の部活を比較し、希望する部活がないことに不満を抱くことはないでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 中学校の部活動ということの加入のことでありますが、小学校の時代からオリエンテーション等で各中学校の説明がございまして、その中で部活動の説明などもあるというふうに聞いておりますが、そういう段階でそれぞれ自分の所属する部を希望しておいたり、あるいは実際に入学してから5月初めぐらいまでが部活動の加入の、いわば見学期間というんでしょうか、そういう期間になっているようでもありますので、そういう段階でいろいろ子供たち、保護者等も含めていろいろ考えているだろうと思います。

不満を持つ子供たちがいないとも限りませんが、実際自分の希望するところに入れなくても新たな活動の中で実際に生き生きと活動に参加している子供とか、生徒とか、あるいは最初はやや不満を持っていたけれども、実際やっていく中で同級生の生徒たちとのかかわり、あるいは先輩、後輩のきずな、そういったことによさを感じて、これもしっかりと部活動を前向きに取り組んでいる姿というものがありますので、必ずしも不満を持っていることがその後、影響しているということではないというふうに認識しておりますが、しかしながら、多様なニーズがあるということは承知しております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。学校の生徒数からすれば、多い、少ないは少子化の時代でありますからさまざまな問題も出てきますし、また子供たち、御父兄の方の近年の意向調査なども踏まえながらさまざま検討していただければ幸いです。

(2) 子供たちが選択可能な環境整備についてお伺いいたします。

市内には3校の中学校があり、子供たちは毎日部活動に励んでいます。しかし、子供たちの中には自分のやりたい部活がなく、現状の存在する部活に入部するしかないという子供が少なくありません。また、チームプレーで定数制限がある部活では、人数が少なく大会等に参加できなくなる状況下になってきております。子供たちが希望する部活動に環境整備が必要と考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 選択可能な環境整備というようなことでございますけれども、生徒が希望する部が在籍する学校に必ずしも設置されていないという場合のお話でございましたけれども、御承知のとおり、生徒数あるいは指導する顧問となる教員数などの関係もございまして、全て

の生徒の希望どおり部を設置するということは、これは大変現実的には難しい問題でございます。

そのような中でございますけれども、先ほどちょっと申しあげましたが、希望する部に所属しまして自分の可能性を伸ばそうという生徒もおります。また、自分の意思でこれまでとは違った活動の部を選択して可能性を伸ばす、頑張ろうという生徒もおります。さらには、最初は必ずしも希望に沿ってなく、新たな活動に挑戦するということで可能性を広げていく、新たな友情、先輩、後輩の関係、こういったものを育んでいく生徒、そういう実態というのはさまざまであろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、部活動というのは、その活動を通して一人一人の生徒の確かな成長につなげていくということが大切だというふうに考えております。そういうことで、可能な限りの選択可能な環境整備というものも含めまして、さまざま工夫、配慮が必要であろうというふうに思っております。

それから、人数が少なく大会等に参加できなくなるという状況になっているのではないかと御指摘でございますけれども、本市におきましては、現在、これに直接該当する部はございません。しかし、今後の生徒数の推移などから運営面とか指導体制、あるいは設置する部のあり方、そういったものも含めて検討を始めている学校も出てきております。

市教委といたしましては、これからも生徒一人一人の可能性や成長を育む教育環境、教育条件、そういったものの整備が図られるように学校等と連携をしながら努めてまいりたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。

市民の声の中には、子供の部活動に積極的な親の中には、子供が望む部活、あるいは出場大会での勝利が可能な部活へ住まいを移転し、学

区内に住居を構える家族がいることを耳にしました。このことについて教育長の御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答えを申しあげたいと思います。

生徒、保護者の部活動に対する希望というか、ニーズ、多様化すると先ほど申しあげましたけれども、そういう中で学校が設置する部以外の活動というものを希望する生徒や保護者が出てきております。このような中でございますが、御指摘のように、子供がこれまで取り組んできた、継続して取り組んできた活動を続けさせたい、あるいは進学する学校にはない部に所属させたいと、こういった理由から住まいを移動して希望する部活動に参加をさせたいと考える保護者もいらっしゃるかもしれません。

この点に関しましては、各御家庭のお考え、あるいは御事情というなどのこともあろうかと思っておりますが、生徒同士のつながり、あるいは生徒の将来、こういったことを十分に慎重に考えていただきながら御判断をいただければなというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 大変部活の問題に対しては難しい問題が多々あろうかと私も思います。当然、山形県教育委員会の中でもさまざまな議論がなされるかと思っております。

最後に、少子化の進む中ではありますが、将来、本市から多くの芸術家やアスリートなどが出てくることを願い、中長期的展望に立ち検討していただきますようお願い申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

### 太田芳彦議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号3番、4番について、

7番太田芳彦議員。

○**太田芳彦議員** おはようございます。

8月3日より開催されましたリオオリンピックも21日で閉会し、日本は多くのメダルを獲得し、熱い闘いに眠れぬ夜を過ごしたのではないのでしょうか。9月7日からはパラリンピックも始まりますので、日本選手の熱戦を期待したいと思います。

9月に入りましてまだまだ残暑厳しい中ではありますが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。このたび、長年、お世話になりました新政クラブを途中下車しまして、会派的には無党派となっておりますが、政務活動費等の関係からさわやかクラブと命名し、工藤会長とともに活動していくこととありますので、よろしくお願い申し上げます。

ちなみにクラブ名は、某焼酎メーカーからとったものではなく、2人のイメージから秋風のようにさわやかにという意味でありますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、通告番号3番、さがえ未来創成戦略について質問をさせていただきます。

この戦略については、平成27年10月に作成され議員懇談会等で周知されたものと認識しております。周知の中で、日本全体や山形県で人口減少や超高齢社会が急速に進んでおり、地方都市から都市部への人口流出が続いている。これらの課題に対し、我々はあらゆる手段をもって的確、かつ多角的に、そして迅速に立ち向かわなければならない。今、国の掲げる地方創生の名のもとに全国の自治体が地方への人の流れをつくるため、地域で雇用を生み出し、地域に根づいた産業を育成し、子供を産み育てる環境づくり等を目指した戦略を策定し、進めるための行動指針としてこの戦略を策定したとの説明でありました。

また、これまで何度となく言われてまいりましたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計

値では、2040年には寒河江の人口が3万2,000人を切るというような報道もなされたわけでありまして、この戦略が策定して1年近くになるわけですが、進捗状況について何点か質問をさせていただきます。

まず、基本目標1「魅力ある「しごと」の機会を創出し、社会動態の改善を目指す」の中の最初に、政策パッケージ、農業支援についてお尋ねします。

目標値が平成31年になっていますのでそんなに急激に進んでいるとは思いませんが、進捗がないところはお答えいただかなくても結構でありますので、答弁よろしくお願いたします。

具体的な取り組みで10項目ほど挙げておりますが、その中でも新規就農者、Uターン者を含む確保等の強化とありますが、これまでの動きを教えてください。

また、6次産業化に向けた組織設立や地産地消の促進など、地域内流通等を強化する取り組みについても、非常に大切な取り組みであろうと思っておりますので、どの程度進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 人口問題を考える際、大きい要素は、自然動態の改善と社会動態の改善というのが大きい要素であろうかと思いますが、自然動態については少子化対策というのがメインになろうかというふうに思いますけれども、この社会動態のほうをどういうふうにして改善していくかということの中で、仕事をふやして寒河江のほうに多くの皆さんに来ていただく、あるいは出ていく人を少なくしていくという中で、やっぱり農業の問題というのは隠れがちでありますけれども、やっぱり基本的な産業なのでそこをどうしていくかということを引きちと対応していかないと、全体的な対策が効果がないというふうにも思っているところであります。

前置き、ちょっと長くなりましたけれども、

そういう意味で農業問題に取り組ませていただいておりますが、まず新規就農者の確保の強化への取り組みということでお答えを申しあげておきますが、寒河江市におきましても、全国の例に漏れず、農業従事者の減少、あるいは超高齢化、担い手不足というのが深刻な課題になっているわけでありまして。

平成22年から26年までの5年間に50名を超える新規就農者を確保することができておりますけれども、地域農業の維持発展を図っていくためには、より一層の多様な担い手を確保をしていくということが引き続き重要でございます。

寒河江市としては、これまで農業士会を中心に若手就農者の組織であります担い手の会、さらにはJA、農業委員会、県の西村山農業技術普及課と一体となって新規就農者の支援育成協議会というものを立ち上げて新規就農者の支援を行ってきたところでございます。さらに、昨年度からUIJターンによる新規就農者を確保するというので、東京で開催された就農相談会、新・農業人フェアというものに初参加をいたしまして、本市農業のPRあるいは就農相談などの活動を積極的に行っているところでございます。

加えまして、就農体験ツアーというものをことし7月上旬に開催をいたしまして、ツアーの参加者に農作業を体験していただいて本市の農業のすばらしさを感じ取っていただいたところでございます。

また、市外からの転入を検討されている方、新規就農者にとって大きなハードルとなっているのは住宅問題でございます。その対策として賃貸住宅の家賃補助を行う新規就農者定住促進支援事業というものを今年度から始めたところでございます。そのほかにも新規就農者の支援策として、例えば新規就農する場合、施設整備あるいは機械購入などに経費がかかっていくということがありますので、その経費の2分の1

を助成するという一方で、担い手新規就農等支援事業というものを市単独で事業展開をしているところがございます。

また、6次産業化支援に対する取り組みという御質問もございましたが、御案内のとおり、6次産業化というのは、農家が自家生産した農産物に加工等によって付加価値をつけて、さらには販売まで行うということによって農業所得の向上を図っていくということでございます。国を初め、県あるいは市など行政としても全国的な事例の紹介、あるいは優良事例の紹介とか、専門家のアドバイス、それから財政的な支援というものを行っているわけでありまして。

ただ、業を起すかどうかというのは、最終的には農家の方自身の判断というところがあるわけでありまして、行政としては今後とも的確な情報提供などに努めながら、自発的に6次産業化を目指す農家の方が数多く出てきていただけるように腰を据えて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

新規就農者確保に関しましては、いろんな施策を打っていただいているという今説明でありましたけれども、就農者への相談会ということ、今お聞きしたんですが、これは大体何名ほどの参加を得られたんでしょうか。

○**國井輝明議長** 原田農林課長。

○**原田真司農林課長（併）農業委員会事務局長**

ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** もう1点、強化策ということで就農者の体験ツアーを行ったということもあつたんでございますけれども、参加者の数というのはわかりますかね。

○**國井輝明議長** 原田農林課長。

○**原田真司農林課長（併）農業委員会事務局長**

2名でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。先ほど市長のほうから、これまで新規就農者50名ほど確保になったという話でございましたけれども、最近のデータを知りたいんですが、ここ2年間の新規就農者数と成果についてお尋ねします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ここ2年間ということでありまして、平成26年度は11名、平成27年度は10名というふうになっております。

新規就農センター、皆さんの多くは地域農業の新たな担い手として活躍していただいて、先ほど御説明した新・農業人フェアとかツアーなどにおいても、アドバイザーとして参加をさせていただいて取り組んでいただいているところでありますので、今後とも寒河江市の農業活性化のためにさらに御協力、御支援をいただければというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。26年度が11名、27年度が10名という説明でありましたけれども、大体この数字というのは、市長から考えて想定内ぐらいか、この辺ぐらいが妥当かなについてはどう思われますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど御質問にもお答えしましたけれども、5年間で50名を超える方ということではありますが、寒河江の地域の農業を維持・発展をさせていくためには、まだまだ多くの方に新たに農業に従事をしていただきたいということでもありますので、さらに我々としてもこの方に参加をさせていただいて担っていただければというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 私も農業経験した者でございまして、農業経営の難しさは身をもってわかっているつもりでございます。友人も農業を営んでいる方が大勢いますが、異口同音に農業で生計

を立てる難しさを語ってくれます。ややもすると、新規就農支援の150万円が魅力で飛びつく人もあるかと思いますが、それだけでは生きていけないのが現状でありますので、農業の厳しさも指導しながら、新規就農者確保の強化に頑張ってくださいと思います。

次に、6次産業について先ほどお答えいただきましたけれども、これに関しましても、ここ数年で立ち上げた企業は何件ありますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 6次産業として新たに立ち上げた企業については、1つは、県の農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業というものがあまして、それを活用して平成23年にニンニクの生産から黒ニンニクの加工販売を行う株式会社慈恩寺ファームというのが立ち上がっております。それから、同じく平成23年ですけれども、ちはまニンジンの生産からジュースの加工販売を行う山形ちはまニンジン栽培チームという事業者が立ち上がっているということで、今のところ2件というふうになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。やはり企業を立ち上げるというのは、そう簡単にはできないことだと思いますので、2件だけでもまだよく手を挙げてくれたなという気がします。1つがニンニクで1つがジュース加工ということでしたが、以前知人より、さくらんぼを使った6次産業を考えたんだが、結局は融資を受けられないで挫折した話を聞いたことがあるんですが、その辺の状況について何かありましたらお願いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 個別具体のお話はなかなか御答弁できない部分がありますが、先ほども申しましたけれども、6次産業化については国を挙げているいろんな支援、財政支援策というものを打ち出して、また拡充しているという状況にありま

す。補助制度あるいは融資制度というのがあります。国においては、1つの省庁だけではなくて農林省あるいは経済産業省のほうで所管している支援策がありますし、県のほうでも農林水産部あるいは商工労働部が所管する支援策があるというふうに思います。

それから、ソフトだけでなくハード部分に対する支援などもあるというふうに思っておりますし、対象条件などについても多岐にわたっているというふうに思っておりますので、内容については省略をさせていただきたいというふうに思いますが、それから、なかなか企業化をしていくためには専門家からのアドバイスなども必要とされるというふうなところもありましようから、業を起すことを検討するに当たって経営あるいは食品加工技術などの専門家からの助言、指導なども支援しているということですので、ぜひその点についても活用していただければなというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。  
再開は11時といたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで先ほどの質問に対して原田農林課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。原田農林課長。

○**原田真司農林課長（併）農業委員会事務局長**

先ほど御質問いただきました新・農業人フェアにおける相談件数ですが、昨年、2回のフェアに参加しまして延べ36名の方から御相談いただきました。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 先ほどは6次産業について市長のほうからいろいろ説明がありましたけれども、これにつきましては、大分以前から聞く言葉で



はありますけれども、どうしても言葉だけが先行して実態が追いついていないのが現状かと思えます。雇用を創出するには重要なものと捉えておりますので質問させていただきましたが、農業生産物に関しましては、どうしても2級品、3級品というものが発生しますので、そういったものを6次産業に生かすのは企業の立ち上げにもよいことですし、寒河江市をPRすることにもつながりますので、大いに奨励していただきたいと思えます。

次に、企業支援・企業誘致についてお尋ねします。

この取り組みは、人口をふやすには一番手っ取り早いと思われるので、3項目ほど挙げておりますが全てについてお聞きします。

1つ目が企業支援ニーズ発掘調査及び支援情報の発信、もう1点、地域資源等を活用した新事業への支援、3点目が企業誘致・定着の促進といった取り組みであります。進捗状況を教えてください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、企業支援ニーズ発掘調査及び支援情報の発信ということですが、企業誘致に係る訪問、さらには市内既存企業へのフォローアップに係る訪問というものを実施しております。昨年度に県外、市外企業については38回、市内企業については62回訪問をいたしました。今年度は現在まで県外、市外企業を23回、市内企業を39回訪問をいたしております。

また、山形県東京事務所に派遣をいたしました市職員が、関東圏を中心にして昨年度は153回、今年度は現在まで68回企業訪問を実施してもらっております。

企業訪問のほかに国の補正予算等の説明会を開催しております。昨年度は経済産業省並びに厚生労働省政策説明会を開催をして、市内外から85名を参加をいただいたところでございます。

次に、地域支援等を活用した新事業の支援についてであります。地域産業資源の一つであるニットを活用した佐藤繊維株式会社の事業計画が東北経済産業局から認定を受けて、希少価値の高い高級ニット小物を同社敷地内のセレクトショップにて販売をしているという実績であります。

それから、企業誘致定着の促進については、寒河江市を含む山形県企業立地活性化計画を県とともに昨年度、策定をいたしまして、寒河江市への本社機能の移転、さらには市内における本社機能の拡充を行った企業への税制の優遇の支援メニューを措置をいたしました。

また、県内及び県外企業を対象にした工業団地の需要に関するアンケート調査を現在、委託しているところでございます。以上でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田彦彦議員** ありがとうございます。私も知らなかったんですけども、随分企業訪問はされているんですね、68回、38回、東京の派遣の方も153回やっていると。やはりそれほど誘致というのは今の時代には非常に難しいものがあると思うところでありまして、引き続きひとつ頑張りたいと思うわけですが、先日、新聞を見ておりましたら、1社が契約に至ったという報道がありましたが、よろしければ紹介していただけますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 去る8月25日に、千葉県の野田市の一般貨物運送会社関宿急便という会社がありますが、そこと分譲契約を締結をいたしました。関宿急便は寒河江中央工業団地内に主な取引企業がございまして、既に工業団地内で営業活動も行っているというところでございます。このたび、営業拠点の整備を図るために新たに営業用地として、事務所と駐車場も含めて営業用地として3,413平方メートルを購入して

いただいたものでございます。以上でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。千葉県野田市の関宿急便というところだということですね。私も読ませていただいて、現状はそんなに大きい会社ではないようですけれども、やはりそういう積み重ねが大切かなと思いますので、ひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

私も市民も3.11の震災後、本市は大きな被害もなく安心・安全が保障されて企業誘致がどんどん進んで、人口減少に歯どめがかかるんだろうと期待しておったんですけれども、なかなか思うようには進んでいないようでありますが、関係各位には企業誘致は大変な作業かと思えますけれども、今後とも頑張っていたきたいと思えます。

次に、基本目標2「地域資源を磨いて魅力を発信することで交流人口及び定住・移住人口増を図り、社会動態の改善を目指す」の中の移住・定住支援についてお伺いします。

1番、移住支援体制の整備、2番目がUターン子育て世代向けへの家賃補助などの移住・定住に向けた住宅支援、3、戦略的な魅力発信をしていきたいとの説明でありますけれども、以上、3点について動きがあれば教えてください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、移住支援体制の整備については、移住する際のポイントとなります仕事、住まい、子育てなどについては、御案内のとおり、それぞれの課が担当しているということでもありますけれども、各課にまたがる分野をワンストップで相談できる窓口を昨年度、さがえ未来創成課に設置いたしました。

さらに、その移住における最大の懸案である就労についても、西村山企業ガイダンスの開催などでハローワーク寒河江と連携した取り組みを行わせていただいているところでございます。

また、移住者等の住宅支援におきましても、主に子育て世代を対象とした住宅支援に加えまして、昨年度、Uターン若年夫婦向けの家賃補助制度を新たに創設をしたところでございます。

そういうことで、移住促進に向けた寒河江の魅力発信については、ホームページなどでの魅力発信だけでなく、今後、この10月、東京で開催予定の若者向けのUターン促進イベントに向けて今、準備を進めているという状況でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。ただいま説明ありましたように、移住・定住については、これにつきましても本市も住宅支援等で頑張っておられますし、分譲も盛んに行われているようでもありますけれども、やはり雇用の道が開けないとなかなか難しいのかなという気もしていますけれども、6月議会で子育てに伴う住宅支援補助金が予算オーバーですぐに補正予算を組んでいただきましたが、その後の申し込みはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子育て定住住宅建築事業の状況でありますけれども、まず、昨年度の実績についてお答えを申しあげたいと思いますが、補助件数、全部で70件ございました。内訳は市内の子育て世帯が50件、県内の子育て定住が14件、定住が5件であります。合わせて県内については19件ということでありまして。県外からの子育て定住が1件ということでありまして。補助金総額は4,350万円ということでありました。

また、市外からの転入者数は、実績として71名というふうになっております。今年度分につきましては、8月29日現在でありますけれども、補助件数は総数70件、去年の数字と同じとなっておりますが70件、内訳として市内の子育て世代が50件、それから県内の子育て定住が10件、

定住が5件、県内のほうが合わせて15件、県外からは定住が5件ということであります。補助金額は合わせて4,319万円となっております。

また、市外からの転入者の数は、申請の時点でありましてけれども69名というふうになっているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 申し込み件数もすごい実績ですね。これだけの若い人がうちを建ててくれるというのはありがたい話であります。ですが、欲を言えば市内の方でなく県内外から来てもらおうと、非常に人口増に結びつくんだらうと思っておりますけれども、ひとつこれからも頑張って推し進めていただきたいと思います。

次が最後の質問になると思っておりますけれども、基本目標3「結婚・出産・子育てし未来へ希望を持てる施策を充実し、出生率・出生数を向上させ、自然動態の改善を目指す」の中の4、結婚・出産・子育て支援の具体的な取り組みで、1つ目が結婚活動への支援、2番目が子ども・子育て世代への経済的支援の強化、子ども・子育てインフラの充実化、4つ目が働く女性の支援ということで説明を受けましたけれども、これも進捗について教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 4項目でありますので順次お答えをしたいと思います。結婚活動への支援については、御案内のとおり、結婚を希望する独身男女の仲介などを行う婚活コーディネーターの支援に加えまして、独身男女の出会いの場を提供する結婚支援活動団体への支援というものを昨年度から始めているところでございます。

また、次の子ども・子育て世代への経済的支援の強化については、任意予防接種として全額自己負担で行われておりました乳児向けのロタウイルスの予防接種において、本年4月より、1人当たり1万2,000円、これは接種費用の主

に2分の1相当であります。これを助成を開始したところでございます。

また、多子世帯、子供さんが多い世帯の経済的負担の軽減を図るために、兄弟が3人以上いる世帯の第3子以降の保育料等の無料化を本年度から対象範囲を小学校6年生以下から高校3年生以下までに拡大をしたところであります。

また、経済的負担の大きい奨学金の返還についても、県と連携をした奨学金返還支援の募集を今年2月から始めているところでございます。議会にも報告をさせていただいているところでございます。

それから、子ども・子育てインフラの充実化については、寒河江第二幼稚園の認定こども園移行支援をいたしまして、ことしの4月から本市初の認定こども園として開園をしていただいております。

また、今年度は市立のにしね保育所の増員に向けた増築工事を行うところでございます。

さらに、昨年度、放課後児童クラブであります第三わんぱくクラブを新築移転したところであります。太田議員のところでもありますけれども、今年度からはさらに三泉、醍醐小学校区に新たな放課後児童クラブを開所したところでございます。

さらに、最上川ふるさと総合公園内のさがえっこ冒険ファンタジーランドに新たにチェリンの塔、ターザンロープ、ロッキング遊具などの大型遊具などを整備をしたところでございます。

最後に、働く女性の支援については、既に策定しております寒河江市男女共同参画計画に基づいて企業経営者や人事担当者を対象にした「寒河江市女性が輝く職場づくり推進セミナー」を昨年の10月と先般8月に開催しております。さらに、女性管理職等を対象にした女性が仕事と家庭の調和を図り働き続けるための研修というものを、今年10月から2回にわたって開催をする予定にしているところであります。

なお、現在、来年度から2期目となる寒河江市の男女共同参画計画の策定作業を進めているところでございます。以上でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 1年目でありますけれども、非常に多くの施策を打っていただいて、本当にありがたいと思っております。

この項目では、本市にも婚活コーディネーターがおられて結婚への支援をしていただいていることについては、感謝を申しあげるところでございますけれども、ここ2年くらいで何組がゴールインしたのかお聞かせください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 婚活コーディネーターの方から婚活支援を行っていただいております。支援したカップルが結婚に至った場合は報酬を支給しているということですが、昨年度は8組、今年度、現時点でありますけれども2組ということで、この2年間で今まで10組が成功に至っているという状況でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ここ2年で10組ということございまして、これなんか非常に結婚してもらって子供さんができてとなれば、人口増につながると思われますので、まだこの戦略が立ち上がって1年ちょっとではありますけれどもこれからの取り組みが大切かなと思っておりますので、関係各位は大変な作業かと思っておりますが、頑張りたいと思っております。

そして、これが最後の質問になります。先日、新聞を読んでいましたら住みよさランキングというのがありまして、経済誌の東洋経済新報社が毎年公表しているようであります。県内の市が上位にランクしていましたので、今後の本市の人口減少に歯どめをかけるためにもここで紹介させていただきます。

住みよさランキングは、公的統計をもとにそれぞれの市が持つ都市力を、安心度、利便度、

快適度、富裕度、住居水準充実度の5つの観点に分類し、15指標についてそれぞれ平均値を50とする偏差値を算出、その単純平均を総合評価としてランキングしたもので、今回の対象は2016年6月20日現在の813都市で、全都市を対象としたランキングは今回が23回目となるようであります。

住みよさランキングが7月に山形新聞で報道になりましたが、全国813都市を対象にしたことしの住みよさランキングによりますと、総合評価で本県トップは天童市の24位で、新庄市32位、一方、ランキングは経済指標をもとにしており、実際の住みよさが反映されているかどうかの判断は難しいようであります。天童市は人口当たりの小売業年間商品販売額、大型小売店店舗面積で算出した利便度で全国19位、汚水処理人口普及率や都市公園面積などをもとにした快適度で78位にランクされております。病床数や福祉施設の定員数、出生数などに基づく安心度は350位で、前年より少し上昇したが、財政力指数や地方税収入額（人口当たり）で算出する富裕度は458位と下のようでありました。

県内13市の中で天童、新庄両市以外で総合評価全国100位以内に入ったのは東根市の56位、尾花沢市の66位、北海道・東北ではトップ10に天童、新庄、東根、尾花沢、寒河江が10位ということでありました。

項目別では、新庄市が利便度で全国17位、東根市が快適度で65位、尾花沢市が安心度で34位、際立ったのは住宅延べ床面積や持ち家世帯比率で算出した住居水準充実度、村山市が3位、尾花沢市が5位と全国の中で極めて高い水準を示していました。富裕度は300位の山形市を除いて全国平均を下回り、財政力に課題を残している状況を浮き彫りにしております。

一方、利便度や快適度などは人口当たりの指標が多く用いられるため、人口減少とともに数値が上昇する傾向が見られる。また、経済指標

だけで算出しているため、豪雪などの気象状況は考慮されていません。

全国は千葉ニュータウンの区域の拡大とともにベッドタウンとして発展している印西市（千葉県）が5年連続で総合1位、2位は愛知県の、ちょっとごめんなさい、3位は富山県のある市だそうです。

ランキングは1993年から東日本大震災が起きた2011年を除き、経済誌発行の東洋経済新報社が毎年公表しております。国の統計など15指標を基礎に、都市力を安心度、利便性、快適度、富裕度、住居水準充実度の5項目に分類、このことに平均値を50とした偏差値で各市を評価したとの新聞報道がありました。この記事を読んで市長の感想、どういうふうに使われたかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 東洋経済新報社が行ったランキングについては、今、御紹介ありましたけれども、安心度、あるいは便利度、快適度、富裕度、住宅水準充実度という観点から持ち家世帯比率など15の指標をもとにして評価をしたということでもあります。

寒河江市は、御紹介のとおり、東北で第10位ということになっているわけでありましてけれども、いろんな指標を見ますと、15の指標ということで都市機能の一端について評価をしているというふうにも思うわけでありまして。

しかし、どういう指標を使ったかということを見ますと、なるほどと、こういうふうにするような指標もございまして。そういう意味で、我々としては、内容を分析をしながら、今後のまちづくりがどうあるべきかという点で一つの参考とさせていただきたいというふうに使っているところでもあります。

いずれにしても、寒河江市としては、スマイルシティの実現、振興と発展のために今後とも鋭意努力をしていきたいというふうに使っているところでもあります。

るところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。ただいま市長から答弁がありましたように、この順位は決してうのみにはできませんけれども、全国を見渡してみますと、すばらしく住みやすい都市も多くあるようでありまして、機会があれば視察等で勉強させていただき、少しでも本市のためになれるよう、我々も頑張っていきたいと思っております。

これで通告番号3番については終わらせていただきます。

続いて、通告番号4番、市内中学校の環境整備に関して何点か質問させていただきます。

市内には陵東、陵南、陵西と3つの中学校が存在するわけでありまして、私も子供が中学校に在学中、クラブ活動もやっておりましたので父兄会として足しげく練習を見に行っていたことが思い起こされます。

ちなみに私は六供町でありますので学区は陵南中学校であります。どうしても子供が卒業してしまいますと、疎遠になってしまい行く機会もないままに来たわけでありまして。学校を取り巻く環境がどうなっているのかも知る由もなく過ごしてまいりましたが、議員になりまして、学区懇談会が年に一度、開催されておりました。そこで、授業参観の後に先生、父兄会の方との懇談会が催されております。その中で意見・要望が寄せられるわけでありましてけれども、恐らく他の学区も同様なことをやっておるのではないかと存じます。

そして、要望等については、学校教育課のほうに寄せられているとは思いますが、まずは1つ目に、これまでの環境整備に関して耐震以外で実施した事例を、市内の中学校3校について教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** お答えを申し上げます。これ

まで行われてきた環境整備等についての実績ということでありますが、市内3中学校の校舎につきましては、御承知のとおりであります、昭和40年代から50年代に建設されたということもありまして、毎年何らかの改修工事を実施しておりますので、ここでは特に大規模な工事ということで事業費1,000万円以上の工事に絞ってお答えを申し上げたいと思います。

まず、陵東中学校でございますが、昭和43年度から44年度にかけて校舎建設、45年度に体育館建設、46年度にグラウンド整備、50年度にプール建設、63年度にグラウンド改修及び暖房用ボイラーの更新、平成に入りまして平成7年度、8年度にかけて校舎の屋根改修、屋上防水と校舎、体育館の外壁改修、平成25年度に校舎、体育館外壁改修工事を実施しております。

次に、陵南中学校でございますが、昭和46年度から48年度にかけまして校舎建設、49年度に体育館建設、50年度にグラウンドの整備、51年度にプール建設、60年度に武道館建設、平成に入りまして平成2年度に校舎の増築、平成9年度から10年度にかけまして校舎、体育館の屋根、外壁改修、校舎屋上防水工事、そして、平成15年度に暖房用ボイラー更新工事を実施しております。

次に、陵西中学校でございますが、昭和49年度にグラウンドの整備を行い、50年度から51年度にかけまして校舎建設、52年度に体育館及びプールの建設、平成4年度にグラウンド改修、平成20年度から22年度にかけまして校舎、体育館の屋根改修及び校舎屋上の防水工事及び校舎外壁工事を行っております。そして、平成27年度に暖房用ボイラー更新工事を実施しております。

これら各中学校単独工事のほかに、陵東、陵南、陵西については、平成22年度に教室の床、壁、天井等の塗装外工事及び配膳室整備工事、これを行っております、また、平成25年度に

は職員室、校長室、事務室ほか特別教室のエアコン整備工事を実施しております。

さらに、平成27年度には、陵南、陵西の2校において給食用ダムウォーター更新工事を実施している。

以上のような状況になっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。時間が押していますので、次々と進めさせていただきます。

次に、各中学校からそれぞれ整備に関する要望は出されていると思うんですけども、どんな要望が出されているのかお聞きしたいんですけども、これは今年度のやつだけで結構ですのでお答えください。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答え申し上げたいと思います。各中学校からの要望状況であります、予算要求の時期になりますと、各学校から次年度の予算のための優先順位つきの要求書というものを出示していただきまして、ヒアリングを実施した後に重要性、緊急度あるいは事業規模等を総合的に勘案して査定をしているところでございます。

28年度、今年度へ向けた昨年の要望ということでありますが、各中学校からは、廊下・階段等の壁の塗装、特別支援教室のアコーディオンカーテンの補修、黒板のゆがみの修理、グラウンドの整備、駐車場の設置・舗装、そして、トイレ排水溝の補修など規模の大きいものから小さいものまでいろいろありますが、合わせて計42件の要望が出ておりました。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

次に、過日行われました陵南中の学区懇談会でも、先生、父兄の方より幾つかの要望をされてまいりましたので、陵東、陵西も同じような要望があると思いますので、陵南中を例題に挙

げて質問させていただきます。

父兄からいただいた要望の中にグラウンドが傷んでいるとの意見が多かったように思います。

初めに、グラウンドの整備に関して伺いますけれども、現状、野球、ソフトボール、サッカー、陸上等で使用していると思われませんが、皆さん一様に水はけが悪いことと地面がかたくなってコンクリートのようにになっている、それから場所によっては玉石が表面に出ていて危険だとの意見でありましたので、早速現場を見せていただきましたが、おっしゃるとおりの状況でした。特に玉石が気になりまして見させていただきましたけれども、バックネットから見てライト方面でありました。私の見解では、暗渠に使った玉石が何十年という年月の間に表面に突き出てきたのではないかと思います。滑ったり転んだりしたら大きなけがにつながりかねないと感じましたけれども、そこでお尋ねしますけれども、過去にグラウンドの改修工事というのはあったのでしょうか、履歴を教えてください。

○**国井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** グラウンドの改修についてお答えをしたいと思います。先ほど申しあげたように、昭和63年度には陵東中学校のグラウンド改修を行い、平成4年度に陵西中学校のグラウンド改修を行っております。

また、各学校の要望に応じまして、随時土を購入してグラウンドの傷んだ場所に土を敷くなどの対応をこれまでできております。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。各学校の環境に関しましては、体育館やプールのような設備ですと、雨漏りがする、床がぎしぎしする、プールのタイルが剥がれているとの目に見えてわかるものなんです。グラウンドに関しては、形がある、用をなすのかなみたいな考えがあってなかなか整備が進まないようでありますので、現場をよく見ていただき対応をお願い

したいわけですが、既に市のほうへ要望が上げられていると思います。道路や側溝と一緒に優先順位というものがあるとお金もかかることで、要望があったからすぐに着工などとはいえないと思いますが、ぜひ大きなけがなどしないうちに整備をお願いしたいと思います。

それから、今回の学区懇談会では、要望ばかりでなくお礼の言葉もございました。体育館の西側を流れております用水路の壁が壊れており危険との意見を以前から指摘されておりましたが、昨年の秋に整備されたことに対し、学校教育課を初め、関係各位に礼を申しあげたいとのことでありました。

また、陵南を取り巻く通学路に関しまして、学校前の山岸米沢線も、おくれればながら平成29年度をめどに完成予定と、長生園から鴨田酒店までの拡幅工事も進んでおり、校長先生初め職員、父兄の方は大変喜んでおりました。

次に、現在使用している野球場の照明についてお伺いします。父兄の方にお聞きしましたところ、現在の照明では暗くて練習する時間が制限されることから、照明灯の台数を多くしていただけないかとの要望でありました。陵東、陵西中にも照明についてお尋ねしましたところ、両方とも、現在の照明に関しては子供たちの安全を考えての照明であって、夜間練習をするためではないとお話でありましたけれども、このことについて教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○**国井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 夜間照明、照明のことについてお答えをしたいと思います。

中学校の部活動というものにつきましては、各学校に部活動の終了時刻というものを定めておまして、その時間内で部活動を行うこととしております。

中体連とか秋の新人戦、こういった前には特に強化期間ということで部活動の終了時刻が通

常よりも1時間程度、遅くなるというふう聞いておりますので、そういう場合には日没を過ぎてしまうということもあると。しかし、基本的には、外の部活動は明るいうちに行うというふうにしていると思います。

現在、グラウンド等の一部分に簡易な照明機器、設置してありますけれども、危険防止などのために設置しているものでございます。強化期間など日没後も通常の部活動を行うことができるような照明設備の設置ということを検討した場合、簡易な照明では十分な照明効果は得られないということで、本格的な照明設備の設置が必要となるというふうに思います。ただ、この場合、導入費用が大きいことから、今後の財政状況、あるいは学校側のお考え等も踏まえながら検討をしてみたいなというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。次に、もう一つ質問入ったんですけれども、今、教育長からの話の内容で、指導、今後どのようにしていくのかということでお聞きしたかったんですけれども、今の答弁で十分入っております。私も、高校と違って義務教育課程でありますので、文武両道が基本であろうと思いますので、ただいたずらに練習量をふやすのはいかかかと思っておりますので、その辺の指導をよろしく願いしたいと思います。

予算というものがあの中で多くの要望に応えることは非常に大変かと思っておりますけれども、早急に解決されんことをお願い申しあげまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

### 渡邊賢一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号5番から7番までについて、4番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** 市民クラブ、そして社会民主党の渡邊賢一でございます。

初めに、台風10号の被害で亡くなられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、謹んでお悔やみ申しあげます。また、岩手、北海道を中心として被災された皆様に心からお見舞いを申しあげます。

実は私の母も認知症で先月から施設に入所させていただいておって、今回の悲劇は本当に他人事ではないというふうに痛感しました。防災の日のきょう、安全・安心対策の重要性を改めて私たちは共有しなければならないというふうに思っております。

さて、きょうから9月であります、この夏に行われました本市のイベントの大成功、市長の市政概況報告にもございましたけれども、さくらんぼの種吹きとばしはギネスレコードの更新、そして、ゆめタネ@さがえにも46万人という多く来られたということ、特にであります、第40回のさくらんぼマラソンには、オリンピックイヤーに最適のゲストランナー高橋尚子さんが一緒に走れるということで、全国からエントリーした約2,500人のランナーが結集をされまして、応援の家族、友人を含めれば5,000人を優に超えるすばらしい記念大会となりました。

こうした盛り上がりもあって、8月に行われました蔵王坊平ジュニアクロスカントリーの全国ジュニア駅伝では、市内の小中学生が大活躍でありまして、19回にして初の男女アベック入賞を勝ち取るなどすばらしい成績をおさめいただきました。

私は陸上競技を愛する市民の一人として、市民ボランティアの方々、市長、教育長初め市当局関係者の皆様、特に市職員の皆様に心から敬意と感謝を申しあげる次第でございます。

加えて、市長選まではいよいよ3カ月余りとなりました。さきの参議院議員選挙では、他の首長さんたちと違って佐藤市長みずからが不偏



不党、公平中立を堅持してこられたことが、また市民の幅広い支持を得ていると思っております。常にこれから市政運営でも国からの圧力、中央集権の力に抗して地方自治の本旨に基づく市民本位の市政を継続していただきたい、これが多くの市民の願いでもございます。

さらに、大江町出身の吉村知事と連携して、今後も市民の幸せ、笑顔あふれるまちづくりに御奮闘いただきたい。そして、何よりも今回も市民の声に前向きな御答弁をぜひお願いを申しあげたいというふうに思います。

それでは、通告番号第5番であります。国益を著しく損なうT P P（環太平洋経済連携協定）による農産物輸入完全自由化の対策強化についてでございます。

農業を取り巻く情勢については、風評被害の問題が大きいと思っております。これは先ほど観光の部分でもありましたけれども、東京電力福島第一原発の事故の影響で現在でも避難が続いているということで、本市にも8月4日現在で76人の方々が避難して、県全体では2,799人という福島からの避難の方々がまだいらっしゃるということです。

この定例会に、住宅支援の打ち切りを予定している国と福島県に対し、延長を求める福島県出身者や市民団体の切実な請願も出されております。

本県の観光客、特に修学旅行の生徒さんは、事故前の数字にまだまだ満たないというふうに言われており、いまだに農産物の輸入を停止、禁止する国も現在ございます。本市においても、観光業、農業の風評被害についても大きな影響をまだ受けているという声があり、国と東京電力に対しましては、県と一緒に損害賠償請求を行い、以前の質問にも市長から御答弁をいただきましたけれども、これからも引き続き行っていただきたいというふうに思います。

そして、何よりも九州電力川内原発と四国電

力伊方原発の再稼働が行われている、こうしたことはもってのほかであると思えますし、一日も早く停止させなければならないというふうに私も思っております。

それで、本題のT P P参加については、昨年の10月に大筋合意に参加するという、そうした状況になってしまいました。これは参加交渉前に重要5品目を初めとする主要農畜産物の影響が大きいということで、国益が損なわれれば参加しないという国会決議まで全く遵守されない中での独断でございました。この経過について詳細な合意内容、交渉経過は全くと言っていいほど私たち国民には明らかにされていないわけでございます。

今月26日から始まる臨時国会で総理は、国会承認を求めるというふうにされておりますが、県はこのT P Pが山形県の農林水産物に及ぼす影響額を、大筋合意前の試算でございますが668億円としております。これは県内の農林水産業の産出額2,276億円の29%、国全体では3兆円減少するということでありまして、特に食の問題です。食料自給率は39%から27%まで激減すると試算されております。私たちの地域の問題、特に農業・農村集落における多面的機能の損失額ははかり知れないものがあるというふうに思っております。

去る7月10日に投開票が行われました参議院議員選挙では、日本の穀倉地帯である東北、北海道、新潟も含めた選挙区の開票結果が、安倍政権に対する地方の民意を端的に示したとマスコミから報道されております。選挙区では、与党候補は2議席の勝利にとどまり、圧倒的に野党統一候補が勝利するなど8議席を占めました。安倍総理や石破大臣など、さらに大物政治家が日がわりで次々と来県する中で、このT P Pの問題や憲法改悪など重要課題を争点から隠す、そして、言っていることは、アベノミクス万歳、この道しかない、中央との太い強いパイプ、こ

うしたことが繰り返される演説に県民はもうだまされない、ノーを突きつけた結果であるというふうに思います。東北では5勝1敗ということで、安倍政権への東北の乱ということで新聞でも報道されたところでございます。

まず、質問のほうに入りますけれども、大地を耕し額に汗して働く市民の汗と笑顔が輝く魅力ある観光農業の推進についてでございます。3点について御質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどあった御答弁と重複しないように申しあげたいというふうに思います。

1つ目は、商工農観学連携による農産物を使った特産品の研究開発、そして、それぞれの職人、師匠や地域の匠たちの免許皆伝講座など、そうしたものを含めて観光メニューとして実施できないかという点でございます。

今、農業の今後のイノベーション、特に差別化、高付加価値、ブランド力のアップなどについては、行政の支援がますます必要になっております。

本市農家で困っているのは、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、規格外の、いわゆるわけあり品、加工出荷の単価も低過ぎて収穫できなかつたり、廃棄しているような現状を一刻も早く何とかしなければならないというふうに思います。せっかく一生懸命手間暇かけてつくった農産物が、ちょっとした傷や規格より小さいという、そういう理由だけで商品価値がないというふうに断念させられ、いわば食品ロスとして廃棄せざるを得ないような現状であります。農家所得が伸びない低迷の原因になっているわけであります。

これらを有効活用して観光メニューとして生かせないか、周辺自治体でもグリーンツーリズムなどの週末農園ランチ、これは新鮮な野菜や果樹を使った農家の手づくりランチなどを始めておまして、生ごみの山から宝の山にする本市の独自のマーケティング戦略について、市長

の施政方針に基づき具体的なアクションを展開すべきであると思います。

具体例としては、地元産果樹を使ったお菓子づくりや果樹酒づくり、そば打ちや漬物や味噌打ち込みなどの新体験メニューなどももっともって考えていかなければならないというふうに思います。

総務産業常任委員会の視察で奈良県の天理市のほうに行って、特産のイチゴやトマト、柿のわけあり品の有効活用を研修させていただきました。こちらでは、観光として農家の女性が起業し、収穫体験、ジャム、ソース、あめや菓子に使用していると。袋も古新聞を利用しているというふうなことで、環境にも優しい。そして、近畿圏ではありますけれどもリピーターがふえて、以前は農家の皆さんの小遣い稼ぎだったものが、一定の農業収入の一部まで拡大したというふうな事例でございました。

ここで質問でございますが、本市の今年度のさくらんぼに係る労働力確保対策というのがあったわけですが、この実績について、天候にも左右されて収穫時期が1週間ほど早くなったということなどに対応できたのかどうか、園地によっては2週間も早まり平年よりも収穫量が多かったということもお聞きしておまして、そうした収穫できなかった農家も多いと関係者からお聞きしておまして、そうしたものについて対応できたのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** さくらんぼの労力の確保対策ということでございますが、大変重要な問題であります。今年度から寒河江市として新たに4つの取り組みを実施をさせていただいたところでございます。

1つ目は、さくらんぼ作業へのきっかけをつくっていくと。新たな労力の掘り起こしを行うということで、さくらんぼの箱詰め研修会とい

うものをさせていただきました。これは当初2回、30人ずつ2回で60名ということで募集をしましたが、すぐに定員に達しましたので1回ふやして3回にして、結果87名の方から参加をしていただきました。そういう意味で、大変関心の高さ、それから、こういった研修会のようなきっかけづくりの必要性というものを強く感じたところでございます。

2つ目の取り組みは、さくらんぼ作業従事者の増加を図るということでさくらんぼボーナス事業ということでございます。これはさくらんぼ農家に雇用されて25時間以上働いた方々を対象にして市の特産品などを進呈するというところでございます。これは県内でも前例のない事業として注目をされていましたが、結果として675名の方から申請をいただいたところでございます。これも大変反響が大きかったというふうに思っているところでございます。

今後、先ほどの研修会、さくらんぼボーナス事業の事業効果などを十分検証させていただいて、新たな労力の掘り起こしを図るべく対策を講じていきたいというふうに考えています。

3つ目は、学生さんなどの若い力を新たな労力として捉えていきたいということで、ことしは山形大学農学部と武蔵野大学の学生さんを招致をしてさくらんぼの収穫体験実習を実施をしていただきました。受け入れされた農家の方との交流、それから寒河江のさくらんぼを若い世代からも広く知っていただくという意味で大変有意義な事業であったなというふうに思っております。今後、両大学から継続して学生さんを送っていただきたいというふうに思いますし、新たな大学からも招致をしていきたいというふうに考えております。

それから、4つ目はさくらんぼの木のオーナー制度でございます。もぎ取り作業の軽減という目的に加えて観光農業の新たなスタイルを発掘、開発していこうということで、あわせて寒

河江のさくらんぼをPRするというので実施をいたしました。これも全国規模で多くのマスコミからも取り上げていただいて、オーナーの方は303名、金額にして約550万円の成果を上げることができました。今後、お客様、さらには受け入れ農家の方からも御意見を頂戴をして、分析をしてより効果的なものにしていきたいというふうに思います。

それから、収穫時期が早まったということで対応は大丈夫だったのかということでありましたが、昨年も実は少し予定より早まったということがありました。新規の取り組みでありましたから各事業ごとにそれぞれ農家の方々、あるいは関係者の皆さんに対して頻繁に協議を重ねて対応させていただいたところでございます。おおむね支障なく4事業とも行うことができたのではないかと思います。関係各位の御理解、御協力に心から感謝しているところでございます。以上でございます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。  
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 午前中の一般質問の市長の御答弁を踏まえて引き続き質問させていただきたいと思っております。

特に労働力確保対策の実績を4点ほどお聞きしたわけですが、やはり家族労働だけでは完結できない中規模農家の需要というものが非常に高いと言われております。そこに対する労働力の需給バランスをしっかりとっていただきたいというのが大きな課題であるというふうに思っています。

特に午前中あった雇用創出面でいうと、さくらんぼ箱詰めのほかにもさまざまなメニューも

考えられるんじゃないかというふうなことがございます。栽培、加工、直売、教室など幅広い観光農業のメニューをいろいろ展開していくべきだと思っております。国でも推進している6次産業化、県では6次産業化ネットワーク活動交付金、あるいは地域中小企業後援ファンドなどメニューがあるわけですので、そうしたものを使いながらのさらなる展開について市長の考えをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員、御指摘のとおり、中規模なさくらんぼ農家の労働力をいかに確保していくか、大変重要な課題であるというふうにも認識をしているところであります。寒河江のさくらんぼ農家、どちらかというところ、兼業農家の割合が高いですので、規模としては中規模あるいは小規模の割合が高いという状況になっているわけです。大規模な農家については、毎年継続して安定した労働力を確保できるという場合が多いわけでありまして、一方、小規模になりますと、御指摘のとおり、家族内労力だけで賄っているというケースが多いわけでありまして、御指摘のとおり、中規模な農家からの需要というのが多いというふうにも我々も考えているところであります。

ただ、さくらんぼについては、御案内のとおり、作況が天候によって左右されたり、あるいは価格などの変動も大きいというところがあって、逆に人件費というのはある程度固定経費ということですので、中規模な農家の方自体も雇用したらいいかどうか迷って判断しかねるという場合も多いのではないかとこのふうにも思います。ただ、全体として、御案内のとおり、労働力というの不足しているということには間違いのない事実でありますから、こういうときにどういったバランスをうまくマッチングさせるかということが大変重要になってきているんだというふうに思います。

例えば子育て中のお母さん方でも、例えば子供さんが幼稚園とかに行き通い始めたなどということであれば、例えば午前中の短時間、短期間であれば可能であるなどというケースもあるわけでありまして、そういうふうなところをうまくマッチングさせていくということが、きめ細かく我々もニーズと供給力というものを分析しながら、労働力確保の対策の掘り起こしというんですか、そういうところを努めていきたいというふうにも思っているところであります。

それから、箱詰め作業の研修会以外にもメニューを拡大して、例えば6次産業などにも幅広くそういう雇用創出をできないかということでもあります。御指摘のとおり、6次産業、幅広く我々もいろんな形で農家のニーズに合った対策というものを講じていかなければならないというふうにも思っているところであります。

そういう意味では、例えば先ほど御質問にもありましたけれども、わけあり商品的なものを知恵を出して、あるいは逆手にとってニーズに応えられるような商品として売り出していくななどという、全国的に見ればそういうことになんか取り組んでいるケースなどもありますし、またそういうわけあり商品的なものを加工品として展開をして取り組んでいくななどということ、いろんな国の制度あるいは県の制度なども取り入れながら、まだまだ業を起こす、目指す農家の方、多くありませんけれども、いろんな支援をさせていただいてさまざまな形でそういう芽が出てくるように整備をしていく、あるいは制度を整備していく、あるいは意を用いていくということに取り組んでいきたいというふうにも考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。さくらんぼにつきましては、このTPPの関税の完全撤廃まで6年ということ、国内産の価格がど

んどん下がっていくんじゃないか、あるいは外国産もアメリカを中心として半分とか、4分の1の値段でどんどん入ってくるのではないかと、そういう大きな影響が懸念されているわけでありまして、国内対策、特に市内の農家の皆さんの不安というものをさらに解消しながらこちらで迎え撃つということが非常に大事だと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。

さて、もう一つが観光振興の視点から午前中の質問にもあった移住の課題であります。

私は、古民家再生利用による賃貸農家民宿を短期体験移住住宅として整備すべきでないかということ、それを就農体験に役立てたりして市内の空き家、空き店舗をもっともっと有効活用できるんじゃないかということであります。

ここに岐阜県飛騨市の先進例があるわけですが、これはまちづくり協議会が運営管理して空き家を再利用した移住交流体験住宅をつくって、これは宿泊料も1,850円という非常に安いわけでありまして、こういったものがあります。富山県南砺市では、移住体験ツアーということで東京からの往復の交通費3万円を補助して、2日間の参加費が5,000円であるというふうなことで、限定先着10名とかそういったメニューをつくって、北陸新幹線を利用してなんだそうですけれどもどんどん見学に来ているというふうなことがございます。ぜひ市内の空き家利用の短期移住住宅を整備して、これを利用した短期移住メニュー、体験農業も含めた、そういったものを考えてはいかがかと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま渡邊議員から御指摘ありました他の自治体、飛騨市を初めとする他の自治体の取り組みなどについては、我々も興味を持っているところであります。空き家を改修して短期の滞在施設として、主にIターンとい

うんですかね、移住希望者に貸し出すというものであります。

空き家については、御案内のとおり、市内を調査したところ、250棟余りあるという調査結果が出ておりますが、中でも50棟ぐらいは何かリニューアルすれば使えるのではないかと、ということで今、さらに詳細な調査をしておりますから、そういう空き家を利用してという取り組みは、我々としてもそういう空き家対策上も何とか工夫をしていきたいと思っております。

U I Jターンの支援ということで、我々も午前中の質問にもお答えしましたが取り組んでいるところでありますけれども、中でも寒河江市から出ていく人、寒河江市出身の若い人が出ていくということでUターンに力点を置いた支援をしていくということであります。家賃補助制度などを創設しているところであります。

そういう意味で、御指摘のようなIターンの移住希望者向けの短期滞在施設の整備ということについて、そういう施設を整備するということになると、いろんな負担も伴うわけでありまして、今後、そういう幅広い移住促進、あるいは将来的な移住に結びつくような取り組みということの一つであろうかというふうに思いますので、今後、十分検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。田代の小学校を使った合宿所の整備とか、いろいろ今、進められていると思うんですけれども、やっぱり関東圏もそうなんですけれども、仙台圏あたりから車で来る方が多いと思いますので、そうした人も気軽に利用できるような、そうした移住体験住宅などをぜひ整備していただければというふうに思います。

続いて3つ目、午前中の御答弁にもありましたけれども、観光農場、大きなウエートを占め

るのが車による観光だというふうなことで、いろんな自然、歴史、文化の地域資源を利用した、そういうものをもっともっと振興していくんだというふうなことでしたけれども、私はそれを踏まえ、観光イベント、これを市内温泉旅館の宿泊と慈恩寺の参拝、お土産店に行ってもらいというふうなリレーを通してスタンプラリー、温泉だけではなくて市独自の、仮称チェリンのスマイルポイント年間グランプリなんていうふうな企画もしながら景品ももっと充実させていってはどうかというふうに思います。

近隣自治体の巨大資本の百貨店、スーパーに負けないような本市独自のオンリーワンプロジェクトということですのでけれども、私は本市の魅力を最大限五感で味わっていただけるような、そうした企画についてもさらに検討していただければと思います。奈良県天理市の例なども午前中に申しあげましたけれども、そうしたところをぜひ学びながら私どもも進めていけばいいというふうに思いますけれども、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々としては、やっぱり豊富な資源をうまく活用して、活用するだけでなくそれぞれの資源の相乗効果なども生み出すような、それが観光に訪れた人の体感として感じていただけるような、そういう取り組みというのは大変重要なこれからの要素なのではないかというふうに思っています。

そういう意味で、議員御指摘のようなスタンプラリーを取り込むということで、周遊性なども図られて、さらに季節ごとのいろんな移り変わりなどもあるわけでありましてけれども、逆にそういうことが周年、年間を通してリピーターを生んでくるのではないかと考えているところでございます。

午前中にもお答え申しあげましたが、1市4町、今、既に山形どまんなか探訪プロジェクト

ということで、温泉を対象にしたゆっくり湯めぐりスタンプラリーなどというのをやっております。また、寒河江そば散歩会による寒河江そばの散歩道スタンプラリーなどということも取り組んでいるところでありますが、もう少し幅広い、あるいはいろんな資源を活用してお土産なども含めて総合的に効果が出ていくような、そして、滞在時間を長くしていけるような取り組みをさらに関係機関とともに、連携をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** それに加えてになりますが、ふるさと納税の商品にぜひ寒河江の特産物のぜいを尽くしたような豪華料理の特典のついた温泉宿泊商品とか、また限定品の滞在型観光体験農業なども商品化させて、もう少し他に物を送るだけではなくて人も来ていただくような、そうした工夫も必要だと思っています。

隣の天童市は、市民病院で20万円の間ドックなども取り入れたようです。そうやって全国から人が来るような仕掛けというんですか、そういったものをさらに検討してはどうかと思いますが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ふるさと納税のお話もありましたが、昨年、一生懸命取り組んできてああいう結果、ふるさと納税については寒河江市もああいう結果を生み出して、それがいろんな形で波及効果を生んでいると思います。

そういう意味で、ことは去年よりも一生懸命頑張らなきゃいかんというふうに思いますけれども、ある程度、精神的には少し余裕があるのかなというふうにも思いますから、そういう意味での、去年来、御指摘ありましたけれども、いろんな寒河江を売り出す、あるいはアピールするような取り組みをそういう商品化していく、

あるいはそれをPRしていくということにも力を入れながらいく必要があるというふうにも思っています。

さっきも申しあげましたが、天童市、去年でしたか、台風か何かで落ちたリンゴを逆手にとってふるさと納税の商品化をして、多くの人に送って好評を得たというところがありますから、そういう取り組みなどもしていくということもいろいろ考えていく必要があるかというふうにも思っているところでありますし、そういう意味では、例えばさくらんぼにこだわれば、いろんな生食のみならず加工品、あるいはジャムをつくるとか、少し裾野を広げていろんな取り組みができるように波及していければ、ふるさと納税は単に納税をしていただくだけでなく、地元のいろんな産業にもいろんないい意味での影響が出てくるのではないかというふうに思っていますので、そういう意味で御指摘のような周年の商品、周年観光の商品、あるいはそういう加工品の商品なども含めて、幅広く体験型も含めていろんな商品化をしてアピールをしていきたいというふうに考えております。

○**国井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ観光農業の推進に向けてソフト面の充実、商品開発研究を進めていただければというふうに思っています。

次に、通告番号6番、世界に誇る観光スポット「チェリーランド」のリニューアル、観光客のベストスマイルを醸し出す「チェリーランド」の全体の再整備計画についてでございます。

これは観光のハード面の整備でございます。市民の皆さんからいろいろお聞きしますと、観光イベントの多くが、去年は最上川ふるさと公園に偏ってしまって閑散としてしまったんだというふうな方、ことしは、関係当局の皆様の御尽力で、ツール・ド・さくらんぼとか、大相撲寒河江場所、アユ釣り教室などいろいろ実施さ

れて地元住民や商店街の方々も胸をなでおろしている状況です。観光客の満足度を高めてまた訪れたいという、先ほど市長も御答弁されたリピーターをふやすことが非常に重要だと思っています。

チェリーランドに関しては、第6次振興計画前期アクションプランの中で、今年度検討というふうなことになっているようですけれども、ぜひ市民の皆様の御意見を集約してその計画に盛り込んでいただきたいというふうに思っています。

いろいろ私も夏、市民の皆さんとの対話で聞いてきたことを4点ほど申しあげますと、やはりシンボルタワーのチェリードームについてももっと有効活用が必要なんじゃないかと。もったいないということで低温倉庫貯蔵施設雪室備蓄米を初め、そうしたものや災害備蓄基地として備蓄米とか食料、毛布なども入れられるんじゃないかという声、さくらんぼ展示圃場である国際チェリーパーク、これについては今、福祉施設への贈答用ということでさくらんぼが植えられているわけですが、残念ながら鳥の餌になってしまっているイメージダウンのところもありまして、ぜひ雨よけハウスをつかって入園料を取って世界のさくらんぼ狩りなども体験できるような、そうした整備も必要なんじゃないかと。

もう一つ、河川敷公園の再整備については、公園トイレの新設や常設のグラウンドゴルフ場の新設、芋煮広場を宿泊可能なようなオートキキャンプ場にリニューアルできないかと。周辺にトイレとともにコイン式の温泉シャワールームなどもつくって道の駅全体としての機能強化をすべきじゃないかという声がございます。これによって、サイクリングやトレイルラン、ウォーキングなど生涯スポーツの振興の拠点となっていくことは間違いないと思いますし、また、熊本で起きた直下型地震の甚大な被害を教訓と

しながら、私は防災・減災訓練の車中泊とか野宿などのキャンプ体験などもそこでやって、いざというときにどういうもので生活できるのかという、そういったことなども含めてどうなのかというふうなことも考えました。

最後4つ目が、観光客の安全確保対策でございます。これは昨年も申しあげましたけれども、交通安全とかテロ対策、防犯対策につきまして防犯カメラの設置、あと信号機や横断歩道の整備についても継続して要請していくべきだと思いますが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** チェリーランドにつきましては、寒河江川の河川敷に都市緑地として整備している河川敷公園、あわせてさくらんぼ会館、それからチェリードーム、国際チェリーパーク、イベント広場などを含む本市の観光拠点、一大観光拠点というふうには思っております。

平成4年5月に供用開始をしているわけでありまして。また、道の駅に登録されておりますので、寒河江市の観光、あるいはさくらんぼの周年観光、情報などを提供しているところでございます。

それから、御指摘にありましたけれども、さまざまなイベントの会場、これからは秋のコスモス、あるいは芋煮会場、さらにはうまいもの市などをさせていただいているところでありますし、河川敷ではスポーツイベントなどの会場になっております。それから、姉妹都市ギレスン市との交流のあかしとしてのトルコ館を配置をして、市民の姉妹都市への理解の深化を図っているというところであります。平成4年の供用開始でありますけれども、25年が経過しているというところでございます。

平成26年、27年にはデスティネーションキャンペーンもあって100万人を超える方がお越しをいただいているところでありますけれども、

施設全体が老朽化してきているところであります。また、利用者のニーズも多様化している、変化をしているというところがありまして、チェリーランドの魅力が低下しつつあるのではないかとというようなところが言われてきているところであります。

そういう意味で、先ほど申しあげましたが、寒河江市の一大観光拠点でありますので、多くの皆さんに利用していただくためには、ニーズに合った施設のリニューアルというものを考えていかなければならないということで、今回の6次振興計画の中でもお示ししているところでございます。今年度は再整備に向けた検討ということで、チェリーランド利用者のニーズあるいは意識調査などを実施していきたいというふうに考えております。

それから、29年度には建物などの老朽の度合いなどを調査を行って、説明会、パブリックコメントなどを実施をして市民の皆さん、あるいは利用者の声などを十分お聞きした上で再整備計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

議員から御指摘ありましたチェリードーム、あるいは国際チェリーパーク、さらには河川敷の公園の再整備などについても十分我々のほうでも検討させていただいて、さらに観光拠点としての魅力あるチェリーランドにさらに再整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。特にこれから芋煮会などで使われると思いますが、6時であそこは終わりだということで6時になると早く帰れということがアナウンスされるわけですから、せっかく煮えたばかりの、少し涼しくなってから食べようかなと思っていたのが、持ち帰らなきゃならないとか、やっとバーベキューの炭を起こしたらもう6時だということで、追



い出しというよりは時間ですよということで声がかげられるということで、非常にそこは特に若者がいっぱい集まっているところで、市外からも来ているところでありまして、そこはぜひ再考していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

さて次に、通告番号7番であります平和憲法を市民の暮らしに生かす平和行政の推進についてでございます。

これにつきましては、昨年の9月19日、思い起こせば参議院にて、いわゆる戦争法案を強行採決したということで、自衛隊の海外における戦争協力が可能になったと。最近では、稲田防衛大臣が国を守るために血を流すことはやむを得ないということを言って、徴兵制についても推進の立場だということが報道されております。

さらに、防衛省では米軍のROTC予備役将校訓練課程を導入して、現在の自衛隊貸費学生制度を強化して今、月5万4,000円の支給貸与の返還免除に加え、自衛隊入隊を前提に返還義務のない新たな奨学金を支給していくということが検討されていると報道されております。これはいわば経済的徴兵制以外の何物でもないというふうに思っております。

ここ市庁舎の2階にも自衛隊募集の特設コーナーがあるわけですがけれども、寒河江市民の子や孫たちを二度と戦場に送ることのないように平和を守る施策を推進していくべきだというふうに思っています。

昨年は9月に市民の呼びかけ人から集まっていたいで戦争法反対集会在ハートフルセンターで行われました。ことしも9月、今月20日に集会、あと映画上映とデモ行進を行ってアピールする予定になっています。上映は「標的の村」というこの映画でありまして、これは91分のドキュメンタリー映画であります。こうした反戦、沖縄の反基地闘争に連帯をしながら憲法違反の戦争法の廃止を願い、しっかりと平和に

対する草の根運動を展開していくべきだというふうに思っています。

(1) 不戦の誓いを新たにして、平和憲法を守るための平和都市宣言に基づく市民参加の平和祈念イベントについてでございます。

昨年の9月議会でも私、御提案というか、御質問させていただいたところでありましたけれども、重複しない形で申し上げますと、1つは、復興・平和祈念のイベント、特に2012年に県の最上川ふるさと公園の中にも設置された復興平和祈念の鐘、これらを使った平和祈念式典、平和コンサートなどを市の遺族会の皆さん、市民団体の方々と協賛して実施してみてもどうかという声もございます。

また、国際交流事業の一環としていろいろ平和を基調とした意見交換、弁論大会など、そうした交流も拡大していったらどうかというふうな声、これは市民から要望も出されていると思いますけれども、平和歴史資料館、そうしたものをつくって戦争遺品などを展示しながら、もう一つ、史実を公募、記録、保存したものを資料館にきちんと残していくというふうな活動も必要ではないかという声もでございます。

昨年の9月に私はそういった立場で市長にも申しあげたわけですがけれども、1つ目は、戦争法に対する市長の基本的な立場、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、国際平和支援法及び平和安全法制整備法については、昨年の9月、国会において成立をしたところでありませう。

これらについては、日本の平和と国民全体に係る極めて重要な法律であります。成立する過程において国会において十分に議論が深められたかどうか、あるいは国民が納得いくような丁寧な説明があったかどうかについては、いろいろな御意見が分かれているという状況にありま

す。成立後には、憲法9条に違反し、無効だとする提訴が全国で相次いだというのもまた事実でございます。

一方、法律として成立した上は、具体的な適用に注視をすることがより現実的な対応だというふうにも考えられるところでございます。

いずれにしても、世論を二分してきている大変重要な法律でございますので、さまざまな場面において、今後も多くの議論が必要なんだろうというふうに認識をしているところであります。

この件については、改めて申しあげておきますが、私は、核兵器のない平和な社会を守り後世に残していくことが、私どもの使命であるという思いを常に持ちながら市政運営に携わらせていただいているということについて、御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 実はあす、全国違憲訴訟の会の私は原告の一人であるんですが、東京地方裁判所において第1回の口頭弁論も予定されております。ぜひ、憲法違反は明々白々だというふうに思っておりますし、早期に廃止すべきだと思いますので、市長におかれましても、全国平和首長会議の一員の立場でもございますので、ぜひそうしたことで、先ほど申しあげたさまざまな平和イベントについても進めていただければというふうに思います。

さて、最後の御質問になります。さがえっこの生命と笑顔を守る平和教育の推進についてでございます。これにつきましても、昨年9月議会で御質問、御提言をさせていただいておりますので、ぜひ検討状況についてお伺いしたいと思います。

1つは、戦争体験者からの語り継がれる記録、公募、その保存、あるいは広島、長崎、沖縄といった戦地や原爆が落ちた、そうしたところ

に小中学生の平和交流使節団を派遣してはどうかというふうなこと、そして、非核平和教育をさらに充実すべきだということで申しあげたところでした。映画鑑賞、演劇鑑賞、図書館のパネル展なども御答弁もありましたけれども、引き続きの充実に向けた検討をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** それでは、何点かについてございましたのでお答えを申しあげたいと思います。

まず、史実の公募、記録、保存等についての御質問がございましたので、これについてまずお答えしたいと思います。

戦争に関する写真、古文書等につきましては、これまでも市史編さん事業の中で調査収集を行いまして、市史の下巻、近代編の中でまとめてきたところでございます。

その中の第8章の戦前・昭和期の政治と社会から第10章の戦前・昭和期の教育と文化というところまでの3つの章の中に市民の皆様などから御提供をいただいた多くの写真、あるいは資料などを用いながら、約100ページにわたりまして当時の人々と戦争とのかかわりとか、あるいはまちの様子、教育などについてテーマごとに記載をしているところでございます。

そういうことで、教育委員会といたしましては、今後とも引き続き戦争に関する情報の提供をお願いしながら、資料の収集保存に努めまして、悲惨なというんでしょうか、愚かな戦争の現実というものを後世に伝えていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それからもう1点、2つ目は、広島、長崎、沖縄への小中学生の使節団の派遣事業ということでございましたけれども、小中学生を広島、長崎、沖縄へ派遣することにつきましては、県内の状況を見ますと、まず米沢市では平和都市

宣言事業として毎年3名から8名程度、中学生を3都市のうちの1つの都市に派遣をいたしまして、現地での体験によって平和のとうとさを学んでもらっていると、こういう事業を行っているようでございます。

また、南陽市では、地域間の交流セミナー事業ということで中学生十数名を沖縄県へ派遣いたしまして、異なる歴史や文化などを学び、将来を担う人材育成を目的とした取り組みを実施しているということでございます。

さらに新庄市を中心とした最上地域でございませけれども、少年少女交流事業ということで小学5、6年生の40名ほどを沖縄県中部広域市町圏ということで派遣いたしまして、また沖縄の児童を逆に受け入れるなどして交流をしていると。そんなことを通して地域を担う人材育成を目的とした事業を展開しているということでございます。内容、最上地域の取り組みというのは、そのプログラムの一部にひめゆりの塔の参拝など戦争に関連するものが組み込まれているようでございます。

本市内におきましても、学校の取り組み状況ですけれども、寒河江高等学校では長年、継続して修学旅行で広島平和記念資料館を訪れまして原爆の子の像へ花と千羽鶴をささげる、あるいは被爆者による被爆体験講話を聞いているというふうに伺っておりますし、原爆ドームなども一緒に見学しているということでございます。

また、中学校では、本市の陵西中学校が昨年7月に修学旅行で東京都に行った折に、新宿区にあります平和祈念展示資料館を見学をし、その展示内容の説明を受けてきたということでございます。

こういった県内、市内の取り組みの現状というものを踏まえまして、市内の小中学生の派遣事業につきましましては、その目的とか内容、規模、派遣体制なども含めて十分に検討をしていく必要があるものと考えているところでございます。

最後に、平和教育の充実ということでございますけれども、戦争体験者の話を聞く機会をつくることに関しましては、昨年に引き続きまして8月7日に市立図書館におきまして、図書館まつりというイベントの中で戦争の体験談を聞く集いというものを開催しております。（「これで終わります。どうもありがとうございました」の声あり）

## 古沢清志議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号8番、9番について、2番古沢清志議員。

○**古沢清志議員** 公明党の古沢清志でございます。どうぞよろしく願いいたします。

熱く燃えたオリンピックも終わり、また夏の象徴とも言える高校野球も終わり、ふだんの生活に戻ってきたきょうこのごろであります。また、来週からはパラリンピックも行われますので、日本選手団を大いに応援してまいりたいと思います。

過日7月17日、18日に姉妹都市であります神奈川県寒川町を親善訪問、親善交流させていただき、その一環として浜降祭にも参加させていただきました。真心こもるおもてなしにただただ恐縮いたすとともに、感動の2日間でありました。

議会との交流では、資料をタブレットにより経費の削減に取り組み、大きな成果を上げておりました。また、寒川神社も訪問し、神社ができた背景も伺いました。川の近くに人々が集まり、その水を万人が恵みを受し、自然を愛し、寒川神社を中心にしてその環境を守ってきたとの説明でありました。私も改めて自然の恩恵に感謝することを再確認してきた次第であります。今後も両市町発展のため、少しでも多く尽力してまいりたいと思っております。

それでは、通告番号に従って質問させていた

できます。

通告番号8番の鳥獣被害対策に対する現状と課題について質問いたします。

先月8月5日の山形新聞に、2015年度の県内農産物の鳥獣被害が2001年度以降最少との記事が載っております。平成13年がピークで次第に減少しているとのことでした。私は増加しているとばかり思っております。減少の原因として、電気柵設置や箱わなの設置に加え、地域ぐるみでの侵入防止柵の設置等による効果が出ている結果だと思えます。

最近の傾向として天候不順や異常気象などによる自然界の状況が急変しており、山の中の餌が不足し、餌を求め人里まで出沒する。農地や農産物を荒らし大きな被害をもたらす、脅威までも与え、耕作放棄地の増加などこれまでにない要素も加わっており、年々大ごとに深刻化している状況にあると思っております。

有害鳥獣による被害が深刻、かつ広域化していることから、これらの原因についていろいろな要素が複合的に絡んでいると思っておりますが、とりわけ地球温暖化による影響も大きな要素と捉えられると思えます。

最近ではイノシシによる被害も顕著になってきております。市民の方からもお話を伺ったところ、非常にふえている。イノシシは1回の出産で6頭から7頭も産み、しかも年間3回から多いもので4回の繁殖と聞いております。

このようにふえ出したら手をつけられなくなる危険性をはらんでおります。その結果、餌を求めて人里までおりてきて畑や果樹を食い荒らし、市内の基幹産業である農業や生活にも被害を与えています。被害額は届け出のあったものですから実際はもっと大きな数字になっていると思えます。ことしは昨年より被害が多くなるとの予想です。今後も次第に被害が多くなっていくことと予想されます。

そこでお伺いいたします。このような状況を

踏まえ、本市の鳥獣被害の現状についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 古沢議員から鳥獣被害、鳥獣被害対策について御質問がありましたのでお答えをしたいと思います。山形県が実施をいたしました平成27年度の野生鳥獣による農作物の被害状況調査への報告では、寒河江市の農作物に対する鳥獣被害の現状につきましては、被害額の約9割が果樹類に対するもので、被害面積は約120ヘクタールということであります。平成27年度でありますから。その果樹類の被害額の約80%はさくらんぼ、桜桃に対する被害ということで、その被害面積は約60ヘクタールということになっているところであります。被害額の割合と面積は合わないかもしれませんが、少しでもここが被害出ると、1枚の田んぼ、畑が被害面積だというカウントになりますから、必ずしもパーセンテージがそういうふうにはならないということになっております。

鳥獣の種別でいいますと、ムクドリやカラス類の鳥類が最も多く約60%、続いて熊による被害が約20%というふうになっております。この鳥類によるサクランボ、桜桃への被害については、防鳥ネットの普及などもあり年々減少している傾向にありますが、一方、熊による被害は生息域の拡大などにより増加傾向にあるということでございます。

また、先ほど議員からもありましたが、これまでほとんど確認されなかったイノシシの出没情報も昨年より寄せられております。御指摘のとおり、イノシシは繁殖力が強いことから、個体数が一気に増加することが予想されております。今後の被害の発生が懸念されているという状況にあります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 今年度の有害鳥獣の捕獲実績をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ことしの捕獲実績であります、8月末現在ですが、延べ7基のわなを設置をして4頭の熊を捕獲しております。これは8月末ということで8月31日ということですが、きょうの朝も1頭捕獲をいたしましたので5頭ということですかね、なっているところがございます。

ちなみに27年度、26年度は、わなを設置を3基ずつ設置をしましたが、捕獲頭数はそれぞれゼロであったということがございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。それでは、今年度の被害総額はどのくらいか伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 大変申しわけございませんが、今年度については年度途中でありますので確定できませんので、昨年度の被害総額をお答えを申しあげたいというふうに思います。昨年度の農作物に対する寒河江市の被害総額は、約5,050万円であり、先ほど御指摘のありましたとおり、寒河江市におきましても被害総額は減少傾向にあります。平成25年度が6,250万円、平成26年度が5,570万円、平成27年度が5,050万円ということですが、ただ、内訳として熊による被害額は増加している状況にあります。熊による被害額は平成25年度が750万円、26年度が920万円、27年度が990万円というふうになっているところがございます。御指摘のとおり、潜在的な被害というんですかね、申し出がない被害もあろうかというふうに思いますので、実際の被害はもっと大きいのではないかと考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 昨年3月の第1回定例会で、杉沼議員が有害鳥獣に対する対策を質問しておりましたが、市長の答弁の中に、国が進めており

ます鳥獣被害対策実施隊というものを設置できないか鋭意検討を進めていきたいとの答弁がありました。そこで、鳥獣被害対策実施隊の設置と活動状況について伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 昨年の御質問にお答えをして鋭意検討をさせていただいていたわけでありませけれども、御答弁申しあげましたとおり、広域化する鳥獣被害、あるいは多様化するということで、そういう農作物の被害に対応していくというために寒河江市鳥獣被害対策実施隊というものを今年度から設置をさせていただきました。これは非常勤特別職公務員になるんであります。現在、23名の方を隊員として任命をさせていただいております。寒河江市の出動要請に応じてわなの設置でありますとか、見回りなどを行っていただいているというところがございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。それでは、鳥獣被害防止計画を作成していると思いますが、主な部分の説明をお伺いたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御質問ありました寒河江市鳥獣被害防止計画というものについては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律というものに基づきまして、平成26年度に寒河江市の鳥獣被害に対する総合的な対策に関する基本方針を定めたものでございます。

計画の期間については、平成27年度から29年度までの3年間ということにしております。

そして、対象鳥獣としては、ツキノワグマを初めとしてニホンザル、イノシシ、ハクビシン、ムクドリ、ハシブトカラス、ハシボソカラス、スズメの8種類を指定をいたしまして捕獲計画や被害防止のための中長期的な取り組み、鳥獣被害が生じたときの対策等を定めているものでございます。現在、対象鳥獣、8種類指定して

いるわけでありましたが、それにカワウ、それからノウサギの2種類を追加するなどの内容で計画変更の手続を行っているところでございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 有害鳥獣で捕まえた鳥獣の報償費について、他の市町村では報償費を出しているところがありますが、本市としてはどう対応しているのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど申しあげましたけれども、寒河江市鳥獣被害対策実施隊の隊員の皆さんは、非常勤特別職公務員になっております。そういったことから、公務として捕獲活動を行っていただいているというところでありますので、出勤の回数に応じた報償費は支出をしておりますけれども、捕獲に対する報酬などは支出をしていないところでございます。今年度からその実施隊、活動を始めたばかりでありますので、その活動の実態など十分踏まえながら制度の見直しが必要な場合などもあろうかと思いますが、他の自治体の例などを十分参考にしながら対応を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 被害を未然に防ぐためさまざまなソフト対策があります。例として発信機を活用した生息調査、または捕獲機材の導入、また犬を活用した追い払い、また放任果樹の除去、また緩衝帯の整備、また捕獲に関する専門家の育成支援等、さまざまなものがあります。

本市においても、有害鳥獣被害軽減モデル事業費として3万円の計上がありますが、モデルになるような対策があればお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御指摘ありましたとおり、被害を未然に防ぐための対策として犬を活用した追い払いでありますとか、放任果樹の除去、あるいは緩衝地帯の整備などというところで

さまざまな対策が講じられているというふうに思います。当初予算で計上しております有害鳥獣被害軽減モデル事業でございますけれども、多くの対策の中で最も効果の高いと評価されている電気柵の導入に対する支援というものを考えております。市と県がそれぞれ4分の1ずつ補助をする、合わせて2分の1ということになりますか、補助をするというものであります。

県内でも熊の出没が多発しているということから、県のほうから追加の要望調査がございましたので、寒河江市におきましても支援を希望する2名の方に対する補助金について、今9月定例会に補正予算として追加計上させていただいているというところでございます。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。今後、有害鳥獣はふえていくと思われませんが、どのように対応していく予定でありますかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 有害鳥獣、特に熊などが増加傾向にあるという背景には、中山間地域における耕作放棄地が増加しているなどによって生息域が広がっていること、あるいは猟友会を初めとした狩猟人口が減少により個体数がふえている、増加しているなどというのが大きな原因というふうに言われているところでありますので、そういう原因がありますので、一時的な追い払いにたとえ成功したとしても、隣接する市町村に逃げ込むだけということで、いずれはまた戻ってくるというようなことが予想されているところでありますので、少し広域的に西村山地域広域連携をして情報の共有でありますとか、わななどの機材の融通、あるいは共同の対策などを行う必要があるというふうに考えているところでございます。

また、対応策の一つとして現在はわなによる捕獲というものを実施をしているわけでありま

すけれども、人数も限られている、あるいは予算も限られているなどということで、市全域をカバーするというのはなかなか現実的には難しいというふうにも思います。また、わなでありますから、捕獲できる頭数も限られているというふうになっているのが現状かというふうにも思うわけであります。

そういう意味で、これは行政はもちろん、いろいろ一生懸命に支援をしていくわけですが、やはり自分の農作物、農地、農家の皆さんみずからも対策を講じていただくということも大変重要な取り組みの一つになってくるのではないかというふうに思います。そのために市としても、電気柵を導入する場合、経費がかかりますからそういう導入のための経済的な支援でありますとか、設置の研修会などを開催をして、その対策の必要性、あるいは啓発活動などのPRなどを強化していきたいというふうにも思っているところでございます。

有害鳥獣といえども生き物でありますから、捕獲がありきということではなくて、被害を未然に防ぎつつもできる限り共存していくという、そういう共存できる対策を今後とも考えていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。私も市長の言われたとおりの考えであります。動物も動物保護法により生きる権利も守られておりますし、人間も安心して安全な生活を営むことを望んでおります。お互いが共存できるよう当局としても知恵を働かせて最善の方法で対処していただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、通告番号9番の市道寒河江駅高瀬山線の整備についてお伺いいたします。

昨年6月4日に最上川ふるさと公園で夜、花火大会が行われました。ある主婦の方が楽しみにして駅のほうから歩いていき高瀬山の坂に差しかかり歩いていると、突然、側溝に落ちてし

まい右足膝の陥没骨折をしてしまい約50日間入院し、いまだに以前のような歩きができなくなっております。けがの翌日から職場も休み、家では介護をしている母親の面倒も見られなくなり、かなりショックを受けておられました。そればかりではありません。その翌週にも県外から来た若い男性が側溝に落ちてしまい、その方は両手の手のひらをすりむくぐらいで大事には至りませんでした。事故の多い箇所になっております。

最上川ふるさと公園はイベント会場として最近、利用度も多くなり、歩いて行かれる方も多くなってきております。当市道は道幅も広く通りやすい道路と思っております。ですから、なおさら会場に通じる道路として整備を求められます。

来年の2月初旬には雪フェスティバルも決定されているようですが、事故の重大さも鑑み、またこういう事故を再び起こさないためにも側溝ふたの整備を進めるべきと考えますが、道路管理者としての市長の所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御質問ありました市道寒河江駅高瀬山線については、幅員が18メートル、両側に4.5メートルの歩道があります。歩道と民有地との境界に幅30センチ、深さ50センチの側溝があるわけでございます。

御質問にございます高瀬山地内の高速道路から駅方向に向かって約300メートルの区間については、道路隣接地が畑でありますけれども農地となっております。住宅地ではないということもあり歩行者も少なく、また歩道の幅も4.5メートルと広いことから、農地の限られた出入り口以外は側溝にふたがかけられていない状況にございます。

一方、先ほど御指摘ありましたとおり、この路線は市街地から南部地区やふるさと総合公園

につながる幹線道路というふうになってございます。公園などで各種イベントも多数開催をしているというところでもありますので、今後も歩行者がふえていくというのが大変予想されておりますので、道路を整備した時点と現在では利用状況が大分変わってきているというふうにも認識をしているところでございます。今回の事故を教訓として、常日ごろの道路の点検はもとより、イベント開催時の周辺道路における危険箇所の注意喚起や看板の設置など改めて適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

なお、本路線においては、今後、危険箇所の点検を実施し、早急に側溝ふたの整備を検討してまいりたいというふうに考えております。

- 國井輝明議長** 古沢議員。
- 古沢清志議員** 大変ありがとうございます。非常に事故の多い箇所で、皆様も楽しみにしてイベント会場に向かっておりますので、ぜひ側溝ふたの整備をお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

**散 会** 午後2時09分

- 國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



平成28年9月5日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
8番	石山忠	議員	9番	阿部清	議員
10番	沖津一博	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

7番 太田芳彦 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
眞木立子	会計課長補佐	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号 第3回定例会  
 平成28年9月5日(月) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○国井輝明議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、7番太田芳彦議員であります。

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成28年9月5日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
10	手話条例の制定について	(1) 言語としての手話が、どこでも使える寒河江市の環境づくりについて (2) さまざまな課題を円滑に推進するための手話条例の制定について	6番 遠藤智与子	市長
11	安全な市民生活を守ることにについて	熊などによる被害の現状と対策について		市長
12	危機管理対策について	ハザードマップの進捗状況と災害時に備えた活用方法について	13番 柏倉信一	市長
13	指定管理者制度について	(1) 現況と課題について (2) 市営住宅の指定管理者制度導入について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
14	在宅医療の推進について	本市の在宅医療の現状と課題、今後の方針について (1) 厚生労働省が、先に公表した自宅で亡くなる「在宅死」の割合について (2) 在宅医療を推進するうえでの課題について (3) 市立病院における在宅医療の推進について	15番 内藤 明	市長 病院事業管理者
15	市立病院の防災・減災対策について	防災・減災のあり方と被災時の対策について		病院事業管理者
16	第24回参議院議員選挙における18、19歳の投票率について	(1) 県内の全調査数と本市の投票率について (2) 選挙啓発と今後の課題について		選挙管理委員長
17	教育行政について	(1) 次期学習指導要領改訂に向けての課題について ア 小学校の英語教育とコンピューターを活用するプログラミング教育について イ 授業時間の確保と教職員の多忙化について ウ アクティブ・ラーニングについて エ 日本語の基礎的読解力を優先する教育について (2) 2019年に実施される予定の英語の全国学力テストについて		教 育 長
18	平成27年度の決算と市政運営について	(1) 一般会計・特別会計等決算の課題認識と対策について (2) 寒河江市立病院事業会計決算の課題認識と対策について	8番 石山 忠	市長 病院事業管理者

○遠藤智与子議員 おはようございます。

### 遠藤智与子議員の質問

○國井輝明議長 通告番号10番、11番について、6番遠藤智与子議員。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

きょうは聾者の方が傍聴にいらっしゃっております。手話通訳の方が同席しております。また、インターネット中継でごらんになる聾者のために、きょうは私も手話を使って質問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、通告番号10番、手話条例の制定について質問いたします。

先日、山形美術館でダウン症の書道家金澤翔子さんと詩人の金子みすゞさん、お二人のコラボレーション展が開催されました。私も見に行っていました。「わたしと小鳥と鈴と」という詩の中に、「みんなちがって、みんないい」という箇所がありました。この最後の行は、自分を肯定してもらえたようなどこかほっとする空気があって、私は包まれるような気がいたしました。

今生きている誰もがどこで暮らしていてもほっとできる環境で生きられる、そんな社会を私は望んでいます。けれども、現実に耳が聞こえなかったり、目が見えなかったり、体や心に不自由さを抱えて生活する方々は、まだまだほっとできる環境には遠いと感じていらっしやいます。

ことし4月1日から施行されました障害者差別解消法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的」として制定されたものです。この法律を現実のものとしていくための一つとして、言語としての手話がどこでも使える寒河江市の環境づくりを進めることは、とても大切なことと考えます。

2年前の6月議会でも取り上げました内容ですが、そのときと今とでは状況も変化していると思います。そこで伺います。現在の全国での手話条例制定自治体の状況をまず教えていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

遠藤議員からは、手話条例の制定ということで御質問をいただき、26年の議会でも御質問をいただきましたが、現在の全国的な取り組みの状況についてどうかということでございます。一般社団法人全日本ろうあ連盟という団体のほうが平成22年度から手話言語法制定推進事業という取り組みを積極的に展開していただき、その中で各地方自治体においても手話言語条例の制定をする動きが活発化している状況でございます。

状況でございますけれども、平成25年度末では全国で4自治体が条例制定ということでありましたが、26年度末では18自治体、27年度末では47の自治体、今年度8月現在では52の自治体が制定しているという状況になってございます。

この52の自治体のうち県レベルが8自治体、市町村が44市町村ということになっております。ちなみに、山形県は、県も含めて県内は制定をしている自治体はございません。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 今年度は52の自治体の手話条例をつくったというお話でございました。2年前とは大きく進歩しているなど感じております。

さて、「手話言語法制定を求める意見書」自治体議会請願運動は、2016年3月3日、栃木県芳賀町議会で採択されたことを受け、意見書採択率100%達成しました。意見書採択率100%達成は、過去にも例のない数字であり、手話言語法制定を望む国民、市民の総意であると言えます。また、地域において手話言語に関する施策を整備していく動きが広がっております。

ことし7月21日、手話を広める知事の会設立、手話言語フォーラムが開催されました。35の道府県知事が参加して設立総会を行い、正式に会が設立されたとのこと。山形県の吉村知事もその会の1人となっております。

ことし1月5日の山形新聞に、「知事の記者会見手話通訳導入 ネット中継に対応」という記事が載っておりました。吉村知事は、「障がいのある方にも発信し、県政を身近に感じてほしいと考えていた。実現できてよかった」と話しています。聾者の方からは、「高齢の方はインターネットを見られない人も多くて、できればテレビでも通訳を導入してほしい。けれども、それでもこの前進はすばらしくうれしい」と話しております。

また、ことし6月9日付の山形新聞には、手話言語法制定目指し、山形、鶴岡、新庄、長井の各市を含む全国250の市区長が6月8日、全国手話言語市区長会を設立したと報道しています。会長に就任した北海道石狩市の田岡克介市長は、手話をもっともっと多くの方が理解できるようになれば社会は変わっていくだろう、こう挨拶しております。このような一連の動向を市長はどのようにお感じになるか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、寒河江市におきましても平成26年の第2回定例会におきまして手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願が出されて採択をされているわけであり、遠藤議員御指摘のとおり、ことしの3月までに全国全ての中央議会で意見書が採択されているということでございます。

このことについては、全ての障がい者の皆さんは、可能な限り、言語、手話を含めて、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることというふうにも定められた改正障害者基本法の趣旨が十分普及、浸透して、聾者の方にとっても手話は聞こえる人の音声言語と同様にコミュニケーション手段としての大切な言語であるということについて、全国の地方議会、

そして議員の皆さんが十分理解をされた結果であるというふうに認識をしております。大変喜ばしいことではないかというふうに認識をしております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 全国で52の自治体が手話言語法制定に向けて100%の採決をしたということは、大変喜ばしいことだというお話でございました。

ことし施行されました障害者差別解消法は、聾者にとっても希望であり、光であります。しかし、中山町の手話言語条例の制定についての要望書を見てみますと、聾学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。ことし4月に施行された障害者差別解消法だけでは、私たちのコミュニケーションは保障されませんという箇所が書いてありました。障がいがある人もない人も、対等平等に生活できる環境づくりは当然のことであり、そのような考え方を広めていくことは行政の責務と考えますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員御指摘のとおり、障がいがある方もない方も対等平等に生活できるような環境づくり、そしてその啓発活動というのは、大変行政にとって重要な役割ではないかというふうにも認識をしているところでございます。

ことしの3月策定をいたしました寒河江市の第3次の障がい者基本計画がございます。御案内かと思いますが、この中でも基本理念として「障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指すというふうにもしているところでございまして、その計画の柱の一つとして「地域で支えあうバリアフリー社会の実現」というものを掲げております。障がいの有無にかかわら

ず誰もが安全に、そして安心して生活できるようにソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を一層推進して、地域社会全体で支え合う仕組みの構築に鋭意取り組んでいくことにしているところでございます。

そのための具体的な施策として、情報を使いやすくする、いわゆる情報のアクセシビリティの推進というものを進めていこうとしておりますし、また手話、それから要約筆記、点訳、代読、代筆など障がいに合わせてさまざまな意思疎通の支援というものをさらに充実していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 情報を使いやすくしていくことは重要な役割である、そしてまた地域で支え合うバリアフリーの社会の実現に向けて力を尽くしていきたい、そのようなお話でございました。

ことし7月、相模原市の津久井やまゆり園で多くの障がい者が犠牲となった事件に衝撃が走りました。障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会の副会長であります新井たかねさんは言います。「生命と人間の尊厳を守ることは、政治と行政の最も根本的な責務です。この痛ましい事件を契機に、障がいのある人もない人も、公的な保障のもとで、さまざまな生き方を認め合い、支え合い、学び合い、成長し合う社会を実現していきたい」、そう語っております。私もここにおいでの皆さんも全く同感であると思えます。

来年は山形でろう教育を考える全国討論集会が開催されるということです。もちろん手話を覚えることが最終的な目的ではなくて、共生社会、ともに生きる社会を目指す、これが、そのことこそが大きなロマンだと私は思います。その大きなロマンに向かって進んでいくわけですが、全国に先駆けて手話言語条例を制定

し、全国の注目を集めている鳥取県で、それに携わってきた障がい福祉課の担当職員は、「最終的には国のレベルで手話言語法が制定される必要がありますけれども、最初に手話条例をつくった自分たち自治体としては、先進的な施策を進め全国に広めていきたい」と語っています。

そこで、寒河江市でもぜひ手話条例を制定してほしいと考えていますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員からは、ロマンを実現に向かって進めていく必要があるというお話がありましたが、行政、政治はそのロマンを実現する大きな役割を担っているんだということを改めて肝に銘じさせていただければというふうに思います。

先ほど来、遠藤議員もおっしゃっていますが、私からも御答弁申しあげましたとおり、ああいふ事件などはあってはならないわけでありますので、我々としても障がいのあるなしにかかわらず生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現のためにどうしていくかということを考えますと、やはり、先ほども若干申しあげましたが、コミュニケーションの確保、手段の確保というのは大変重要な役割を担っていくんだろうというふうに思いますし、聾者の方にとって手話は言語であるということについても十分理解をしているところでございます。

寒河江市でも手話言語条例を制定してはどうかということでございます。全国の地方議会で採択になっているわけですが、なかなか国のほうでの法制化が進んでいかないところがあります。そういう我々としてもそういう状況などもつぶさに見させていただきながら、また、県内の動きなどもいろいろ伺いをしますと、県のほうは障がい者差別解消条例を制定しているわけでありまして、各自治体の中でも差別解消条例の取り組みなどについても検討しているところがあります。

そういう状況などもいろいろ我々のほうで研究をさせて、調査をさせていただきながら、先ほど申しましたが障がい者の基本計画を定めたわけでありますので、第3次の基本計画の趣旨も十分踏まえながら条例化の必要性について、もちろん市民の皆さんの理解ということが大前提でありましようから、そういった意味での啓発なども十分進めながら、また関係団体の皆さんの御意見などもお伺いした上で、その制定については検討を進めていきたいというふうを考えているところでございます。

○**国井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 山形県の動向の中には、この手話条例制定を目指している動きもあるということですし、寒河江市としましても障がい者基本計画というものに沿って広く地域の皆さんにも啓発していく必要があると感じているというお話でございました。

そして、地域に住む皆さんの考え、それからもちろん当事者の方の考えも広く聞いて、社会的なバリアフリーが本当に実現できるように検討を進めていくというお話でございましたので、これはぜひ十分に検討していただき、聾者の方、そして広く市民の皆さんにも理解が深まりますように私は願いたいと思っています。そのため一緒に力を尽くしていきたいと思っています。

先ほど鳥取県で全国初のイベント、ありました。手話パフォーマンス甲子園というのがありました。おととしの26年11月23日に行われました。41のチームの応募があって、大変感動的な大会になったとのこと。高校生のエネルギーが熱く熱く燃え上がって、その後も高校生同士の交流が続いているということです。

私は、手話も若いうちから覚えたほうが身につくと感じています。幼稚園から小、中、高と学校で体験学習として手話を学んでいるところや、地域の町民サークルの指導で「ふるさと」の歌を手話などでコーラスしたりしているとこ

ろがある、そういうところがふえているということは、そういう情報は大変心強いものです。さらに、病院や企業などでも手話を使える人がもっともっとふえて垣根が取り払われていくのなら、寒河江市はもっともっと温かい、住みやすいまちになるのではないのでしょうか。

行政はそれを促進する必要があると思います。ぜひこのことも頭に、心にとめていただいて、頑張っって検討していかれますことを希望します。よろしく願いいたします。

私は、2年前の議会でもお話ししましたけれども、鳥取県が一番早い県として手話条例を制定しました。そして、そのときに三重県の松阪市というところも手話条例を早く、先駆けてつくったということをお話ししました。それで、手話条例ができてからとできる前と、どのような違いがありますかということをお電話で聞いてみました。そうしましたら、市民の皆さんが手話を教えてほしいという方がたくさんふえまして、ボランティアの方もいっぱい、聾者の方と一緒に駅の切符を買う体験を一緒にしたり、それからお寺、お参りを一緒にしたりして、そのようなことが不便なのか体験した、そういうことが広がってきているというお話をお聞きしました。

また、当事者の聾者の方からは、具体的なことと言えば、バスを待っているときとか、山形の駅のように「次に来ますよ」「電車が来ますよ」と電気がピカピカつくという、そういうことなんかも広くまちの中で取り上げてほしい、そういう要望も聞かれています。

それと、もう一つ、数カ月後には市長選挙もありますけれども、その選挙の公約ですね、思いですね。それを聾者の方も聞きたいと言っているんであります。それで、手話通訳の方はまだまだ少ないですから、みんなを集めて同じところで市長の考えとかを通訳して、皆さんにわかってもらおうような努力をしてほしいというよ

うなお話もされました。

また、2年後の私たち議員の一斉地方選挙のときでも、その一人一人の議員の考えをもっと聳者にも、それからほかに障がいをお持ちの方にもわかるような施策、それを進めていってほしいんだという切実な願いが寄せられております。これもあわせてぜひこれから考えていっていただきたいと思っております。

そのことで、この寒河江市が本当に心の温まる、住みやすい市になることを望みまして、この通告番号10番の手話条例制定についての質問は終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、通告番号11番、安全な市民生活を守ることについて。熊などによる被害の現状と対策について伺います。

先日1日の古沢議員の質問にもありました、鳥獣被害についての質問がありました。ですので、きょうは重複しないような質問をしたいと思っております。

先日、用事で白岩に行ったとき、畑の果樹が熊に食べられて困っているというお話を聞きました。実際に現場に出向いてタヌキの足跡、それから熊の足跡を見たのですけれども、熊はその後もやってきまして、梨を食べていったということです。そこで、まず熊による被害の状況をお伺いしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 野生鳥獣による被害状況ということでお答えをいたしますが、まず全体的な傾向からお答えをいたしますと、平成27年度の実績でありますけれども、山形県全体の被害額というのは5億8,100万円というふうになっております。県全体ですね。この額というのは、最も被害が多かったのは平成16年、13億900万円ということでありましたから、実に44%に減少しているという状況でありますし、寒河江市においても平成27年度の被害額は、先般お答えを

しましたが5,050万円ということで、これは平成16年の被害額が1億円でありましたから、約半分というふうになっております。全体の被害額が、鳥獣全体の。

しかしながら、熊についてはその被害額は年々増加をしているという状況であります。平成27年度が990万円、熊による被害というふうになっております。これもお答えをいたしました。その990万円の内訳、品目別というんですかね、内訳を申し上げますと、さくらんぼについてが380万円、ブドウについてが430万円、スモモが180万円ということに主なものになっているところでございます。

熊の出没については、ブナが豊作の年の翌年は個体数がふえるために多くなると言われておりまして、実は昨年が豊作の年であったということでもありますから、ことしがふえるという状況にあらうかというふうに思います。これは、過去においても平成18年に全国的に熊の出没が多発したという例がありますから、それが裏づけているところでございます。

また、ことしは熊の餌となるブナの凶作が予測されるというようなところでありますので、これからキノコ狩りなどで入山の機会が多くなる秋の出没数も増加が懸念されているという状況にあらうかというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ブナの凶作ということで、被害が大きくなる可能性があるということでございました。地元の方から、出没した地域だけの問題にしないで、市全体の問題として考えてほしいんだというような要望がありました。この点についていかがでしょうか。まずお聞きしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 熊の要するに捕獲ということだろうと、御質問の趣旨はですね、だろうというふうに思いますが、地元からの要請に基づいて



緊急性とか必要性などを判断して、捕獲などの許可を得て、実際はわなの設置をするということにしているところであります。

わなの設置には、熊の場合は1カ月間の設置期間というふうになりますので、鳥獣被害対策実施隊による設置でありますとか、見回りなどにさせていただくということになりますから、そういう意味でぜひ地元の方の要請を受けてというふうになっているのが状況でありますし、もちろんいろんな経費もかかっていくところでもありますから、限られた予算と人員なども限られているところでもありますから、地元の皆さんと我々行政もいろいろ連携をしながら、効果的に対策に取り組んでいるという状況にあらうかというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 大体熊などが出没する場所というのは山手のほうでありますけれども、このわなですね、15万円くらいかかるということをお聞きしました。それを町会で負担をするということですかありますね。それで、その負担、1万5,000円くらいですね。そういうこともあわせて、やはりもっと地元の方はそういう苦勞もされておりますので、その御苦勞を軽くしていくというような支援が必要というふうに言われました。

それで、まず「わなをしてくれ」と言うてから、十日もたった後に終わっていたということを知って、十日も前にわなを仕掛けていただいていたのに、実際にはわからなかったというような行き違いとかもあります。ことし、猟友会実施隊という方が頑張って毎日毎日御苦勞されて、させていただいておりますけれども、そのような行き違いというようなことが、できればないほうがお互いのためになるわけですので、そういうことのないように、それからもっともっとスムーズな進め方といいますか、そういうことを、

改善策はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 地元の要請に基づいて迅速な対応をという御要望かというふうに思いますけれども、ほかの鳥獣と違って、熊の場合は農作物だけでなくて人的な被害のおそれもあるということでもありますから、これは迅速な対応がやっぱり必要だというふうに思いますし、行き違いがあったとしたら、それはなくしていかなきゃなりません。

我々もそういうことがないように取り組んでいるところでありまして、寒河江市の場合、町会などから捕獲の要請があった場合には速やかに現場確認をさせていただいて、それから市の関係各課で庁内会議をして、それから対応を協議し、そして具体的に対応していくということになると出没場所への注意喚起の看板を設置したり、あるいは防災無線とかそれから広報車、チラシなどによって地域の皆さんへ周知をする、さらに学校、保育所、子供さんへの対応への連絡、そして必要に応じてはスクールバスでの送迎なども検討していくということになって、そして実施隊による捕獲という段取りで進めているところでもあります。

最近の例で言いますと、白岩の楯町会から8月の18日に要請を受けて、同日、同じ日に現場確認、庁内会議、広報連絡を行って、翌19日に捕獲許可の取得、それから実施隊の手配を行って、その次の日20日にわなの設置をしているところがございます。また、先般ですが、幸生町会から9月1日に要請を受けて、同日中に現場確認、庁内会議、広報連絡を行って、翌2日に捕獲の許可を取得して実施隊の手配をして、その次の日3日にわなの設置を行っているということで、できるだけ迅速に対応をしたいというふうに思います。

今後とも引き続き迅速かつ効果的な対応を、

いろいろ地元の皆さんの声などもお聞きしながら、対応していきたいというふうに思っているところでもあります。

それから、先ほどわなの設置について全体的に経費は15万円ぐらいかかっているわけですね。また、おとり餌であります蜂の巣の経費として約1万5,000円、先ほど御指摘ありましたが、そのぐらい必要になってきているところがございます。そういうことで、現在はおとり餌代の負担というものを地元をお願いをしているという形になっています。

なお、この地元の負担の件については、ほかの自治体の状況などを調査した上で、その負担の軽減について検討していかなければならないというふうにも思います。いずれにしても地域の皆さんと一緒にやって取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** できるだけ迅速な素早い対応をしていきたいというお話でございました。地元の皆さんの声を聞いてもらって、円滑にスムーズに進んでいけるように期待したいと思いません。

それで、耕作放棄地というのがあって、普通の民家と耕作地の、農地の見分けがつかなくなっているという状況がございます。その荒れ地の整備というのはどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 耕作放棄地の問題というのは、御質問の鳥獣被害の問題にかかわらずと申しましょうか、もう少し、中山間のみならず市全域、広域的な、そして基本的な課題だろうというふうにも思いますし、そういう意味で農業者の皆さんの高齢化やあるいは後継者不足、営農形態の変化などさまざまな要因によって耕作放棄地の問題が惹起しているというふうにも思ってい

るわけでありますが、事、鳥獣被害に対応して取り組むということに限定してお答えをすれば、定期的なそういう耕作放棄地などについてもパトロールをして、重ねながら、また所有者への啓発あるいはいろんな耕作放棄地をどういうふうに持っていくかなどについては少し時間がかかりますけれども、いろんな支援制度なども含めて所有者の皆さんあるいは地域の皆さんにもお話を申しあげて、何とかそういう工夫をして解消していくという取り組みをさせていただいているところがございます。

そういう意味で、時間がかかると言えばかかるわけでありましょうけれども、後継者の育成、さらには農地保全の総合的な取り組みなども含めて耕作放棄地の解消を進めながら、またこの有害鳥獣対策などにも資していければというふうに思っているところがございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** そうですね。耕作放棄地を皆さんと一緒に知恵を出し合って考えていく、それから鳥獣被害だけでなく広い視野に立った対策が求められているという認識だということでございます。熊にとってもおいしい果物などの味がわかってしまいますと、どうしても来てしまいますね。その区別、それから熊は熊できちんと生きられるような、すみ分けというんですか、この前の質問のお話の中にもありましたけれども、そういうことも必要になっていくというお話でございます。

7月21日、寒河江の園芸試験場で第3回鳥獣被害対策指導者養成講座研修会というのが行われたとお聞きしました。そのときの資料も見せていただいたのですけれども、それによりますと熊やイノシシの各種侵入防止柵というものつけ方の研修というのも行われたということです。この電気柵といいますのは、大変効果の、役に立つものだというふうに聞いておりますけれども、具体的な対策としてどのようにお考え

になっているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員御指摘のとおり、現在のところこの電気柵の設置が大変最も直接的で効果が高いというふうに言われているわけであり、寒河江市としても農家、農業者の皆さん御自身が自主防衛の対策としてこの電気柵の設置について取り組んでいただけるようにしていきたいというふうに思っておりますし、そのための鳥獣被害軽減モデル事業による導入費用の支援などもさせていただいておりますし、また先ほどもお話ありましたが、電気柵の設置の講習会なども取り組んで、啓発活動の充実をしながら積極的に普及を図っていきたいというふうに考えているところであります。

ちなみに、9月の来る16日は平塩地区の農地を会場にして、この電気柵の設置研修会などが予定されているというところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 電気柵の活用をしていくということでございましたけれども、これは補助というものがあるやにお聞きしましたけれども、それはどのように、どのくらいの補助があるのかわかりましたら。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 大変失礼しました。県と市が4分の1ずつということで、合わせて2分の1程度の補助になっております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** わかりました。4分の1ずつの補助があつて、本人の負担が半分ということですね。

先ほども市長がおっしゃいましたけれども、なるべく市民の方の負担を軽くしていくというふうなお考えでいらっしゃいますので、これをさらに進めていって、補助額でも多くしていくですとか、とにかく市民の、当事者の負担がなるべく軽くなるような対策をよろしくお願

いしたいと思います。

秋になりますと、農繁期になりまして早朝から農地に出る機会がふえていきます。また、一方、熊は冬眠に備えて餌を求めて活発に動き回っていきます。人と熊が鉢合わせになって、大変危険なことになる。山形新聞にも毎日のように熊の報道が載っておりますね。ですので、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、人身の被害があつてからでは遅いので、その人身の被害がないような最善の対策を進めていかれますようお願いしたいと思います。

熊も必死で生きておりますし、保護動物にもなっておりますね。知恵を出し合つて、お互いにすみ分けできるように、そんなまちづくりを、安全で安心なまちづくりをしていかれますことを望みます。そして、先ほども言いました障がい者にも優しいまちづくりをどうかこれからもっともっと進めていっていただきますことを重ねて要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

## 柏倉信一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号12番、13番について、13番柏倉信一議員。

○**柏倉信一議員** おはようございます。

ただいま華麗な遠藤議員の手話をお聞きしまして、また熱の入った一般質問を拝聴したわけですが、きょうは非常にやりづらいなど。できたら、私の順番を変えてほしいなど思いながら聞いておつたわけですが、それもまいりませんので、気を強く持ちまして一般質問に入らせていただきたいと思います。

危機管理対策について質問をさせていただくわけですが、御案内のとおり8月30日、台風10号が東北、北海道を襲いました。1951年の統計開始以来、初めて東北地方に上陸。日本付近で発生した台風としては11日と3時間という、46

年ぶりに長寿記録を更新。岩手県、北海道などを中心に甚大な被害をもたらしました。

このたびの災害対応について自治体の対応がさまざま報道されていますが、岩手県岩泉町と北海道南富良野町の対応は対照的となっております。避難勧告を発することなく台風が通過した岩泉町、現時点で13名の死者、行方不明者も数名おると報道されております。一方、南富良野町は大規模な浸水被害が予想された200軒を超える集落の一軒一軒に電話で職員が避難を指示。電話の通じない家庭には職員が訪問し避難をしていただき、死者はなかったとのこと。もちろん、現在の報道だけではわからない事情も当然あると思いますが、災害時における対応の難しさ、重要性を痛感させられます。

話は変わりますが、先般我が寒河江市で火災がございました。鎮火まで3時間以上となったわけですが、発生場所が私の地元であり、現場にとりあえず駆けつけましたところ、市長もほとんどなく現場に來られました。時間帯がちょうど昼食時で、30度を超える炎天下だったわけですが、現場に到着した市長はちゅうちょすることなく田んぼのあぜ道を1人歩いて、火災の中心に進んでいかれました。有事において先頭に立って対応するという強い意志のあらわれではないかと思い、共感を覚えました。

これから質問に入らせていただきますが、きっと私の意図するところ、御理解をいただけるものと確信をしております。

さて、通告番号12番についてであります。大規模な災害、洪水、地震、土砂崩れなどの発生時において対応を検討する上で、行政側にとっても市民にとっても大切な資料となるのはハザードマップなわけで、このたび国土交通省などの新たな情報発信に伴いハザードマップを新たに作成されるようですが、進捗状況と掲載内容はどのようなものをお考えおられるのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今あるハザードマップというのは、これですけれどもね、平成20年の3月に策定をしたものであります。内容については、最上川、寒河江川については100年に1回、それから沼川については50年に1回の大雨に対する浸水想定区域と避難場所の地図を中心にしたものでございます。いわゆる洪水のハザードマップということで、A1判というんですかね、裏表の地図になっているところではありますが、今年度新たに策定をするマップというのは、洪水だけでなく土砂災害、それから地震、先ほどありました火災など全ての災害について掲載をする、いわゆる総合的な防災マップを計画しているところでございます。

今、見本的なものがありますが、こういう感じになって冊子になっていくというふうに思っております。そして、住宅地図のような地図もあるというふうに、見開きになる予定にしているところでございまして、内容的にも例えば地震発生時の時間経過別の行動マニュアルなどについても盛り込むということで、もちろん充実した内容にしていきたいというふうに思いますし、また熊本地震などでも話題になりました市内の活断層などについては、山大的先生に依頼をして現地調査を行って、震度分布図とともにより大きい尺度の地図に表記をしていくということを計画しているところでございます。

今、全体の構想はまとまっております、土砂災害などのデータもそろっている状況であります。国交省が見直しを行っている浸水想定区域については、今月中に公表されるという見込みでありますから、その後情報を原稿作成に進めていくという状況になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 今、答弁をいただいたわけですが、災害というのは多種多様にわたって

いる関係上、そのようなことも十分踏まえたハザードマップを検討されるということでございますので、でき上りを私も楽しみにさせていただきたいというふうに思っております。

昨年9月発生の関東・東北豪雨では、鬼怒川の氾濫により広範囲な地域で浸水被害がございました。床上浸水約4,400戸、床下浸水6,600戸、自宅の2階などで孤立して救助された人は4,400人に及びました。この災害において、常総市の洪水ハザードマップでの想定浸水エリアと実際の浸水地域はほぼ一致していたにもかかわらず、4,400人も救助者が出てしまったということは、せっかくつくった常総市のハザードマップは余り活用されていなかったというふうに考えられるのではないのでしょうか。

そこで、本市で新たに作成するハザードマップをどのように市民に周知徹底を図られるのか伺います。ICTの時代であり、こうしたデータをスマホ、タブレットなどに取り込めるようにすることと、逆にICTを苦手とする高齢層に周知を図ることも真剣に取り組むべき課題と考えます。また、自主防災組織との連携などはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新しい防災マップについても、もちろん全戸配布して周知を図ることにしております。もちろん、これはつくるのが目的ではありませんので、それをやっぱり市民全員が理解をして役立てていただくということが目的でありますから、全戸配布と同時にPDF化をして、市のホームページなどにも掲載をして、パソコンやスマートフォンなどでもごらんいただけるようにしていきたいというふうに考えておりますし、また御指摘のとおり高齢者などの皆さんにも配慮という点では、先ほどお示しをしましたが、新しいマップはB4判の冊子で文字

を大きくして、また地図を分割して大きい尺度で見やすくするというふうに行っているところでもありますし、できるだけわかりやすい表現、内容にもつくっていききたいというふうに思います。

さらに、新しいマップには災害の備えあるいは災害に遭ったときの行動などできるだけ丁寧に、具体的に記載をしていくことにしておりますし、そういう意味では、この地域の自主防災組織の皆さん方の災害学習あるいは防災訓練などでも大いに活用していただけるよう、有効な利活用というものを想定してつくってほしいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁をいただいたわけですが、いろいろな報道の話を聞いておりますと、人というのは逃げるのを嫌うというようなことがよく言われておるわけで、そういう意味でいかに大変な状態になるのかということを知りたくないと、なかなか逃げただけでいいというか、そういうような嫌いもあるわけで、非常に難しいなというふうに感じるわけですが、当然のことながら災害時には多くの手荷物を運んで逃げるというのは非常に難しいわけで、多くの情報を集約できるスマホなどは大変便利なもので、私もハザードマップをスクリーンショットしてタブレットに入れて常に持ち歩くことで、災害に備えているつもりでございます。

こうしたスマホ等を初めとするICTの災害時における活用法というのは、これから大きく変わってくるのではないかなというふうに考えられるわけで、非常時に被災された方々は何を今望んでいるのか、不足している物品は何かというものを把握する上で、スマホ等々の端末を経由してどんなことが検索されているかを知ること、求められているものを把握できる時代だというふうに私は考えております。

熊本地震の際に、スマホから数多く検索され

た項目は「コンビニ」「ガス」「水道」この3つだったというふうに言われております。なぜコンビニ、いわゆるセブンイレブンが検索されたかというふうにいいますと、「政府が70万食の食料をコンビニに配付」というような発表をされたというようなことで、どこのコンビニに行けば食料が手に入るのかを知るために検索された。

時間の関係上、ガス、水道の説明は省略しますが、こうしたことなどを行政側は考えずに情報発信をしている。何を検索しているのかなんて知る由もないわけですけれども、そういう状態の中で一方通行で情報発信をしている背景には、こういうようなことが起きてくるというようなことで、要約して申し上げますと、検索数の多いものが早急に必要とされていることなので、これをリアルタイムで把握できれば混乱にいち早く対処できるということになるのかなど。今後においては、災害時も情報統括責任的な人間を指名する必要も生まれてくるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、先ほど来申しあげましたとおり、こういう現象とは反対に、こうしたこと、いわゆるスマホにしてもタブレットにしてもICTを苦手とする高齢者などには、ハザードマップや災害における対応のやっぱり周知を図っておかないとなかなか難しいのかなど。市長の答弁にもあったとおりであるわけですが、自主防災組織なんかを有効に活用しての周知の徹底、訓練などを行うことがやっぱり大事なのかなというふうに思うところであります。

昨今は情報社会になって、すごい勢いで情報が飛び交っているわけですけれども、デジタルディバイドといえますか、いわゆる情報格差、知っている者だけが恵まれて、知らない人は損をするというようなことでは行政としてはなかなか難しいわけで、そんなことも踏まえてぜひ高齢者等々いわゆるICTに弱い方々に対する

周知をぜひ検討していただきたいというふうに申しあげたいと思います。

次に、災害時における対応の中で本市では防災鍋などの備品、非常時における食料等も備蓄をされていると思いますが、これはどこに何をどれぐらいの数量が確保されているのか、わかれば県の備蓄品なども含めて御質問をさせていただきます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 災害時における備蓄品について御質問ありましたが、ちょっと長くなりますけれどもお答えを申しあげたいと思います。

寒河江市では、地区公民館3カ所、小学校10カ所、中学校3カ所、それと市民体育館の合計17カ所に防災倉庫を設置しているところでございます。この備蓄品の数量については、山形盆地断層帯の地震が冬早朝に発生した場合、最も多くの避難者の数になるという県の調査で想定されておりますので、そういったことを想定してその数である5,256人という数を基準として計算をしているところでございます。

防災資機材の数量であります。防災倉庫の総数として発電機、ガソリン携行缶、コードリール、テントがそれぞれ24基、それに投光器が48基、それから簡易担架17基、毛布が1,340枚、アルミブランケットが1,300枚、それから簡易トイレ2万個、間仕切り72個の備蓄があるわけでありまして。

また、食料品については、先ほど御質問にもありましたが、我々としてはあの大きな災害を受けておりませんので、東日本大震災を経験した自治体が策定をした備蓄計画などを参考にしているところでございます。それでは、避難者の約70%の方は3日間の非常時の食料を備えている、持っているということになっているところでありますし、またコンビニの話がありましたが、災害協定事業者が備蓄をして、いわゆる流通備蓄が大体18%というふうになっておりま

すので、残りの52%分を市が備蓄するという計画であります。3日分であります。4日目以降については、各地のほうから送られてくる支援物資の活用あるいは新規購入ということで計画をしているところでございます。

当初、備蓄計画については27年度から30年までの4カ年でそろえる予定をしておりましたが、熊本地震なども考慮して前倒しして、来年度まででそろえたいというふうに思っているところでございます。

現在の備蓄状況でございますけれども、飲料水として500ミリリットルペットボトルが、ちょっと細かくなりますが、各公民館単位に申しあげますと柴橋地区公民館が456本、西部地区公民館が1,200本、またパンが柴橋地区公民館に120食、西部地区公民館に192食、またビスケットが柴橋地区公民館に96食、西部地区公民館に96食、またアルファ米が南部地区公民館に150食、柴橋地区公民館に300食、西部地区公民館にも300食ということで、備蓄を現時点ではしているところでございます。

また、食品類については保存期限が5カ年ということでありますので、地域あるいは市の防災訓練などで活用しながら計画的に更新をしていくということにしているところでございます。

なお、県の備蓄品についてもお尋ねがございましたが、管内では村山総合支所西庁舎のほうにアルファ米が6,000食、飲料水が2,400本、毛布が425枚、防災シートが125枚、トイレセットが2,400セット、避難用テント5基が備蓄されているというふうに聞いているところでございます。以上であります。

○**國井輝明議長** お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 詳細に答弁を頂戴いたしました。かなりの数量だなというふうにお聞きをしておりました。しかしながら、それだけのものを常時確保するのも、予算的にも大変なものだなと。なおかつ、いつでも使えるというような状態になっていないと大変だというようなことで、非常に難しい部分があるわけですがけれども、やっぱり災害というのはどこの自治体、いわゆる災害に遭った自治体の話を聞いてもそんなことは想定していないというか、想定する可能性というのは非常に少ないというようなことが起こるから災害が大きくなるわけで、市長の答弁にもあったとおり常に賞味期限等々も加味しながら保管をしていただき、また不測の事態に備えていただきたいなど。そうすることが、安全に市民が暮らせるということだろうというふうに思いますので、よろしくひとつお願いをいたします。

市長もお示しになりましたけれども、平成20年につくられたこのハザードマップを拝見いたしますと、本市においては、当然今はいろいろ改良等々もあると思いますが、白岩地区の一部、南東部地区が水災の可能性があると。日田の一部あるいは新山、南部地区などがこれに当たりまして、土砂災害は平塩地区、地震については先ほど来お話が出ておりますとおり山形盆地活断層帯を抱えており、全市的に地震に対する対応は大きな問題だというふうなことになるわけで、こうした大きな災害に見舞われた際の復旧には民間の保険も大きな力を発揮すると言われております。こうしたことも視野に地震保険や水災特約といった民間保険の加入も推進すべきと考えます。そうした意味で、民間保険の助言などもハザードマップに掲載してはと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、熊本の地震あるいはそれに関連して県内の活断層の報道などによりまして、大変市民の皆さんからも山形盆地断層帯などの活断層については関心も高くなっているというふうに思っております。直下型の大型地震が発生した場合は、耐震化の状況にもよろうかというふうに思いますけれども、どうしても家屋の損壊というのが生ずるわけでございます。建物等の損害があった場合に、被害に遭われた方は災害保険に加入していれば、その災害保険から保険金が支払われるということで、大変心強く思われるのではないかとこのように思います。

災害保険には、都道府県民共済などの火災共済、それから損保保険会社の火災保険などさまざま、それぞれ特徴を持った自然災害用の保険があるというふうにも聞いております。個人が合った保険を選ばれるというふうになるかというふうに思います。

新たな防災マップの中にこの災害保険の加入促進というものをしてはどうかということですが、今計画している、先ほどお見せをいたしましたけれども、ここの中にも少し、例えば我が家の防災対策あるいはチェックなどという項目があって、例えば家の中の安全対策とか家の周辺の安全対策などというのを記載する予定をしておりますから、そういうときに例えば保険についてはどうなのかなどというチェックするというんですかね、そういう形では少し検討していきたいというふうに思います。

もちろん保険会社の個別に促進というわけにもなかなか行政のマップではいきませんが、そういう準備というんですかね、そういうところで「されていますか」とかということではできないのではないかとこのように検討させていただきたいと思っておりますし、またこれもこれからの検討になりますが、例えばこれに少し広告を載せるなどということになれば、いざという

きに活用できるような場合も考えられるのではないかとこのように思いますから、そういう意味であわせて検討はしていきたいというふうに思います。

○國井輝明議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 御検討をいただけるということでございますけれども、御案内の方も多いかと思っておりますけれども、地震保険というのは当然のことながら一般の住宅にしか該当しないというようなことで、またなおかつ評価額の半分しか落ちないと、そういうような決まりがあって、仮に住宅が崩壊しても、例えば3,000万円の住宅であれば1,500万円が上限。これだけではちょっとなかなか復旧するには大変だということなので、よく3.11あたりで言われたのは借金が残ったままで家がなくなってしまったと。

これではなかなか復旧できないというのは当たり前のことなわけで、そんな意味合いも含めて、市長おっしゃるとおり民間保険のセールス的なことを行政がやるわけにはいかないわけですが、ただ、こういうようなことも一つの備えというようにすることで必要ではないかなというふうに思ったものですから質問させていただきましたけれども、昨今の民間の保険会社というのはすごいなと思ったんですけれども、日本全国どこでも自分の住所を話すると、独自のアプリをもって使ってアドバイスをさせていただいて、どのような保険に入ったほうがいいですよというようにすることで、詳細に分析していただけるんですね。

私のほうの自宅の場合、日田の字五反8の8というふうに申しあげましたら、地震情報ということでは山形盆地活断層帯南部1キロ以内にあると、地盤はやや揺れにくく、浸水リスクが低く、標高90.5メートル、土砂災害は非該当地域だということに言われました。

そんなことも頭に置いて私は火災保険と地震保険に入らせていただいて、先ほど申しあげま



したとおり自宅は半分しか落ちないということなので、家財も入らせていただいて、その家財もやっぱり半分しか落ちないわけですが、足せば大体1戸分くらいの保険が落ちてくるというような、私の個人的な保険はそのように入会をさせていただいたんですけれども、あえて復旧ということに、もし被災になれば、これは行政頼みだけでは当然のことながら限界があるわけで、地震保険が半分しか落ちない、あるいは一般住宅にしか該当しないという背景には、当然のことながら広範囲にわたって地震というのは災害エリアが広がっていくということで、民間会社だって補償し切れないというような部分もあつてのことだというふうに思いますので、先ほど市長も答弁の中で触れられましたけれども、熊本地震、事故の受付件数は21万件以上だというようなことで、民間保険会社は3.11の経験等々も踏まえて、自治体よりも早く被害に遭われたところにお邪魔をして対応した例もあるなどというようなことで、こういうような事例もあつたもんだから、余り苦情が聞こえてこないというような部分もあつたのかなというふうに思ったものですから、先ほど来申しあげました、きょうの山新、市長ごらんになったかどうかですけれども、2面のところに国交省が水害時の対応に係る市町村向け啓発ビデオというようなことがきょうの山新に掲載になっておりました。

私も朝、ちょっと出がけに12分ぐらいのビデオだつたと思いますけれども、実際被害に遭われた市町村の首長さんが経験等々も踏まえて助言をしておられるというようなことで拝見をさせていただきました。市長も時間をつくっていただいて、本当に各市長さんが出られてこういうようなことがあつた、あるいはこういうような対応が重要ですよというようなことを話しておられましたので、ぜひごらんになっていただければなというふうに思います。

次に、通告番号13番、指定管理者制度についてでございます。

寒河江市では、現在19の団体が指定管理者となっているわけですが、現況と課題についてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の公の施設に係る指定管理者制度、平成18年度より導入をさせていただいているところでございます。御指摘のとおり、現在30の施設について19団体と協定の締結を行っているというところでございます。

今後、新たな導入ということについては、例えば条件が整って効果が期待できるということであれば検討の対象としても考えていきたいというふうにも考えているところでございますが、指定管理者の選定などに当たっては、申請団体から出されます事業計画書などについて庁内で組織する指定管理者審査選定委員会というものがあつますが、そこで検討を行って決定をしているところでございます。

現況はどうか、課題はどうかということですが、御案内のとおり施設については大変老朽化しているということで、その修繕費などが増加をしている、また施設によっては利用者が減少傾向にあるというようなところもございます。また、例えば保育所などについては保育士の人材確保などについても大変苦勞するというような状況になっているところでございます。保育所などについては、保護者の皆さんのニーズなどにも十分柔軟に対応していけるように指定管理団体と市のほうで随時協議を重ねて、共通認識を持ちながら課題解決に向けて取り組んでいるという状況がでございます。

それぞれの施設においても課題などがあるわけでありまして、共有しながら指定管理団体と連携をしながら運営をしていただいているという状況にあらうかと思つます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** この指定管理者を選定するに当たっては、議会の議決も必要としているというような関係上、当然我々議員も大いに責任があるわけでございますけれども、この指定管理者制度の意義というのは施設運営面でのサービス向上、あるいはこういったことをもとにして利用者の利便性の向上と管理運営経費の削減が上げられておるわけで、利用者の声を反映させる上で現在の指定管理者についてどのような検証をされておられるか改めて伺いをいたしたいと思っております。

私の考えとしては、やっぱり検証というのは外部の組織を導入するのが望ましいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 検証、大変大事なことだというふうに思いますし、今、市のほうで行っている検証については、毎年指定管理団体のほうから提出をされる事業報告書などに基づいて、その報告書を担当課が評価をしているわけでありませう。その評価結果について指定管理者、先ほど申しあげました審査選定委員会において協議をして、最終的な評価点というものをつけて、これについては議員の皆様にも御報告をさせていただいているという状況にあるかと思っております。

その評価基準につきましては、一般施設で申しあげますと施設の利用実績、さらには自主事業や独自サービスの実績、そして緊急時の対策など53項目を基準にしております。また、保育所にあつては保育サービスの実施状況、保護者に対する情報の提供、さらには適正な人員配置など10項目を評価基準にしているところでございます。

外部組織での検証ということの御提案がございました。いろいろな取り組みがあらうかというふうに思っているところであります。現在は、保育所におきましては保護者アンケートを実施して運営に反映をさせていただいておりますし、

市民浴場においては利用者アンケートを行ってサービスの向上に努めているところでございます。ほかの自治体の例などを見ますと、評価会議というものを設けてメンバーに外部有識者を含めている場合もあります。そういう意味で、それぞれの施設の設置目的などを考慮しながら、外部評価制度についても広く検討していければというふうに思います。また一方で、例えばモデル的に担当課が評価をする際に外部のアドバイザーから意見をいただく仕組みなども検討できればなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても各施設において指定管理者制度の趣旨を十分踏まえながら、利用者の声を大いに反映をして、利便性の向上、そして運営経費の削減が図られるよう鋭意努めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** この質問をさせていただいたのは、誤解を招くと困るわけですが、苦情を言いたいというようなことではなくて、建設的な意見というような捉え方で質問に加えさせていただきましたので、先日の渡邊議員のチェリーランドの整備に関する市長答弁にございましたとおり、広く市民の意見を吸い上げてほしいというようなことで、このたび私は質問をさせていただきました。

当然、利用者の声を吸い上げることで利便性の向上とか経費の削減というふうに、それに結びつくというふうに思いますので、たまたまですけれども、先般、市民体育館の合宿所を利用された方にちょっと私お話をお聞きしたんですが、あそこは食事、使われた人の意見によりまして、別に食事なんかは、子供さんの合宿ということもあつたので準備していただかなくても、体験ということも含めて親子でつくってもいいのではないかと。あるいは、当直も数名の父兄と一緒に宿泊しても構わないのではない

かと。逆に、そういうことがかえって子供たちのためになるのではないかというような御意見がございました。これは、現状では食事、宿直等々は現在の指定管理者が外部に委託をしておられるというように承っておりますけれども、この件に関しては通告しておりませんので答弁を問うつもりはございませんけれども、このような事例もあるので、できるだけ風通しのいいような検証のスタイル、もちろんその施設によって捉え方も違うというふうには思いますが、ぜひお含みをいただいて、今後検討課題としていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、施設の性格上、市営住宅は指定管理者制度を導入するのが望ましいというふうに考えるのですが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、寒河江市におきましては5つの団地、198戸の市営住宅を管理しているところでありますが、大変老朽化している住宅も見られますので、建てかえも含めてこれからの整備、管理方法のあり方をどうしていくかというのが喫緊の課題になっているところでございます。そういう意味で、今年度、市営住宅の課題の解決や将来の市営住宅の姿を探りながら、今後の市営住宅の需要見込みに対する供給方針、さらには管理方法なども含めて市営住宅整備計画の策定を行っているところでございます。

この御質問の指定管理者制度導入はどうかということでございますけれども、市営住宅の管理運営にとっても大変有効な手段の一つではないかというふうにも認識しておりますので、今後、今取り組んでいる整備計画の策定に合わせて現在の管理方法とこれから指定管理者制度を導入した場合の管理方法を比較、検討しながら、また公営住宅の管理については他の自治体とか、県もそうだと思いますが、指定管理を導入しているところがありますので、そういった状況な

ども調査研究をさせていただいて検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** ちょっと私が予期していない部分があったもんですから、整備計画そのものを検討中だということですので、そういう状況だとすれば単純にすぐどうだというような結論はなかなか出せないのかなど。いろんな意味で、市営住宅たくさんあるわけですけども、存続も含めての検討というようなことではないかなというふうに思いながら承っております。

市長、今の答弁にもございましたとおり、県では134の指定管理者制度を導入しているわけですけども、77ある県営住宅を一括して指定管理者に委託をしているというようなこともございます。そういうような動向も踏まえて、指定管理者制度導入をぜひ御検討いただきたいというふうに申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 内藤 明議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号14番から17番までについて、15番内藤 明議員。

○**内藤 明議員** 通告しております14、15、16、17について、市長並びに教育長、選挙管理委員長、また病院事業管理者にお尋ねをしたいというふうに思います。

なお、質問項目がいっぱいになってしましまして、ちょっと時間配分がどのようになるか、先のほうがボリュームがありそうなのでちょっと戸惑っておりますけれども、そういう意味で前置きをなくして質問に入らせていただきたいというふうに思います。

最初に、在宅医療の推進について佐藤市長にお尋ねをいたします。

厚生労働省は、住みなれた地域で最後まで暮

らせるようにする地域包括ケアシステムづくりを進めておりますが、在宅医療の推進に何が必要かを検討するための資料として、2014年の人口動態調査をもとに、去る7月に全死亡者のうち自宅で亡くなる人の割合、在宅死について全国の市町村別のデータを公表いたしました。

そこで、初めに在宅死についてお伺いいたしますが、全国の平均値をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 端的にお答えをいたしますが、平成26年の在宅死の全国平均12.8%でございます。病院、診療所で亡くなる方が77.3%、残りが老人ホームなどとなっているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、本市などの人口の状況にある5万人未満の自治体の平均値について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これ、全国の5万人未満の自治体の平均値というのは、公表になっておりません。だから、わからないということですが、県内の5万人未満の市町村の平均値について県に照会をしたところ、11.1%となっているところであります。

なお、5万人以上の市の平均値、これは11.2%でありますから、人口規模によってほとんど差がないという状況かと思えます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** そこで、県内の状況も公表されておりますので、県内のほかの市と比較しての本市の在宅死の状況をどのように判断されているのかお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の26年の在宅死の割合は、12.4%となっているところでございます。県内の平均、先ほども若干申しあげましたが、

県の試算によりますと11.1%となっているところでありまして、それは平均よりも高いということで、寒河江市は県内では高いほうから数えて10番目ということでございます。

しかしながら、この在宅死の割合というものをどういうふうにかえるかということですが、平成25年の12月に寒河江市で実施をいたしました在宅医療等に関するアンケート調査がございすけれども、その結果では「医療、介護が必要となったとき、どこで過ごされたいですか」という問いに対して、39.6%が「自宅」という回答をいただいております。約4割が自宅で過ごしたいということでありまして、その4割と今回の12.4%、大分ギャップがあるというふうに思えます。そういう両方の数字が、妥当性があるという前提に立てば、そのニーズに十分応えていけるような在宅医療、介護の対策の充実と、そして連携の強化、受け皿の整備などを講じていく必要があるというふうにも感じているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** この厚生労働省の公表した数字によりますと、在宅死の中には例えばグループホームやサービスつきの高齢者住宅などで亡くなった人も含まれるということで、必ずしも私たちの思い描いているような在宅死の状況とはまた違うのかなというふうな思いもありますけれども、そこで次に在宅医療に関するところでありますが、在宅医療を推進する上での課題についてお尋ねしたいというふうに思っておりますが、私は現在の在宅死が本当に、先ほど申しあげましたように、望ましいものになっているのかどうかということをやっぱり問い直す必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。

といいますのは、例えば病院から、大変失礼な言い方になりますけれども、追い出されるような形で退院をする、そして亡くなる。あるい

は、ひとり暮らしの孤独死などからすると、そんなのも先ほど申しあげましたように在宅死に含まれるということでありますから、不慮やあるいは不本意でない、本人にとって満足のいく、つまり在宅死をふやすことを考えて、在宅医療の充実を図るべきではないのかなというふうに考えているところでありますが、市長の御見解を承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内藤議員御指摘のとおり、御本人が希望するような形での在宅のほうに移られるということがあるべき姿だというふうに思いますし、御指摘のような理由によって在宅医療生活に至るといようなことがないように、そういうふうにならないように、例えば症状が安定し退院が近くなった患者さんには、個々の実情や希望に沿った形で退院から在宅療養までの円滑な移行ができるように、医療介護関係者などの連携を強化していく必要があります。また、病院における退院支援の充実、さらには退院後の診療所、訪問看護、介護施設等における受け入れ態勢の整備などを安心して、医療介護が受けることができる環境づくりというものがますます大事になってきているのではないかとこのように思います。

そのため、寒河江市では地域包括ケアシステム構築というものを目指して、住まい、医療、介護、そして生活支援、介護予防ということを包括的に整備をしていきたいというふうに考えて進めているところでございます。

それから、御案内かと思いますが、ことしの3月には在宅医療と介護の連携をより一層推進していくということで、寒河江市を含めた1市4町と西郡の医師会が共同で寒河江市西村山郡在宅医療介護連携支援室たんぼぼというものをハートフルセンターに移行設置をしたところであります。そういう意味で、住みなれた御自宅のほうで生活をしていただけるような環

境をより充実していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** そこで、今市長の答弁にもございましたが、地域包括ケアシステムづくりを進めながら在宅医療というようことの推進を図りたいというふうなことでありますけれども、それを充実するために今、先ほどもありましたが、市でいろいろと医師会との連動をなさっての推進を図られているわけでありますが、そこで今そうした在宅医療を進める上で課題になりつつあるものも明らかになってきているというふうに思われますが、その課題等があれば承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげましたが25年のアンケート調査によりますと、「在宅医療、介護を受けることについてどのようなイメージをお持ちですか」という問いに対して、88.3%の方が「どのような医療を受けられるかわからない」、また86.3%の方が「どのような介護サービスを受けられるかわからない」という回答をしているのでありますね。また、別な内容ですけれども、92.5%の方が「急に症状が変わったときの対応ができない」というふうに思っているし、また87.6%の方が「訪問診療をしてくれる医師を見つけるのが難しい」、97.1%の方が「家族に負担がかかる」、96.4%の方が「療養できる部屋や風呂、トイレなど住環境が整っている必要がある」というふうに答えているんですね。

ですから、そういう意味でこの在宅医療介護の推進ということについては、一つはやっぱり医療機関のほうでも24時間の受け入れ態勢の整備をしていく必要がありますし、また訪問診療を行う医師の確保などが必要であります。そういう意味で、さらに体制の充実をしながら、また先ほどのアンケートにもありましたが、住宅

のバリアフリー化など住宅改修に対する支援を充実していくなどということも必要であろうというふうに思いますし、現在でもさまざまな支援制度があるわけでありますので、より一層市民の皆さんに周知を図りながら、そういう意識啓発につなげていければというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今、市長からもお話ございました。在宅医療の問題で課題として取り組まれる中でも、例えば在宅医療に取り組まれる医師の不足の問題であるとかそういうふうなお話も出てきましたけれども、そうした皆さんと特に連携をしながら、つまりそうしたシステムをつくっていくということは大変重要なことであるというふうに思うわけでありますけれども、そこで市立病院の事業管理者にお尋ねをしたいというふうに思っていますが、この在宅医療を推進する上で、今市長からもお話ありましたけれども、この医師の不足なんていうようなことを考えれば、これから市立病院の置かれている状況もありますけれども、今後非常に大きな役割を果たさなければならなくなるんじゃないのかなというのを私は基本的に思っています。

例えば、これからの市立病院は非常に厳しい状況に置かれておりますので、それも含めてますます厳しくなるんじゃないかというような思いもなくはないわけでありますが、その2つのものを両立するというのはなかなか厳しい問題があるというふうに思いますけれども、全国的な課題として取り沙汰されているのが、この在宅医療に取り組む医師の不足だというふうに言われております。

そして、もう一つはそのほか医療の人材、介護などのスキルアップというふうに言われているわけでありますけれども、そこでこうした地域医療あるいは地域の課題というふうなことを考えれば、自治体病院において主体的にこの在

宅医療にかかわっていく、あるいは在宅診療にかかわっていくというふうなことが求められてくるんじゃないのかなというふうに思うわけでありますけれども、またそういうふうに進めるべきだというふうな見解もあるようでございます。病院事業管理者の御所見を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答えを申し上げます。

国から示されております地域包括ケアシステムを踏まえ、当院といたしましても在宅診療の充実を図っていく必要性があると考えております。在宅診療については、当院の患者さんに限ってですが、状態に応じてこれまでも取り組んできたところであり、平成27年度の訪問診療実績件数は延べ11件、平成28年度は8月までで延べ8件でありました。

より在宅診療の充実が図れるよう地域診療所との連携を密にし、診療体制の見直し、検討を続けてまいりたいと思っております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 図らずも私の思いと一致しまして、ぜひ充実に努めていただきたいというふうに思っているところであります。

続きまして、市立病院の防災・減災のあり方と被災時の対策についてお伺いをいたしたいと思えます。

今年に入り、4月の熊本・大分地震が発生し、収束を見ない中で、その後も各地で地震が頻発をしております。大規模な地震への備えが重要性を帯びてきているというふうに思います。そんな折、日本病院学会では7月に公開シンポジウムを開き、病院における防災・減災は防災マニュアルの作成と防災訓練等による防災意識を高める行動をする訓練の大切さを説いております。

そこでお尋ねしますが、市立病院の防災マニ

マニュアルと防災訓練はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

病院施設は特定防火対象物となり、防火管理が義務づけられております。したがって、毎年寒河江市立病院消防計画書を見直し、更新を行い、自衛消防隊を組織してマニュアルを整備しております。

防災訓練は年2回実施が義務づけられており、昨年度は10月30日に第一病棟の洗面室から火災が発生した想定のもと、通報、消火、避難訓練を実施しました。また、ことしの3月11日には職員に対して寒河江市立病院消防計画書に基づいて、事前に自分の役割を確認させ、時間を決めて全員に訓練火災のメールを配信、速やかに受信確認。受信時の各自の居場所における対応行動を確認する通報訓練を実施しております。ことしも火災による避難訓練や通報訓練等を実施する予定であります。実際の発生状況をイメージできるような防災訓練にしなければならぬと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 少し具体的なことでお尋ねをしたいというふうに思いますが、この防災・減災については、特に病院における問題においては火災の発生時における場合は、初期消火が非常に重要になってくるというようなことでもありますけれども、つまり初期消火を重点にして火のないところに逃げる、こういうようなことなんだそうではありますが、そのためには部分的な火災に食いとめて、延焼を食いとめながら煙の拡大などを防止して、患者やあるいは職員の皆さんがこの防災の区画の外に逃げるための場所を確保するというようなことが大変重要だということに言われておりますけれども、そしてまた患者さん等にも避難経路がわかるように、また

通路に物などを置かないように、常に注意する必要があるというふうに言われているわけでありましてけれども、多分市立病院はそのようになっていくというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

年に2回の防災訓練時に、自衛消防隊の行動を規定して、それを確認しております。さらに、院内の回診も行い、防災時に憂いのあるようなことがないように確認しております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** わかりました。ありがとうございます。

次に、病院の被災時と申しますか、広域災害の場合のことをちょっと伺いたいというふうに思いますが、対策本部が設置されて、そのことによって支援等の要請がなされた場合、病院事業管理者の業務命令等によって病院職員の派遣が可能な体制になっているのかどうか、労災補償の問題等もありますのでお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

先ほど述べました消防計画書のほか、当院では市内外において想定される災害に対処するため、災害対策医療マニュアルを整備しております。これでは、医療、救援業務を円滑かつ迅速に行うことを災害対策の基本姿勢としており、災害発生地との位置関係による当院の役割や医療機能の状況による院内外への対応を定めております。例えば、寒河江市が被災地内にあり、当院の医療機能が維持可能または一部が制限される程度であれば、病院機能の維持に努めるとともに災害医療体制を整備、構築し、災害派遣医療チームDMATや医療救護班の受け入れに

対応することとしております。ただし、当院の医療機能が維持できないほどの火災や倒壊の危険がある場合は、速やかに避難に努めることと定めております。

また、御質問のような広域災害時の対策としましては、当院の近隣で災害が発生したときは被災地の災害後方病院として機能を果たせるようにし、被災地が離れている場合には要請に応じた対応を行うことと定めております。どのような状況下においても、まずは病院の医療機能の維持、存続が可能なが前提とはなりますが、災害対策本部を初め関係機関から支援の要請があれば速やかにスタッフを派遣したいと考えております。

また、当院にはDMATの経験のある医師や災害支援ナースの研修を受講している看護師も多くおりますし、薬剤師や医療技術員を含め病院職員のほとんどが5年前の震災時に職務に当たっており、実際災害時の診療体制による医療行為を経験している者ばかりですので、派遣の要請があれば速やかに対応してまいりたいと考えております。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○**内藤 明議員** 若干、残り時間が気になりになってまいりましたが、次に選管委員長にお尋ねをしたいと思います。この前の第24回参議院選挙より18歳、19歳の皆さんに投票権が付与されたわけですが、県の選管によりますと県選挙区について全数調査を行った結果、その18歳、19歳の投票率は45.91%というふうに発表をしていたわけですが、そこで伺いたいというふうに思いますけれども、初めに

県内13市の18歳、19歳の投票率についてお伺いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 児玉選挙管理委員会委員長。

○**児玉憲司選挙管理委員会委員長** このたびの選挙におけます県内13市の投票率についてお答えいたします。

県選挙管理委員会の資料によりますと、18歳につきましては13市全体で51.19%でありました。最高が尾花沢市の61.54%、最低が酒田市の40.15%で、本市は56.49%で第4番目、13市全体より5.3ポイント高くなっております。

一方、19歳につきましては、最高が米沢市の49.39%、最低が酒田市の26.58%で、13市全体では39.26%でありました。本市はこちらも第4番目で44.03%、13市全体より4.77ポイント高い結果となっております。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、本市の年代別の投票率はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 児玉選挙管理委員会委員長。

○**児玉憲司選挙管理委員会委員長** 年代別投票率についてお答えいたします。

市全体の投票率は60.84%でした。年代別には、若いほうから見ていきますと最も若い18歳は56.49%ですが、ここから21歳まで減少し、31.75%と最低値になります。22歳からは多少の増減を繰り返しながら、年齢が上がるに従って穏やかに上昇し、45歳で61%と市全体の投票率に達し、72歳で最高値の82.12%となります。

55歳から79歳までの全ての年代で70%を超えている状況にあり、大まかに見ますと若い年代ほど投票率が低いという状況にあります。

一方、今回の選挙から選挙権年齢が18歳になることから、昨年度、市内の2校の高校2年生、現3年生を対象にした出前講座を実施してきました。その効果を検証するため、18歳の方を誕



生日4月2日で区分し、高校生の投票率とみなし調査したところであります。その結果、4月2日以降生まれの18歳の方の投票率は、82.35%と年代別では最も高い投票率でございました。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 最後に、今回の投票率の結果を受けて、今後の選挙啓発等について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 児玉選挙管理委員会委員長。

○**児玉憲司選挙管理委員会委員長** 今後の課題と選挙啓発についてお答えいたします。

このたびの選挙結果では20代や30代の年齢の若い層の投票率が低く、若い世代の投票率をいかに向上させるかが課題となるところであります。また、一般的に選挙権年齢に達して初めて参加する選挙で投票率が低い世代は、その後の選挙においても投票率が低迷すると言われております。そこで、選挙権年齢に達した方をいかに投票に向かわせるかが重要であり、将来にわたり投票率を上げるためのポイントになると考えております。

今回の18歳選挙権の改正に合わせ、各高等学校では選挙について授業を取り入れていただきました。また、先ほど申しあげましたとおり、今回新たに高等学校に出向いての出前講座を行いました。さらに、18歳から20歳までの初めて選挙権を得た方への呼びかけのダイレクトメールを新たに送付いたしました。その結果、高校生の投票率が高いことからして、高校生を対象にした取り組みが非常に大きな効果となつてあらわれたものと認識しているところであります。

さらに、投票した高校生についてほとんどが家族の方との投票もあり、高校生の投票を推進することが全体の投票率の向上にも波及するものではないかと推測したところであります。

今後も選挙結果を受け、特に高校生に注目し、高等学校、県選挙管理委員会、明るい選挙推進

協議会と連携しながら、選挙権年齢に達する方々への取り組みを継続し、若年層の底上げを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、次期学習指導要領の改訂について教育長にお尋ねをしたいと思ひます。

既にこうしたことについて教育関係者からは不安視をする声が上がっておりますので、子供や教師に過剰な負担とならないことを願いつつ、以下質問をしたいと思ひます。

初めに、英語教育について伺いたいと思ひますが、小学校では現在5、6年生の授業で「話す」「聞く」中心の外国語活動に取り組んでいますが、次期指導要領では3、4年生に前倒しして、5、6年生に週2こまの90分を教科化して「読む」「書く」に力を入れるとしております。

グローバル時代を念頭に、英語になれ早期教育を進めることが狙いのようではありますが、このことは、小学生英語だけで3年から6年生まで、週1こま分の授業がふえることとなります。中教審では、10から15分に分割して短時間ずつ組み込んだり、土曜日の活用を求めています。子供たちの下校時間が遅くなったり、週末の活動にも影響が出てくるというふうに思われます。ほかの教科へのしわ寄せがないかも心配でありますので、市教委の御見解を伺いたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 次期の学習指導要領についての御質問であります。小学校英語教育ということですが、8月1日に教育課程部会からまとめが発表されたわけでありすけれども、その中では文科省としては、子供たちが将来どういうふうな職業につくとしても、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図っていくとそういうことが非常に大事でありまして、そう

いう基礎的な力を育成するということが重要だ  
とこういう考え方から、小学校における英語教  
育を充実させていこうということでございます。  
そういう方向性が示されたということござい  
ます。

文科省におきましては、今お話がありました  
ように、その増加した分について時数がふえる  
ということでもありますけれども、例えばという  
ことで15分の短時間学習、これを設定する、あ  
るいは60分間の授業を設定する、それから長期  
休業中の学習活動や土曜日の活用、そして単純  
にふえた分の週当たりのコマ数を増加させると、  
こういうような例が示されているようでありま  
すけれども、これはそれぞれの地域とかあるい  
は学校、子供の実態、こういったものを、十分  
に実態を考えた上で柔軟に対処していかなくて  
はいけない、時間割を編成していかなくてはい  
けないとこういう考え方を示しているわけであ  
ります。

市教委といたしましては、今御指摘のように  
先生方が困難さを感じたり、あるいは戸惑った  
りすることのないように時間割を工夫したり、  
また他の教科等の学習、これへの影響なども十  
分に考慮をいたしまして対応していかなければ  
ならないと、こんなふうに考えております。

また、土曜日とか長期休業中の実施という  
ことについては、それをするかどうか、あるいは  
またそうした場合でも子供たちへの生活の影響  
なども十分に慎重に考え検討してまいりたいな  
というふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、コンピューターを活用す  
るプログラミング教育についてお尋ねをします。

これは、IT時代の人材教育として小中高校  
で導入し、理論的思考も育てていくもので、総  
合的な学習や理科、数学の授業などにも活用す  
るとしております。教科書の内容だけを覚える  
知識の延長でなく、知識を活用しみずから考え

る力を養う教育で、これも国際社会で活躍でき  
る人材を育てる狙いがあるとしていますが、言  
葉だけが先行し授業法が確立しているとは言え  
ず、現場には慎重論もあるというふうに聞いて  
おりますので、御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** プログラミング教育というこ  
とで、最近随分話題になっていることでありま  
すけれども、これにつきましては御案内のとおり  
かと思いますが、子供たちにコンピューター  
に意図した処理を行うよう指示する体験、こう  
いったものをさせながら、自分の意図する一連  
の活動を実現するためにはどういう動きが必要  
なのか、組み合わせが必要かということ  
について実際に活動を行いながら、より意図し  
た活動に近づくようにするにはどう改善してい  
けばいいかというようなことについて、論理的  
に考えていく力を育む教育だと言われているわ  
けであります。

これについてもプログラミング教育の導入に  
向けた文科省の動向を見据えながら、教育委員  
会といたしましても、先進的な実践というんで  
しょうか、先行的に取り組んでいる実践事例な  
ど資料を収集するなどして努めてまいりたいな  
というふうに思いますし、さらにICTの環境  
の整備とかあるいは効果的なプログラミングの  
教育を実現するための教員の研修、この充実、  
そしてさらには、学校だけで、教師だけで抱え  
込むのではなくて、外部人材なども活用して指  
導體制を工夫してやっていきたいものだという  
ふうに思いますので、そういったことも含めて  
検討をしてみたいなと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、前のこととも重なり合う  
部分があるというふうに思いますが、授業時間  
の確保と教員の多忙化についてお尋ねをいたし  
ます。

時代のニーズに合わせて教育内容を見直すこ

とは理解できますけれども、一方で学ぶ量がふえ過ぎたり、あるいは駆け足の授業にならないかというふうな心配もあるようであります。

前回の指導要領では、脱ゆとりの方針で学習内容が減ったため1つのテーマを学習する時間が減ったというふうな声も耳にしております。子供たちの可能性を引き出すには、多様な教育が効果的であるというふうに思いますけれども、しかしメニューをふやして授業の中に積み込み過ぎれば、逆に学ぶ意欲が失われるような場合も考えられます。御承知のように、教育現場は今でも多忙であり、さらに拍車がかかることが懸念されますが、どのように対応される考えか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 教員の多忙化についてお答えを申しあげたいと思います。

学校教育の中では、確かな学力を育成するというので、現在は習得、活用、探求というこういう学びの過程を大事にしながら、それぞれ学級での発表、話し合い、あるいはグループでの話し合い、発表、こういった言語活動というものを大事にしたり、人や社会や自然、環境、こういったものと直接的にかかわる体験活動などにも力を入れているところであります。さらには、先ほどお話がございました英語学習、プログラミング教育など社会や時代の要請に応じた教育というものにも取り組んでいかなければならないということでもあります。

これらの教育活動というものを充実させていくには、教員が十分な教材研究を行って、そして学習内容を精選して子供たちともに教科の本質に迫る授業というものを展開していかななくてはいけないなど、そういうことが大事だなどというふうに思います。しかしながら、御承知のとおり学習指導のみならず、教員には、学校には生徒指導の問題、特別支援教育の問題、そして部活動指導のこと、さらには保護者や地域との

連携、かかわり、こういった問題など教員を取り巻く環境というのはまさに多岐にわたっているということでございます。そういう状況から、現在も教員の多忙化というものが大きく問題視されているというところであります。

この問題に関しては、教育委員会といたしましても多忙化の軽減、解消を図るために公務の情報化を推進したり、あるいは地域人材の積極的な活用、そして調査物や報告等の軽減、簡素化に努めたりしてまいっているわけでありまして、今後もこれまで以上にできる限りの学校への負担を減らせるよう、文科省あるいは県とのつながりの中で教員の多忙化の軽減解消に鋭意努めてまいりたいなというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、指導要領のもう一つの柱でありますアクティブ・ラーニングについてお尋ねをしたいと思います。

これは、思考力や表現力を重視するものでありまして、その象徴は知識を活用し討論や意見発表を通じて課題を学習する形態で、学習意欲を高める効果があるとされているわけでありまして。

しかし、一方で、具体的に何をすればよいのかという現場の教育関係者に既に戸惑いの声があるというふうに伺っております。理念が先行する中で、総合的な学習時間を導入したときのように現場に混乱を来す懸念がありまして、疑問符を呈さざるを得ないというふうに思います。教育委員会の御見解を承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** アクティブ・ラーニングということの御質問でありますけれども、これまでの学習指導要領の改訂では主に何を学ぶかということの学習内容の面が注目されてきたわけでありまして。これに対して、次期の学習指導要領では、こういう内容面だけでなく「何ができるようになるか」、そして「どのように学ぶか」、

こういう学び方そのものについても触れているということが特色になるわけです。この「どのように学ぶか」にかかわって提唱されているのが、課題の発見、解決に向けた主体的・協働的、あるいは対話的で深い学びと言われるわけですが、アクティブ・ラーニングとこういうふうに言われております。

現在、本県では児童生徒がみずから課題を見つけてみずから考えて主体的に解決をしていく探求型学習というのを推進しているわけです。この探求型学習がこのアクティブ・ラーニングに通じるものであり、同義のものだとかいうふうに捉えております。今、本市では友達と一緒に考え合う学習とか自分の考え、疑問、理由をお互いに出し合って解決していく学習など探求型の学習が今まで以上に授業の中で大切にされているということがございます。それが子供たちの確かな学びに結びつくようになっている。

こういった状況を踏まえ、教育委員会といたしましてもアクティブ・ラーニングが提唱されたから何か新しいものを一からスタートさせてやるということではなくて、これまで各教科等、あるいは総合的な学習の中で取り組んできた主体的な問題解決学習、課題解決学習、こういったものを積極的に取り組んでいくことがアクティブ・ラーニングにつながっていくものだとこんなふうに捉えているところであります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、学習指導要領の件とは直接かわりないことでありますけれども、これこそが重要だなというふうに思っ取り上げたところではありますが、日本語の基礎的読解力を優先する教育についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以下は、東大入試に挑戦する人工知能 A I 「東ロボくん」を開発中の国立情報科学研究所の新井紀子教授が、将来人工知能と仕事を分け合うのは人工知能の不得意とされる読解力の分

野だとの考え方をもとに、東京や埼玉の中高生を対象にして昨年度実施した読解力の調査結果と生徒に課した設問の一つであります。その設問は、「仏教は東南アジア、東アジアに、キリスト教はヨーロッパ、南北アメリカ、オセアニアに、イスラム教は北アフリカ、西アジア、中央アジア、東南アジアにおもに広がっている」、それで「オセアニアに広がっているのは何か」というふうな問いであります。4 択の問題でありますけれども、その答えは「A ヒンズー教」「B キリスト教」「C イスラム教」「D 仏教」というふうになっておりますけれども、正解は「B」のキリスト教であります。公立中学校の正解率は53%で、「A」と誤って答えた数値はゼロ%、「C」は12%、「D」は35%というふうになっており、公立高校での正解率は81%という結果だったそうであります。

この公立中学校での約半数が間違った答え、誤答というのは、教育関係者にも非常に衝撃をもって受けとめられているというふうに言われております。調査を受け入れた戸田市では、具体的な指導法研究に動き出しているというふうに言われています。

私は、この調査結果は足元をおろそかにしたまま新たなことを積み上げる、つまり砂上の楼閣にならないよう警鐘を鳴らしているというふうに考えるわけではありますが、教育委員会の御所見を承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** ただいま内藤議員から紹介いただきました新井教授の調査結果ということでもありますけれども、子供たちが教科書をきちんと読めていない、読み取っていないということが示唆されているのかなというふうに思います。教科書などに書かれている文章を読んで、その内容を的確に理解するという基礎的な読解力というのは、子供たちがさまざまな学習活動というものを展開していくわけでもありますけれども、

そういう学習を進めていく上で大変重要な能力だというふうに考えております。それにもかかわらず、ある程度の子供たちが実は問題文や教科書を正確に読み取っていない、読み取れていない、そういう可能性が示唆されたことになるというふうに思います。

新井教授は、全ての子供が義務教育修了時に中学校の教科書を読めるだけの読解力を身につけることの大切さというものを指摘されておりますけれども、これは国語科の学習のみならず、全ての教科領域における学習にかかわる問題、課題であるというふうに思っておりますので、市教委といたしましては、実際には内容を正確に読み取れていないにもかかわらず、そのことが問題視されることなく、何となく次の学習に流れていくような、そういうことがないようにしなければならないなど考えているところであります。

そのために、学校現場とも課題というものを共有して基礎的な読解力の育成というものを日常的に、日々の授業の中で育めるように指導、支援してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ただいまの問題は、つまり文章の中での係り受け構造が理解できないというふうな問題を指摘しているようであります、つまり日本語の文章を語句や文節の修飾の関係などもきちっとわかるようにやっぱりしていくことが教育の私は基本じゃないのかなというふうに思っておりますので、さらに現場では研さんを積まれるような形で御指導を願いたいというふうに思っているところでございます。

基礎的な部分をおろそかにしないでというようなことを申しあげましたけれども、ぜひさらに研究を重ねていただきたいというふうに思っているところであります。本市の状態については私もわかりませんが、ぜひそんなことも調査の一つになど加えていただければありが

たいなというふうに思っております。

さて、最後に2019年に実施される予定の英語の学力テストについてお尋ねしたいと思います。

文科省は、さきに中学、高校の生徒の英語力向上推進プランを発表し、中学3年生全員を対象にした英語の学力テストを新設する方針を明らかにし、「読む」「書く」「話す」「聞く」の4技能をはかり、指導の改善につなげるとしております。

ところで、この新テスト問題については民間試験のノウハウを生かしながら独自に開発する方針で、「話す」に関する調査は教員との対面式で10分程度を目安にしていると報じられているところでありますが、そこでお尋ねをいたしますけれども、中学校における英語の教員は限定をされているわけでありまして、全員を対象にするというふうになりますと、当然のことながら問題が生じてくるというふうに思われるところでありますが、教育委員会ではこうしたことについて現時点でどのように対応される考えか承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 内藤議員御指摘のように、今英語の「読む」「聞く」「書く」「話す」の4つの技能をはかるために、平成31年度から3年に1回程度、全国学力・学習状況調査において中学校3年生を対象に英語を加えて実施することが示されております。この中で、「読む」「聞く」の領域についてはマークシート方式で、そして「書く」領域については短文記述式などのやり方で行うと。そして、「話す」については「読む」「聞く」「書く」とは別日程で、対面式で調査が検討されているというふうに聞いております。

御指摘のように、中学校における英語科の教員には限りがございますので、対面式の調査となりますと、なかなか課題も多いというふうに言われております。次のような検討が具体的に

はなされているようではありますが、それは、1つは「読む」「聞く」「書く」は1日の実施で、「話す」についてはできるだけ短期間で実施すると。例えば、1カ月ないし1カ月半の期間の中で実施する。2つには、パソコンやタブレット、こういったものを活用した音声録音による調査を検討している。3つには、「話す」の調査の採点については評価者としての質の確保ということもありますので、事前に研修を行う。

4つに、英語担当教員、先ほどありました、限られているわけですので、担当教員以外の教員の協力、採点者の確保が困難な場合における他校との連携など具体的な運営体制に関する検討も行われているというふうに聞いております。

このほかにも、これまでにないさまざまな内容、方法も検討されているようではありますが、まだ具体的にはこちらには示されているわけではございません。教育委員会といたしましてもこれらの動向、これからの動向を十分に注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 先のことでですからまだはっきりしていない部分があるというふうに思いますけれども、そういう意味で今後いろいろな問題が出てくるというふうに思いますので、それらを踏まえて対応していただきたいなというふうに思っているところであります。

今、御答弁なされた数点については、それぞれ問題点もあるというふうに思います。例えば、担当以外の教員とかになりますと、それで本当に大丈夫なんだろうかというふうな思いもありますし、例えば他校との兼ね合いでというふうなことになりますと、時間的な差も出てくるでございましょうし、いろんな問題が惹起するというふうに思いますが、前にも申しあげましたとおり、多忙な教員の負担増にならないようにぜひ配慮をしながら実施されるように望みたいと

いうふうに思っているところであります。

これまでを総括して申しあげますと、質問の中が多かったわけでちょっと駆け足になってしまいましたけれども、足りないところはまた次の機会ですらに詰めるような工夫をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 石山 忠議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号18番について、8番石山 忠議員。

○**石山 忠議員** 9月定例会の一般質問の最後となりましたが、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

南米大陸初のリオデジャネイロオリンピックが史上最多の205の国、地域などの選手団1万人以上が28競技306種目で熱戦を繰り広げ、日本は金12、銀8、銅21の過去最多の41個のメダルを獲得し閉会しました。寒河江からの出場者が欲しかったと思ひながらも、たくさんの感動を味わったその後に観測史上初の動きを見せた台風10号による記録的な大雨により、主に岩手、北海道に大きな被害をもたらしました。被災された皆様に心からお見舞いを申しあげたいと思ひます。近年、日本列島が前例のない天候に脅かされているように、国際的にも国内的にも先行きが見通せない経済情勢が続いていると感じています。

さて、通告番号18番、平成27年度の決算と市政運営について。一般会計・特別会計等決算の課題認識と対策についてお伺ひいたします。

初めに、平成27年度寒河江市一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書によりますと、歳入の自主財源では市民税で法人分の税率引き下げなどにより8.7%の減、個人分は3%の増により0.5%の増加となり、固定資産税は3.2%、

都市計画税4.3%それぞれ減少し、市税全体では前年度比1.6%減少しています。

本年度から動き出した寒河江市行財政改革アクションプランでも安定した自主財源の確保と、健全で持続可能な財政運営に取り組む方向性を示しておられます。そこで、市税の状況のみを申しあげましたけれども、特別会計や使用料などを含めた収納状況を踏まえ、この結果を受けて自主財源の確保のためどのような課題を持たれたのか、さらにその対策についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 石山議員から平成27年度の決算の課題認識と対策ということで御質問をいただきましたが、27年度につきましては新第5次振興計画の最終年ということもありまして、振興計画の着実な実現、さらには課題であります子育て支援の充実、そして安全・安心なまちづくり、さらには昨年10月に策定をいたしましたさがえ未来創成戦略の事業展開ということで努めてまいりました。その結果、一般会計及び特別会計の総額では、歳入歳出差し引きの実質収支が9億6,647万円、単年度収支は1億5,857万3,000円の黒字というふうになったところでございます。

特に、一般会計におきましては、自主財源が寄附金や繰越金などの増加によりまして前年度に比べ約9億6,700万円、13.3%と大きな伸びを示したところでございます。依存財源につきましても、県支出金や市債などの減少はありましたが、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金などの増加によりまして前年度比約4億3,000万円、4.8%増となったところでございます。歳入全体に占める自主財源は46.6%ということで、前年度比1.9ポイント高くなったところでございます。

また、財政力の強さを示す財政力指数については0.525でありました。また、財政構造の弾

力性を示す経常収支比率は87.2%、将来財政構造の弾力性を示す実質公債費比率は10.8%と年々改善をしてきているところでありますが、引き続き健全化財政に努めていかなければならないというふうに思っております。

近年の市税収入につきましては、先ほど御質問にもありましたが、歳入の約30%前後で推移をしているところでございます。また、自主財源比率については約40%前後、四十数%ということで推移をしておりました。ただ、平成27年度は御案内のとおりふるさと納税がございまして、その関係で自主財源比率46.6%と高くなっているところでございます。

今、第6次振興計画がスタートしているわけでありまして、今後10年間を展望していきますと、高齢化の進展によりまして社会保障費がますます増大してくるということが予想されます。また、市の全体人口あるいは生産年齢人口の減少ということで、市税などの収入の伸び悩み、また地方交付税、補助金の減少などが予測されるところでありまして、そういう意味では厳しい財政運営というものが想定されるということでございます。したがって、より長期的な視点に立って健全な財政運営を図っていくということが大事であります。将来都市像「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を実現していくためにも広域的な連携の強化、既存事業の適切な評価によるスクラップ・アンド・ビルドの徹底、さらには民間活力の活用による行政事務のさらなる効率化、市有財産の計画的な活用などを推進していく必要がございます。

加えまして、先ほども申しあげましたが、ふるさと納税制度などのさらに積極的な活用を図りつつ、市税や保育料、市営住宅の使用料などの収納率の向上による自主財源の確保を図っていく必要があるかというふうに思います。こうした取り組みを進めながら、地方創生戦略に

基づいて地域の雇用を生み出して、地域に根差した産業を育成して豊かな資源をさらに磨いて、魅力を発信することで交流人口及び定住・移住人口の増を図っていくと。そして、子供を産み育てやすい環境をつくっていくといった総合的な施策を進めていく。そして、そのことが安定的な財政運営の確立につながっていくというふうに認識をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** ただいまの御答弁を受けながら、新第5次振興計画の最終年度の決算であったということを踏まえ、と同時に28年度からは第6次振興計画が動き出したという状況を踏まえながら、続けて質問させていただきます。

本年度から動き出した第6次振興計画の行動計画の財政計画への関連についてお伺いいたします。先ほど市長のほうからの答弁で若干触れられたと思いますが、振興計画においては市民ニーズを捉えた行財政運営の安定的な財政運営の推進として施策を掲げておられます。行動計画の財政計画は、この27年度の決算前に立てられたことから予測は困難と思えますけれども、若干触れられました。昨今の新聞では、もう既にふるさと納税の実績も相当いい方向に向かわれていると報道になっておりますけれども、27年度決算を受けてさらに財政計画への影響等をもう少し詳しくお話しいただければありがたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 27年度の決算を受けて、先ほど御答弁申しあげましたが、いろんなこれからの6次振興計画の着実な推進を図っていくためにさまざまな施策を展開していく上で、やはり基本となる財政的な基盤というものもきちっと確保していくということが大事であろうかというふうに思います。

ふるさと納税のお話もありましたが、今後10年間もふるさと納税が続くかどうかということ

もなかなか見通せないということでもありますので、基本的な、基礎的な収入源の確保という意味で、税金などについてもきちっと確保する見通しを立てていくということが大事だろうというふうに思います。

そういう意味では、やはり地域の産業を振興し、そういう税金の財源というんですかね、税金源を確保していく、そういう育成を図る醸成をしていくということが、将来的にそれが市の財政にはね返ってくるというふうにも思いますので、そういったところはやっぱり怠りなく着実に進めていかなければならないと認識をしております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 今のお答えを受けて、市税等の収納状況についてお伺いをいたします。

収入未済額は、市税5.1%、下水道使用料4.9%、国民健康保険税2.4%と減少はしているものの多額の公金であることには変わりがないことから、公費負担の公平性の観点からもその対策などの考えをお伺いいたします。

さらに、不納欠損額について市税では56.8%減、国民健康保険税では53.4%の減、滞納繰越分についても市税の収入率が18.6%、国保税が18.7%と前年度と比較し伸びております。取り組みの結果について当局の御努力を評価いたしますが、他の特別会計も含めて多重未納者の現状、未納の分析、主な原因や課題についての認識と対策についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平成27年度末の収入未済額については、先ほど石山議員のほうからパーセンテージの披露がございましたが、額で言いますと市税で約2億6,800万円、下水道使用料で約2,400万円、国民健康保険税で約3億1,300万円ということで、減少はしているもののまだまだ多額の収入未済額が残っている状況でございます。



この解消については、先ほど御指摘ありましたとおり公費負担の公平性の観点、さらには一般財源の確保という観点からも大変重要な課題だというふうに我々は思っているところであります。現在その解消を目指して取り組みを進めているところであります。

4つの取り組みを進めているところでありますが、1つは納税相談の充実強化ということであります。毎週月曜日に窓口業務を午後6時半まで延長しております。また、特別納税相談日として5月、12月、3月の年3回、日曜日を含む1週間で、平日は午後7時まで延長し、日曜日は午後4時まで納税相談に取り組んで受け付けているとこのようにしております。

2つ目は、滞納整理の促進ということでございます。滞納整理につきましては、納税相談の充実によりまして未納者の生活実態を把握しながら担税力に応じた滞納処分の執行停止の判断を行いつつ、悪質な滞納者に対しては差し押さえなどの毅然とした処分を行っているところでございます。

3つ目は、納税コールセンターの活用ということでございます。新規滞納者発生の未然防止と累積滞納者の抑止を図っていくことを狙いとしておりますが、未納額の少ない、早い段階で電話の納付の案内を積極的に展開をしているところでございます。

4つ目は、納付環境の整備ということでありますが、市税などの納付が平成26年度からコンビニで可能となっております。また、下水道に関しても水道事業所と連携をして督促状、催促書の送付や、収納強化期間を設定して家庭訪問などの実施をして納付相談を行っているところでございます。

今後ともこの4つの対策を中心に進めながら収入未済額の解消を進め、税や使用料等の公平性が損なわれることのないよう対処していかねばならないというふうに思います。

それで、市税などの未納者の実態でございますけれども、主な原因としては、御案内かと思いますが、厳しい経営状況の中で自営業者の方の売り上げ減少とか廃業、さらには企業の業績不振によるリストラや退職などによって収入が減少すること、さらには突然の病気やけが、離婚などをきっかけとして生活状況が一変して多重未納になるケースが多くあるということでございます。

平成27年度、現年度課税分についてでございますけれども、市税と国民健康保険税の両方が未納となっている方は約250名でございます。こうした多重未納者の方に対しては、生活の実態を把握しながらその担税力を見きわめることが大事と考えておりますので、未納者の財産調査を行うとともに積極的に接触の機会をつくって、丁寧な納税相談に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 税金といわゆる公費の負担ですが、大体の市民の90%以上の方は一生懸命働いて一生懸命納税をして、自分の住むまちをよくしよう、そのための財源をつくらうということで頑張っているらっしゃる。

今の市長の話にもありましたけれども、多重の場合、多重債務者といいますが、未納者については250名程度だとしますと、数%。その数%のために市の職員という皆さんが日々努力をして、先ほど御説明いただきましたけれども、4つの取り組みということで納税相談を初めさまざまな取り組みをされているわけです。多分、徴税費の90%以上はその少数の人のために使わざるを得ないというのが現状かなというふうに思っています。それにつけても、自主財源あるいは諸税、使用料の確保のために御努力されている皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

その自主財源確保の目的としましては、先ほど申しあげましたように、自分たちが住みよ

いまちづくりのための大きな財源であるという共通目的があるのかなというふうに思っています。

そこで最後に、市政運営、施策の推進に当たりまして行動計画に寒河江市の将来を見据えた広範な事業展開が示されておりますけれども、新たな事業の大切さを認めさせていただきますけれども、さらにこの市議会においても先輩や同僚議員が地域のニーズを受けて、一般質問を通してそれぞれ本市の将来を展望し、建設的な御提案をされていると思います。収納の対策、滞納整理、非常に好んでやれる仕事ではありません。でも、そのことが目的に実現されるために努力しているわけですから、我々市議会としましても将来を展望していろいろと御提言をしているということを受けて、古きをたずね新しきを知るということまでいかないかもしれませんが、市長、課長の皆さんを初め全職員が過去の一般質問等を精査し、取り組んでこられた事項を検証されることを望みたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々は、行政は当然のことながら、市民の幸せの追求に努力をしていくという使命を持っているわけでありまして、また4万2,000寒河江市民の皆さんには、多様な生活があるわけでありまして。そういう意味で、各議員の皆さんの議員活動の中でさまざまな地域の皆さんの声を受けとめていろいろな質問、そういうことを踏まえてこの議場の場で質問をいただいている。我々もこれまでのそういう質問の内容あるいは経過なども十分踏まえながら、これからの先の行政運営を間違いのない方向にしていかなければならないというふうに思います。

そういう意味で、温故知新ではありませんけれども、できるだけそういう経過、歴史というもの踏まえた上で未来が進んでいくんだというふうなことを肝に銘じながら、間違いのない

方向に進めるよう、さらに議員各位にはいろいろな面で御指導をいただければなというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休 憩 午後1時58分

再 開 午後2時10分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、丹野副市長については、公務のため退席となる旨の報告を受けておりますので、御了承願います。

石山議員。

○**石山 忠議員** 英国のEU離脱により世界中で株価は大幅に下がり、日米、アジアにも大きな影響を及ぼし、さらに円高の影響で日本からの輸出が低迷しました。輸出の減少傾向が続けば、日本の国内総生産GDPを押し下げるという懸念も出ています。国内では少子高齢化の加速や、先ほど市長の答弁にもありましたように、人口減少社会の到来などにより就労人口の減などに加えて、賃金伸び悩みなど国内需要の伸びが期待できない厳しい地域経済情勢下にあります。

総務省が8月26日に発表した7月の全国消費者物価指数も前年度比0.5%下落し、マイナスは5カ月連続となりました。

このような情勢の中、本市の財政力指数等の推移を見ますと、先ほど市長から答弁がありました、財政力指数0.525を初め経常収支比率、実質公債費とも、この厳しい状況下の中で大変努力されてこられた数字があらわれていることは評価いたしますが、第6次寒河江市振興計画で掲げた将来都市像「さくらんぼと歴史が育むスマイルシティ 寒河江」の実現のため、自主財源の確保は重要な課題だと思いますので、さらに佐藤市長を先頭に全職員が英知を結集し課題解決のため取り組まれることを期待いたしま

す。

続いて、寒河江市立病院事業会計決算の課題認識と対策についてお伺いいたします。

寒河江市公営企業会計決算審査意見書によれば、寒河江市立病院アクションプランに基づき、持続可能な市民密着型病院を目指し改革を進めるとともに、プロジェクトチームによる経営改善活動の実施や医療機器の計画的な更新や購入を図るなど経営健全化の取り組みを行い、病院事業収益は0.2%増加し、医業収益としては2.8%増加したとして病院事業費用とともに内容を説明されています。

さらに、病院事業収益で経常収支が一般会計からの繰入金繰り入れ基準額を3億1,013万4,000円上回り、多額の基準外繰り入れとなっています。また、未収金についても約3,300万円に上るなど、これは平成27年度の納期未到来部分も含んでいますが、特に平成23年度以前分を中心に約2,600万円未収金があります。患者数の推移や病床利用率など厳しい状況だと思えます。

行財政改革アクションプランにおいても企業会計や特別会計への繰出金の削減を示し、精査と確認を進めるとしてあります。本年度から地方公営企業法を全部適用し新たな経営体制となりましたが、病院事業管理者としてこの状況とアクションプランを踏まえて現状の課題をどのように捉えておられるのか、さらにその対策についてお伺いしたいと思います。

○国井輝明議長 久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 お答え申し上げます。

平成28年4月から病院事業管理者を拝命し5カ月が過ぎ、最近の医療環境の変化に対し、迅速、柔軟かつ効率的に対応し、また地域の中核医療機関としての機能強化と健全経営につなげられるよう、日々努めているところであります。

御指摘のとおり、平成27年度は収益的収入に

対して5億8,000万円が一般会計から病院会計に繰り入れられており、医師不足による経営補填分の繰り入れが多額となっております。この医師不足による医業収益の低迷が重要な要因と考えており、医師確保対策に向けて山形大学医学部に対し困窮する当院の状況を要望書として提出しております。引き続きこれまで以上に要望活動に取り組み、常勤、非常勤を問わず少しでも医師不足の解消につながるよう、医師確保対策活動に取り組みまいります。

また、現在勤務している医師の高齢化に伴い、当直体制の見直しに取り組み、市民の方々のニーズに十分お応えできるよう効率的な診療体制を構築してまいりたいと考えております。

また、さきに策定した寒河江市立病院アクションプランに基づき、住民ニーズに応えるため平成25年から療養病棟を開設して3年以上経過しておりますが、病床利用率は平成25年度が70%、26年度が72%、27年度が75.4%と着実に伸びてきており、28年度8月までの病床利用率は77.4%とさらに上昇しております。一般病床については、平成25年度は54.6%、26年度が56.1%、27年度は54%と病床利用率が低い状況が続いておりました。効率的なベッドコントロールに努めた結果、28年8月末現在では60.0%と伸びが見られます。病床稼働率アップが経営改善への重要な課題と認識し、改善に取り組んでおります。

また、医療の質を引き上げることにより、各種加算を取得し経営改善を図る活動に、職員みずから努めております。今年度9月から医療の安全体制強化構築により、医療安全管理加算が算定可能になりました。また、今後は入院患者様の栄養状態の改善にチームで取り組む体制をつくり、栄養サポートチーム加算、合併症が出始めた糖尿病患者様への指導体制の整備により糖尿病透析予防指導管理料算定など実現に向けて、研修と体制整備に努めております。このよ

うな取り組みは、医業収益増の効果は大きくはありませんが、良質の医療を提供することで増収につなげるといふ試みであり、病院本来のあるべき姿として今後も推進していく所存です。

また、外来患者数の確保による外来医業収益増を踏まえ、地域住民への予防医療サービスの強化の取り組みも開始しました。この9月から、病院独自に上部消化管内視鏡による胃ドックを始めており、今後も実現可能なものから速やかに取り組む所存です。

また、経費の削減方策では高利率債の繰り上げ償還の効果も見え始め、繰出金を除いた経常収益もここ3年は増収が続いてきております。

次に、御指摘がありました個人の患者さんに対する未収金につきましては、段階に応じた回収方法で実施しております。まず、請求日から2カ月後に納入未確認者へ督促状を発送、その後、支払いの確認のできない方について翌月に催促状を発送し収納をお願いしているところであります。それでも支払いのない方につきましては、催告状を発送した2カ月後に最終催告書を送付して未収金の収納に当たっております。

平成27年度からは、新たに連帯保証人の方への通知、支払いをお願いしながら回収に当たっております。この結果、平成27年度の個人未収金は、平成28年6月末で2,975万円となり、昨年度同月の3,190万円に比べると約210万円減少し、未収金の縮減につながっております。

ただし、個人負担の大きい入院費の未収金については、患者さんそれぞれ個別に相談を受けながら、生活の状況や経済状況によっては分割支払い等を促しながら対応しているところであります。

寒河江市立病院の経営は早急に健全化が必要な重篤な状態であると認識しており、改善に向けて職員一丸となって迅速に取り組んでいるところでございます。以上です。

○**国井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** ドクターの不足というのは相当大的いのは、認識をしております。聞くところによりますと、ドクターお一人当たりの医業収益としては約3億円とも4億円とも言われますし、ドクターが充実していれば、先ほど管理者のほうから出ました病床稼働率のアップあるいは地域医療、市民の健康を守る手だてというものが充実するという、まずはドクターというのは、本当に確保するためには大変だと思いますけれども、ぜひ御努力をお願いしたいなというふうに思います。

次に、地域医療構想についてお伺いいたします。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護に大きなニーズが見込まれる2025年を見据えて、平成26年に医療介護総合確保推進法が成立し、県では将来の医療需要と必要病床数を示すとともに、目指すべき医療提供体制を実現するための施策として地域医療構想を策定、市町村への説明をされると伺っておりますけれども、病院事業の健全化と将来構想に重要な課題だと思いますので、その状況についてお伺いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

医療介護総合確保推進法により都道府県が2次医療圏単位での地域医療構想を策定すべく、県では9月ごろをめどに作業が進められております。御案内のとおり、地域医療構想は2025年に向けて病床の機能分化、連携を進めるために医療機能ごとの医療需要と病床の必要量等を推計し定めるものであり、それに基づき各病院における病床機能や病床数を定めることとなります。

総務省が示した新公立病院改革ガイドラインでは、全国の公立病院に対し新たな改革プランの策定を要請していますが、その策定に当たり

地域医療構想との整合性を十分にとることも要請しております。

寒河江市立病院では、病院の基本理念に沿い地域医療構想との整合がとられた寒河江市立病院新改革プランを策定すべく、プランの策定段階から職員の改革意識の醸成を図るため、院内の各セクションの代表で構成する新改革プラン策定事務局会議を組織し協議を進め、管理職で構成する同院内検討委員会により協議を重ねております。その中で、現状分析による課題の洗い出し、共同作業による経営に対する共通認識の醸成、理想や目標の実現のためのシステム構築と具体的数値目標の設定へと進んできております。また、同時に医業収益の向上や費用の削減、健全経営につながる改革案中、即時実行可能な取り組みは前倒しで実践と検証を既に開始しております。

今後、さらに市民を含めた市及び関係機関の代表者による市策定検討委員会による協議へと進めていくこととなります。地域の中核医療機関として市民のニーズに沿った良質な医療の提供と健全経営につながる、実効性にすぐれ、地域医療機関とのバランスのとれた新改革プランの策定作業を進めております。以上です。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 地域医療は住民にとってまさに命を守るセーフティネットです。地域住民の安心と安全を守り、地域創生の最も基盤となるものと思っています。

このたび、先ほど管理者から御答弁ありましたけれども、胃ドックの開始が示され、大腸ドックや脳ドックについても総合に検討していくと病院事業管理者から御説明をいただきました。市民にとっては、大変喜ばしいことだと思います。病院事業管理者は組織や人事についての権限を有しています。寒河江市立病院事業報告書の中でも、今後変化していく医療環境に対して迅速、柔軟かつ効率的な対応が可能とあります

ので、引き続き地域における中核医療機関として病院機能の強化をより一層目指してまいりますと述べ、先ほどの答弁にも同様に述べられております。

そこではお願いですが、病院事業管理者には病院内での業務もあると思いますが、本議会の委員会や分科会はともかく、本会議や一般質問の場に出席され、市政の状況を共有していただきたいと望みますけれどもいかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** お答え申し上げます。

議会への出席については、市立病院に関する議案や一般質問がある場合については本会議に出席させていただきます。このたびは市立病院事業会計決算が認定に付されておりますので、決算特別委員会や厚生文教分科会にも出席し、説明をさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

今後につきましても、病院事業に関する議案が提出された場合には委員会、分科会にも出席し議員の皆様にご説明申しあげ、十分な議論をさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 病院事業のみならず寒河江市の状況、そういったものもぜひ御認識をいただいて、共通の状況を共有するという思いを伝えたところでした。これには、委員会までと今御答弁ありましたけれども、市長や教育長、農業委員会会長、監査委員、選挙管理委員長、各行政委員会のトップが出席されている現状に鑑み、ぜひ御検討をお願いしまして私の一般質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

散 会 午後2時29分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成28年9月6日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
眞木立子	会計課長補佐	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第4号

第3回定例会

平成28年9月6日(火)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- // 2 認第 2号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 3 認第 3号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 4 認第 4号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 5 認第 5号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 6 認第 6号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 7 認第 7号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 8 認第 8号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 9 認第 9号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- // 10 認第10号 平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- // 11 議第51号 平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- // 12 議第52号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- // 13 議第53号 平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- // 14 議第54号 平成28年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- // 15 議第55号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- // 16 議第56号 市道路線の変更について
- // 17 議第57号 市道路線の認定について
- // 18 請願第3号 「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続を求める請願
- // 19 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る請願
- // 20 質疑
- // 21 予算特別委員会設置
- // 22 決算特別委員会設置
- // 23 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ



再 開 午前9時30分

○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

○國井輝明議長 日程第1、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る請願までの19案件を一括議題といたします。

### 質 疑

○國井輝明議長 日程第20、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第53号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第54号平成28年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第55号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第56号市道路線の変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第57号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第3号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続を求める請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

### 予算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第21、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

### 決算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第22、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く14人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

### 委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第23、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第55号、議第56号、 議第57号、請願第3号
厚生文教常任委員会	議第53号、議第54号、 請願第4号
予算特別委員会	議第52号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 議第51号

散 会 午前9時37分

○國井輝明議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。



平成28年9月16日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課 長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課 長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
渡邊拓也	総務係 長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第 5 号

第 3 回定例会

平成 28 年 9 月 16 日 (金)

決算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 5 2 号 平成 28 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 3 号)  
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 質疑・討論・採決

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 4 認第 1 号 平成 27 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
〃 5 認第 2 号 平成 27 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 6 認第 3 号 平成 27 年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 7 認第 4 号 平成 27 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 8 認第 5 号 平成 27 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 9 認第 6 号 平成 27 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 10 認第 7 号 平成 27 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 11 認第 8 号 平成 27 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
〃 12 認第 9 号 平成 27 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 歳入歳出決算の  
認定について  
〃 13 認第 10 号 平成 27 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
〃 14 議第 5 1 号 平成 27 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
〃 15 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 16 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 17 議第 5 5 号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部改正について  
〃 18 議第 5 6 号 市道路線の変更について  
〃 19 議第 5 7 号 市道路線の認定について  
〃 20 請願第 3 号 「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続を求める請願  
〃 21 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 22 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 23 議第 5 3 号 平成 28 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)  
〃 24 議第 5 4 号 平成 28 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第25 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る請願

- 〃 26 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 27 質疑・討論・採決

日程第28 議会案第3号 「福島原発事故避難者への住宅無償提供」の継続を求める意見書の提出について

- 〃 29 議会案第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
  - 〃 30 議案説明
  - 〃 31 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時50分

- 國井輝明議長** おはようございます。  
ただいまから、本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長報告を求めます。工藤議会運営委員長。  
〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕
- 工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。  
本日の会議運営につきましては、昨日9月15日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。  
初めに、本日追加されます案件について申し上げます。  
追加案件は、議会案第3号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」の継続を求める意見書

の提出について、議会案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についての2案件であります。

このことにより議事日程の一部変更が必要となり、変更内容は日程第28から日程第31まで追加となるものであります。

追加案件の取り扱いについては、日程第28、議会案第3号及び日程第29、議会案第4号の2案件を一括議題とし、日程第30で議案説明、日程第31で質疑・討論・採決と進めることとしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

- 國井輝明議長** お諮りいたします。本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報

告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議案上程

- 國井輝明議長** 日程第1、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。石山予算特別委員長。

〔石山 忠予算特別委員長 登壇〕

- 石山 忠予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

9月6日、委員15名全員出席のもと委員会を開会し、議第52号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。採決の結果、議第52号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

- 國井輝明議長** 次に、日程第4、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

### 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第15、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長報告を求めます。阿部決算特別委員長。



〔阿部 清決算特別委員長 登壇〕

○阿部 清決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月6日、委員14名出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、11案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定及び可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第2号、認第3号、認第4号、認

第8号、認第9号及び認第10号の6案件を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第51号について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第1号、認第5号、認第6号、認第7号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○國井輝明議長 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに認第1号、認第5号、認第6号、認第7号及び議第51号を除く、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての6案件を一括して採決

いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号については原案のとおり認定されました。

次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第51号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第17、議第55号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第20、請願第3号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続を求める請願までの4案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第21、総務産業常任委員会における審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。太田総務産業常任委員長。

〔太田芳彦総務産業常任委員長 登壇〕

○太田芳彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月7日、委員7名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号から議第57号まで及び請願第3号の4案件であります。

審査の都合上、初めに議第56号、議第57号の審査を行い、次に、議第55号の審査を行った後、請願第3号の審査を行うことを諮り、異議なく了承されそのように審査することに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号市道路線の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号が採択すべきものと決しま

したので、請願第3号に係る意見書について担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りましたが、質疑意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○國井輝明議長 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第55号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議第56号市道路線の変更について、議第57号市道路線の認定について、請願第3号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続を求める請願の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号から、議第57号まで及び請願第3号は原案のとおり可決及び採択されました。

## 議案上程

- 國井輝明議長** 次に、日程第23、議第53号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第25、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る請願の3案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第26、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。遠藤厚生文教常任委員長。

〔遠藤智与子厚生文教常任委員長 登壇〕

- 遠藤智与子厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は9月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第53号、議第54号及び請願第4号の3案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第53号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「積立基金の額を教えてほしい」との問いがあり、当局より「27年度末の基金残高は5,879万7,000円ですが、今回の補正1億8,621万7,000円を足すと、予算上は2億4,501万4,000円となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号平成28年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より「教育条件というのは日本の国を将来背負っていく子供たちを育てる上で大変重要な課題である。日本全国どこにいても同じような教育を受けられるよう条件整備をすることは重要で、まさに願意妥当であると思う」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、質疑に入りましたが、御報告する質疑意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第27、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第53号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第54号平成28年

度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る請願の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第53号、議第54号及び請願第4号は原案のとおり可決及び採択されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第28、議案第3号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」の継続を求める意見書の提出について及び日程第29、議案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを一括議題といたします。

## 議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第30、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 國井輝明議長** 日程第31、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第3号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第4号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」の継続を求める意見書の提出について及び議案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についての2案件を一括して採決いたします。

2案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時21分

- 國井輝明議長** これにて平成28年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成28年9月6日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	11番	辻		登	代子	委員
12番	工	藤	吉	雄	委員	13番	柏	倉	信	一	委員
14番	木	村	寿	太郎	委員	15番	内	藤		明	委員
16番	杉	沼	孝	司	委員						

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
辻洋一	商工振興課長	竹田浩	子育て推進課長
山田健二	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会  
平成28年9月6日(火) 本会議終了後開議

開 会  
日程第 1 議第52号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時50分

○石山 忠委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議 案 上 程

○石山 忠委員長 日程第1、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

### 議 案 説 明

○石山 忠委員長 日程第2、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

### 質 疑

○石山 忠委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

初めに、議第52号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款から歳出第4款までについて質疑はありませんか。古沢委員。

○古沢清志委員 議案書の11、12ページの歳出第2款1項5目財産管理費についてお伺いいたします。

ふるさと納税の増加に伴う基金管理事業との

説明でございましたが、今年度当初では、ふるさと納税額が10億円との目標になっていたと思いますが、今回の補正が出たということは好調に推移していると考えますが、主な内容についてお伺いいたします。

○石山 忠委員長 伊藤さがえ未来創成課長。

○伊藤耕平さがえ未来創成課長 お答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、当初予算におきまして10億円ということで設定させていただきました。他方、現在、農産物について好調な状況におきまして、この10億円が突破できそうという見込みになっておりましたので、今回補正予算を組まさせていただきますところでございます。以上でございます。

○石山 忠委員長 古沢委員。

○古沢清志委員 主な内容につきましてお伺いいたします。

○石山 忠委員長 伊藤さがえ未来創成課長。

○伊藤耕平さがえ未来創成課長 お答えさせていただきます。

日々、寄附金額が変わっておりますが、大部分がお米、特にえぬきが全国から寄附が集中しているところでございます。あわせてさくらんぼについてもこちらで確保した数量をほぼ完売させていただいたところでございます。以上でございます。

○石山 忠委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 10目の市内循環バスでありますけれども540万円、当初予算で最初は見ていたのが足りなくなったのかなというふうに思いますが、見えておりますと、非常に使用というか、率が悪いなというふうに感じているんですけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思っております。

○石山 忠委員長 田宮政策企画課長。

○田宮信明政策企画課長 お答えいたします。

お金が足りなかったということではござい

ませんで、当初より11月30日までを試行ということでさせていただいておりますので、12月1日から本格運行ということでございますので、12月から3月までのこの期間について今回補正予算ということで計上させていただきます。

なお、今回の本格導入にあわせて利用者の方からの要望も含めて改善を図りながら、利用拡大に向かって取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○石山 忠委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 私もいろいろバスを見ておりますと、午後からというのは割と暇といたしますが、利用客が少ないように感じておりますので、例えば午前便の時間を早くするとか、いろいろ工夫をして利用客の拡大を図っていただきたいと思っております。

○石山 忠委員長 田宮政策企画課長。

○田宮信明政策企画課長 その点も含めて時間を前倒しをしながらということも含めまして、今回本格導入を進めたいと思っております。

○石山 忠委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 この問題と関連をしますが、今、利用拡大のために利用者の要望をいろいろ受けながらさらに利用拡大に努めていきたいということですが、利用者からの要望というのはどのようなものが出されておりますかお聞きしたいと思います。

○石山 忠委員長 田宮政策企画課長。

○田宮信明政策企画課長 お答えいたします。

利用者の方につきましては、乗車の際、アンケート票を配付をして、それに基づきましてはがきで回答ということで受けていますが、その主な内容につきましては、1つが時間帯的にもっと早めてほしい。というのは、朝、医療機関に行きたいということもございまして、現在は9時30分スタートでございますが、実際に医療機関があくのがおおむね8時半、あるいは8



時ごろからあいているという状況もございますのでそういった部分でもっと早めてほしいというものとか、あと場所によっては停留所のほうをふやしてほしいということも含めまして何点かございます。

要望の中でいえば、大変便利なのでぜひ継続してほしいということもあったことを御報告させていただきます。以上でございます。

○石山 忠委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 今の要望の中にも停留所をふやしてほしいということがあったそうではありますが、利用者の立場からすると、そういうふうなものが必要なんだろうなと私も思います。

そこで、実はほかの市町村を見ますと、こういうふうなものを導入しているところでは、交通の量の比較的少ないところはフリーストップにしていますよね。そういうところが結構あるわけでありまして、そういうふうなものをこの際導入をして、利用者拡大を図るべきなんだろうなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○石山 忠委員長 田宮政策企画課長。

○田宮信明政策企画課長 お答えいたします。

フリーストップにつきましては、現実的にできるかどうかも含めまして実際今、導入されているところもあるわけなんですけど、こちらのほうの公共交通会議も含めまして申請をするという手続をとっておりますけれども、本格稼働が12月からありますけれども、この本格稼働を踏まえた上で可能な部分につきましてまた再度、いろいろお声も取り上げさせてもらいながら今後の導入について検討させていただきたいと思っております。

○石山 忠委員長 伊藤委員。

○伊藤正彦委員 今回補正する546万5,000円というのは、本格運行のためという12月から3月までの4カ月分の委託料が546万5,000円ということでしょうか。

○石山 忠委員長 田宮政策企画課長。

○田宮信明政策企画課長 今回12月から3月までのこの期間の部分に合わせて540万円というふうになってございます。

なお、内容につきましては、実際に運行を委託するタクシー会社の委託料、それから今回いろいろ停留所とかバス時刻表を直すこともございますので、そういった修正なども含めた合わせた金額となっております。以上です。

○石山 忠委員長 次に、歳出第6款から歳出第8款までについて質疑はありますか。古沢委員。

○古沢清志委員 15ページ、16ページの歳出第8款5項2目の住環境整備についてお伺いいたします。

最近、目に見えて宅地開発が進んでおりまして大変喜ばしいことだと思っておりますが、住宅宅地開発指導事業の800万円の内訳を教えてください。

○石山 忠委員長 森谷建設管理課長。

○森谷孝義建設管理課長 これは宅地開発事業補助金とありますが、市内の宅地開発について多数の事業者から、年度内の完成に向けた宅地開発の計画があり相談を受けているところであり、このところから、宅地開発の切れ目ない支援を行うため補正するものであります。今後の計画としまして緑町地内、内ノ袋地内の2件の宅地開発の計画がございますので、これに対応するものでございます。

○石山 忠委員長 伊藤委員。

○伊藤正彦委員 7款2目商工振興費、13、14ページの下の方ですけども、商工業資金融資円滑化事業ということで1億9,000万円というかなり高額な補正が組まれております。目的としては、市内中小企業の経営の安定と近代化を図るための融資制度、及び中央工業団地への立地を促進する融資制度ということですけども、この1億9,000万円の内訳がわかればお願いしたいと思います。

○石山 忠委員長 辻商工振興課長。

○辻 洋一商工振興課長 お答えいたします。

この商工業資金融資円滑化事業につきましては、その一つの制度であります寒河江中央工業団地に立地する場合の協議に対しまして、寒河江市産業立地促進融資制度を活用して資金の貸し付けを受けようとする業者がありますので、そのために必要な資金を取り扱い金融機関に預託をしようとするものであります。以上であります。

○石山 忠委員長 伊藤委員。

○伊藤正彦委員 もし企業名とか言えるのであれば、参考までにお聞きしたいと思います。

○石山 忠委員長 辻商工振興課長。

○辻 洋一商工振興課長 お答えいたします。

企業といたしましては2つの企業がございます、1つは和光食材株式会社であります。もう一つにつきましては、市内の食品製造業の企業であります。以上でございます。

○石山 忠委員長 次に、歳出第10款について質疑ありませんか。佐藤委員。

○佐藤耕治委員 15、16ページ、第10款3項1目中学校費の学校管理費につきまして、中学校管理事業の工事費が当初予算1,210万円、6月補正で1,340万円、今回9月補正で486万円となっておりますが、毎回補正が出てくるのはどうしてでしょうか、お伺いいたします。

○石山 忠委員長 山田学校教育課長。

○山田健二学校教育課長 お答えいたします。

今御指摘のように、6月で補正をしていただきましたが、そのときも説明させていただいておりますが、陵南中学校の教室の床のたわみの修正の工事が必要であるということで補正をしていただきました。実際、夏休み中にそのたわみの修正工事を行いましたけれども、そうしたところ、最も床が下がっているところをコア抜きの調査をして調べて、それで必要な量を算出して工事に入ったわけですが、実際には壁

際のところも落ち込んでいるところがございます、そのためにウレタンをさらに注入する必要がある、当初見込んだ量では普通教室のみでいっぱいという状態になりましたので、今回補正で残りの特別教室3カ所について、補正でウレタンを注入して修正をしたいということでございます。

○石山 忠委員長 佐藤委員。

○佐藤耕治委員 今回の補正で工事自体が完璧に直るという保証というか、連続してなっているわけでございますので、最初の見積もりからすると今回で完全に、完璧に直るのでしょうか。

○石山 忠委員長 山田学校教育課長。

○山田健二学校教育課長 お答えいたします。

前は先ほど申しましたように、最も落ちているところの3カ所のコア抜きということで積算をいたしました、今回については、ウレタンを入れるために細かく穴をあけて全てを調べた上でウレタンの量を算出しておりますので、その量で賄えるということでもあります。

○石山 忠委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第52号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第52号第3表について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 分科会分担付託

○石山 忠委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第52号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第52号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前10時06分

○石山 忠委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成28年9月16日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	11番	辻		登	代子	委員
12番	工	藤	吉	雄	委員	13番	柏	倉	信	一	委員
14番	木	村	寿	太郎	委員	15番	内	藤		明	委員
16番	杉	沼	孝	司	委員						

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
辻洋一	商工振興課長	竹田浩	子育て推進課長
山田健二	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
平成28年9月16日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第52号 平成28年度寒河江市一般会計予算補正予算(第3号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 3 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 石山 忠委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 石山 忠委員長 日程第1、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 石山 忠委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 石山 忠委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。太田総務産業分科会委員長。  
〔太田芳彦総務産業分科会委員長 登壇〕

- 太田芳彦総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月7日、委員6名出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第52号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、第2表及び第3表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第52号平成28年度寒河江市一般会計

補正予算（第3号）歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在のふるさと納税の金額と返礼品のはえぬきの予想数はどれぐらいか」との問いがあり、当局より「8月末で金額が約9億円です。返礼品のはえぬきは約3万9,000俵を確保しています」との答弁がありました。

委員より「今年度ふるさと納税はどのくらいを予想しているのか」との問いがあり、当局より「15.5億円を目標に頑張っていきたいと思えます」との答弁がありました。

委員より「ふるさと納税の返礼品のリストの状況は」との問いがあり、当局より「今年度に入ってから10品目以上ふえており、現在も申請処理をいただいて審査しているものもあり、前年よりふえている状況です」との答弁がありました。

委員より「結婚新生活支援事業補助金の内容と補助対象は」との問いがあり、当局より「低所得者で、かつ結婚して夫婦両方または片方が寒河江に来ていただける方へ経済的な支援を行うものです。世帯所得が300万円未満の新規に婚姻した世帯を対象に1世帯当たり最大18万円を支援するもので、補助の内容は新居の住居費や引っ越し費用を対象にしています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をも

って原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○石山 忠委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。遠藤厚生文教分科会委員長。

〔遠藤智与子厚生文教分科会委員長 登壇〕

○遠藤智与子厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月8日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第52号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「マイナンバーカードについて全額交付金ということだが、27年度が1,176万6,000円で今年度当初予算が386万7,000円、その上に今回の補正予算ということだが、先の見通しはどうか」との問いがあり、当局より「平成28年度の交付金額については、取り扱い件数等により変動するため現時点では確定しておりませんので、今回の補正予算は政府予算にかかわるものを人口案分によって一律に算出した数字を上限の見込み額ということで計上しております。そのため、今後さらに補正予算という形をとることはないと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「にしね保育所の増員分の増築は当初予算として上がっていたが、今回の補正予算の中身について見積もっていなかったということか」との問いがあり、当局より「厨房施設について4月以降改めて見直しをして、冷蔵庫など厨房施設機器類の足りないものについて今回追加補正しようとするものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「未熟児養育医療の具体的な内容は」との問いがあり、当局より「出生時の体重が2,000グラム以下でとても命が危ないというようなときに、指定医療機関の医師の診断により入院養育が必要と認めたときに入院してもらうこととなります。そのかかる費用の自己負担分を除いた額について国が2分の1、県と市が

4分の1ずつ負担します。自己負担分については、実際は子育て医療で無料になり、本人の負担はありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「図書館の返却ポストだが、東側に新たに返却ポストをつくるのか」との問いがあり、当局より「ボックスタイプの返却用ポストを設置します」との答弁がありました。

委員より「中学校の床のたわみを直す工事についてだが、前回補正で既に工事をしていると思うが、なぜさらに工事が必要なのか。工事は補正予算で新たに直す部分を工事するのか」との問いがあり、当局より「実際に工事をしたところ、教室の壁際において他の部分よりも地面が下がっている箇所があり、注入するウレタン量が不足し、修理が必要な教室全てを工事することができなくなったためです。工事については変更契約ということで同じ工法で同じ業者に委託する予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○石山 忠委員長 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第52号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時44分

○石山 忠委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 石 山 忠





平成28年9月6日（火曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	12番	工 藤 吉 雄	委員
13番	柏 倉 信 一	委員	14番	木 村 寿 太 郎	委員
15番	内 藤 明	委員	16番	杉 沼 孝 司	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	丹 野 敏 晴	副 市 長
草 苺 和 男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
菅 野 英 行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	田 宮 信 明	政策企画課長
伊 藤 耕 平	さがえ未来創 成課 長	宮 川 徹	財 政 課 長
設 楽 和 由	税 務 課 長	荒 木 信 行	市民生活課長
森 谷 孝 義	建 設 管 理 課 長	安 達 晃 一	下 水 道 課 長
原 田 真 司	農林課長（併） 農 業 委 員 会 事 務 局 長	辻 洋 一	商工振興課長
松 田 仁	さくらんぼ観 光課 長	阿 部 藤 彦	健康福祉課長
安 達 徹	高 齢 者 支 援 課 長	竹 田 浩	子育て推進課長
眞 木 立 子	会 計 課 長 補 佐	軽 部 賢 悦	水道事業所長
土 屋 恒 一	病 院 事 務 長	山 田 健 二	学 校 教 育 課 長
高 林 雅 彦	生 涯 学 習 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
辻 登代子	監 査 委 員	渡 辺 優 子	監 査 委 員 長

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘	事 務 局 長	山 田 良 一	局 長 補 佐
渡 邊 拓 也	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会

平成28年9月6日(火)

予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 認第 1号 平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 議第51号 平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 質疑
- 〃 14 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

議 案 上 程

開 会 午前10時20分

- 阿部 清委員長 おはようございます。  
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 阿部 清委員長 日程第1、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○阿部 清委員長 日程第12、議案説明であります。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてまで、当局より説明を求めます。眞木会計課長補佐。

○眞木立子会計課長補佐 平成27年度寒河江市一般会計及び特別会計決算について御説明申し上げます。

大要は、本会議におきまして市長から説明申し上げておりますので、私からは各会計の事項別明細書に基づいて申し上げます。

なお、金額の読み上げでは100円以下の数字は略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。72ページをお開き願います。

最初に歳入であります。第1款市税は収入済額が50億5,757万6,000円で、前年度比98.4%であります。

主なものは市民税が20億7,316万5,000円で、前年度比100.5%、固定資産税が22億2,904万6,000円で、前年度比96.8%であります。

74ページ、第2款地方譲与税は1億3,486万3,000円。

76ページ、第3款利子割交付金は859万5,000円。

第4款配当割交付金は1,553万6,000円。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,267万3,000円であります。

78ページ、第6款地方消費税交付金は7億7,986万1,000円。

第7款自動車取得税交付金は2,387万8,000円。

第8款地方特例交付金は2,308万8,000円あります。

80ページ、第9款地方交付税は43億754万2,000円で、前年度比100.5%であります。

第10款交通安全対策特別交付金は825万1,000円。

第11款分担金及び負担金は2億7,346万9,000円。

84ページ、第12款使用料及び手数料は9,003万6,000円。

90ページ、第13款国庫支出金は19億6,556万4,000円で、前年度比123.8%であります。

98ページ、第14款県支出金は9億7,652万6,000円。

110ページ、第15款財産収入は7,916万4,000円。

112ページ、第16款寄附金は13億7,487万円で、前年度比5,035.4%であります。

114ページ、第17款繰入金は3億5,134万1,000円。

116ページ、第18款繰越金は3億1,367万7,000円。

第19款諸収入は6億7,856万4,000円。

122ページ、第20款市債は11億7,730万円で、前年度比84.7%であります。

126ページ、以上、歳入合計は176億5,237万9,000円で、前年度比108.6%であります。

次に、歳出であります。支出済額を申し上げます。128ページをお開き願います。

第1款議会費は1億9,147万9,000円。

130ページ、第2款総務費は30億8,664万2,000円あります。

160ページ、第3款民生費は50億9,002万円で、その内訳は、第1項社会福祉費が24億7,080万4,000円。

172ページ、第2項児童福祉費が24億566万7,000円。

180ページ、第3項生活保護費が2億1,106万5,000円などあります。

182ページ、第4款衛生費は14億5,040万

7,000円で、その内訳は、第1項保健衛生費が3億5,921万7,000円。

190ページ、第2項清掃費が4億3,092万5,000円。

192ページ、第3項病院費が6億6,026万5,000円であります。

第5款労働費は4,158万8,000円。

194ページ、第6款農林水産業費は3億3,936万9,000円。

208ページ、第7款商工費は10億1,366万8,000円であります。

220ページ、第8款土木費は16億2,178万6,000円で、その内訳は、222ページ、第2項道路橋梁費が4億7,361万1,000円。

228ページ、第4項都市計画費が9億7,282万8,000円などあります。

236ページ、第9款消防費は4億7,265万7,000円であります。

240ページ、第10款教育費は14億4,399万5,000円で、その内訳は、248ページ、第2項小学校費が4億5,661万1,000円。

252ページ、第3項中学校費が3億8,401万5,000円。

256ページ、第4項社会教育費が2億9,786万5,000円。

270ページ、第5項保健体育費が1億3,995万3,000円などあります。

274ページ、第11款災害復旧費は71万5,000円。

第12款公債費は20億8,914万2,000円でありませ

ず。

276ページ、第13款予備費充用は延べ19件であります。

以上、歳出合計は168億4,147万4,000円で、前年度比107.7%であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は8億1,090万4,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源、1億7,421万2,000円を差し引いた実質収支額は6億3,669万2,000円で、前年度比

108.1%であります。

また、地方自治法及び基金条例の規定による基金への繰り入れは、財政調整基金に3億2,000万円、減債基金に500万円を行ったところであります。残る3億1,169万2,000円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。280ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は1,658万3,000円。

第2款使用料及び手数料は5億4,385万8,000円。

282ページ、第3款国庫支出金は1億3,593万3,000円。

第4款繰入金は4億7,481万5,000円。

284ページ、第7款市債は1億9,100万円などあります。

286ページ、以上、歳入合計は13億6,277万2,000円あります。

次に、288ページ、歳出であります。第1款公共下水道事業費が5億8,073万2,000円。

292ページ、第2款公債費が7億8,203万9,000円で、294ページ、歳出合計は13億6,277万2,000円あります。その結果、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

298ページをお開き願います。歳入であります。第1款分担金及び負担金は709万円。

第3款国庫支出金は1,431万1,000円。

300ページ、第5款繰入金は3,453万2,000円。

302ページ、第7款市債は1億2,550万円などあります。以上、歳入合計は1億8,901万3,000円あります。

304ページ、歳出であります。第1款浄化

槽整備事業費が1億8,386万2,000円。

306ページ、第2款公債費が515万円で、308ページ、歳出合計は1億8,901万3,000円であり、その結果、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。312ページをお開き願います。

歳入であります、第1款使用料及び手数料が63万9,000円。

第2款繰入金が436万3,000円であり、歳入合計は500万3,000円であります。

次に、314ページ、歳出であります、第1款総務費が500万3,000円であり、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。318ページをお開き願います。

最初に歳入であります、第1款国民健康保険税は10億867万5,000円。

320ページ、第3款国庫支出金は10億7,154万5,000円。

324ページ、第4款療養給付費等交付金は2億4,778万2,000円。

第5款前期高齢者交付金は8億7,438万3,000円。

326ページ、第6款県支出金は2億1,189万5,000円。

第7款共同事業交付金は11億5,582万円。

328ページ、第9款繰入金は4億1,659万6,000円。

330ページ、第10款繰越金は1億6,845万円などであり、

334ページ、以上、歳入合計は51億6,327万9,000円であり、

次に、歳出であります、338ページ、第2款保険給付費は29億5,130万9,000円。

344ページ、第3款後期高齢者支援金等は5

億423万7,000円。

346ページ、第6款介護納付金は2億444万7,000円。

348ページ、第7款共同事業拠出金は10億2,368万9,000円。

352ページ、第9款基金積立金は8,249万6,000円などであり、

354ページ、以上、歳出合計は49億3,370万8,000円であり、この結果、歳入歳出差し引き残額は2億2,957万1,000円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

358ページをお開き願います。

歳入であります、第1款保険料が2億9,264万3,000円。

360ページ、第5款繰入金が1億3,409万6,000円などであり、364ページ、歳入合計は4億4,231万9,000円であり、

366ページ、歳出であります、第2款後期高齢者医療広域連合納付金が4億2,518万円などであり、370ページ、歳出合計は4億3,594万4,000円であり、この結果、歳入歳出差し引き残額は637万5,000円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。374ページをお開き願います。

歳入であります、第1款保険料は8億2,882万7,000円。

第3款国庫支出金は9億9,521万1,000円。

376ページ、第4款支払基金交付金は10億4,919万3,000円。

378ページ、第5款県支出金は5億4,975万8,000円。

380ページ、第7款繰入金は5億6,711万円などであり、

386ページ、以上、歳入合計は40億4,009万8,000円であります。

次に歳出であります。392ページ、第2款保険給付費が36億6,103万7,000円。

394ページ、第4款地域支援事業費が1億1,067万2,000円などであり、400ページ、歳出合計は39億4,869万9,000円あります。この結果、歳入歳出差し引き残額は9,140万円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。404ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金が1,421万8,000円。

第2款繰入金が866万9,000円。

第3款繰越金が351万3,000円などであり、406ページ、歳入合計は2,640万5,000円あります。

次に、408ページ、歳出であります。第1款介護認定審査会費が2,425万7,000円あります。

歳入歳出差し引き残額214万8,000円は、翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。412ページをお開き願います。

歳入であります。第1款高松財産区が30万円。

414ページ、第2款醍醐財産区が23万3,000円。

418ページ、第3款三泉財産区が22万7,000円で、420ページ、歳入合計は76万1,000円あります。

422ページ、歳出であります。第1款高松財産区が11万2,000円。

第2款醍醐財産区が17万7,000円。

424ページ、第3款三泉財産区が18万7,000円

で、426ページ、歳出合計は47万7,000円であり、歳入歳出差し引き残額28万5,000円は、翌年度に繰り越しをしております。

以上、一般会計及び8特別会計の決算の概要について補足説明申しあげました。詳細については、主要な施策の成果に関する説明書をごらんくださいますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○阿部 清委員長 次に、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について当局より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

最初に1ページ、収益的収入及び支出であります。収入は第1款病院事業収益17億2,840万9,209円で、その内訳は第1項医業収益が12億4,412万8,270円、第2項医業外収益が4億8,428万939円あります。

支出は第1款病院事業費用が17億6,828万4,565円で、その内訳は第1項医業費用が17億5,775万9,203円、第2項医業外費用が1,052万5,362円あります。

次に、3ページ、資本的収入及び支出であります。収入は第1款資本的収入が1億1,018万3,000円で、その内訳は第1項企業債が2,630万円、第2項他会計負担金が8,388万3,000円あります。

支出は第1款資本的支出が1億5,975万6,835円で、その内訳は第1項建設改良費が5,020万5,226円、第2項企業債償還金が1億955万1,609円あります。

支出額に対する収入不足額4,957万3,832円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、5ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計12億4,278万766円あります。

2の医業費用は、給与費、材料費など合計17

億3,767万2,856円であります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金などで合計4億8,367万936円であります。

4の医業外費用は、企業債利息など4,172万6,877円であります。

この結果、5,294万8,031円が経常損失となり、特別利益、特別損失もないので、当年度純損失も同額となり、当年度未処理欠損金も同額となりました。

次に、7ページの剰余金計算書であります。資本金合計は累積欠損金を平成28年3月議会で全額補填する議決による処分をしたため、当年度末残高は6億7,510万3,138円となりました。資本剰余金合計の当年度末残高は3,806万500円で、利益剰余金合計は当年度純損失の5,294万8,031円がそのまま当年度末残高となりました。その結果、資本合計の当年度末残高は6億6,021万5,607円となりました。

次の欠損金処理計算書であります。当年度末処理欠損金5,294万8,031円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、9ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。固有固定資産の合計が12億644万1,985円で、これに無形固定資産5万1,500円及び投資1,094万4,766円を加えた合計は12億1,743万8,251円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金及び貯蔵品で合計2億2,951万6,957円あります。

この結果、資産合計は14億4,695万5,208円あります。

次に、10ページ、負債の部であります。1の固定負債は企業債及びリース債務で合計3億7,224万8,053円であり、2の流動負債は一時借入金、未払金など合計3億3,787万8,104円あります。

3の繰延収益は、長期前受金2億115万5,500

円から長期前受金収益化累計額1億2,454万2,056円を差し引いた合計が7,661万3,444円となり、この結果、負債合計は7億8,673万9,601円あります。

次に資本の部であります。1の資本金は6億7,510万3,138円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万500円、欠損金が5,294万8,031円で、剰余金合計はマイナス1,488万7,531円あります。

その結果、資本合計は6億6,021万5,607円、負債資本合計は14億4,695万5,208円であり、9ページの資産合計と同額となるものであります。

なお、12ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、市立病院事業会計の決算について御説明申しあげました。よろしく御説明申しあげます。

○阿部 清委員長 次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について当局より説明を求めます。軽部水道事業所長。

○軽部賢悦水道事業所長 議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申しあげます。

お手元の決算書1ページ、2ページをごらんください。決算報告書で消費税を含んだ金額になっております。

初めに、収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益決算額は、前年度比1.6%減の11億1,485万1,060円で、支出の第1款水道事業費用決算額は、前年度比3.9%減の9億5,000万8,034円となっております。

次に、3ページ、4ページの資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入決算額は、前年度比53.4%増の4,415万6,980円で、支出の第1款資本的支出、決算額は前年度比23.7%増の7億929万865円となっております。収入額が支出額に対して不足する額につきまし



ては、欄外下段の損益勘定留保資金などで補填しております。

収入支出とも増加しているのは耐震化等の補助事業の増加によるものでございます。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書について御説明申しあげます。

これ以降は、消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は9億7,467万4,007円で、給水収益が主なものでございます。

2の営業費用は8億7,549万4,853円で、水道施設の維持管理費や人件費など営業活動に要した経費でございます。

3の営業外収益は6,182万8,026円で、下水道使用料徴収等事務受託金、長期前受金戻入が主なものでございます。

4の営業外費用は3,919万4,345円で、企業債の支払利息等でございます。

5の特別利益はありませんでした。

6の特別損失は184万1,978円で、不納欠損金などがございます。

この結果、当年度純利益は1億1,997万857円を計上できたところでございます。

さらに、前年度繰越利益剰余金5,367万7,286円とその他未処分利益剰余金変動額2億6,600万円を加えた当年度未処分利益剰余金は4億3,964万8,143円となっております。

なお、その他未処分利益剰余金変動額は、積立金を取り崩したものでございます。

続きまして、7ページ、8ページの剰余金計算書でございます。

まず、資本剰余金の寄附金、受贈財産評価額及びその他資本剰余金については増減がなく、資本剰余金合計当年度末残高は1,399万円となっております。

続きまして、利益剰余金でございます。減債積立金は、処分後残高1億2,080万6,517円から2,000万円を使用したことにより、当年度末残

高は1億80万6,517円となっております。建設改良積立金は、処分後残高10億24万6,140円から2億4,600万円を使用したことによりまして、当年度末残高は7億5,424万6,140円となっております。

未処分利益剰余金については、処分後残高5,367万7,286円に先ほどの減債積立金及び建設改良積立金の使用額を加え、さらに当年度純利益を加えることにより、当年度末残高は4億3,964万8,143円となっております。

この結果、利益剰余金合計、年度末残高は12億9,470万800円でございます。

続きまして、10ページ、11ページの貸借対照表について御説明申しあげます。

初めに資産の部でございます。1固定資産は、各有形固定資産の年度末現在高から減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高及び無形固定資産で、固定資産合計が86億1,295万4,760円となっております。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で流動資産合計は12億3,937万4,526円となり、資産合計は98億5,232万9,286円となっております。

続きまして、11ページの負債の部でございます。

3の固定負債は、建設改良費等企业債のうち、平成29年度以降に返済予定分の未償還残高で13億9,311万801円となっております。

4の流動負債は、建設改良費等企业債のうち、平成28年度に返済予定分の未償還残高、未払金、預り金、引当金及びその他流動負債の合計で4億1,813万310円となっております。この繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額を減額したもので、合計で12億9,341万2,597円となり、負債合計は31億465万3,708円となっております。

続きまして、資本の部でございます。6の資本金合計は54億3,898万4,778円となっております。

す。

7の剰余金は資本剰余金及び利益剰余金で、剰余金合計は13億869万800円となり、資本合計では67億4,767万5,578円となっております。

この結果、10ページの資産合計と11ページの負債資本合計は、同額の98億5,232万9,286円となっております。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、9ページの剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高4億3,964万8,143円から減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に9,900万円を積み立て、建設改良及び企業債償還に使用した2億6,600万円を資本金に組み入れようとするため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,464万8,143円は翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。

なお、14ページ以降に決算附属資料を添付しております。以上、よろしく願い申し上げます。

## 質 疑

○阿部 清委員長 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力願います。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありますか。沖津委員。

○沖津一博委員 153ページ、住民基本台帳とい

うことでマイナンバーカード、現在、寒河江市においてマイナンバーを取得している方は何名で、大体何%なのか教えていただきたいと思えます。

○阿部 清委員長 荒木市民生活課長。

○荒木信行市民生活課長 お答え申し上げます。

現在ということで8月末現在なんですけれども、カードの枚数は2,462枚というふうになっております。

○阿部 清委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 対象者はどのくらいいるのかわかりませんが、この2,462枚というのは、多いと感じているのか、少ないと感じているのかお伺いしたいと思います。

○阿部 清委員長 荒木市民生活課長。

○荒木信行市民生活課長 お答え申し上げます。

通知カード交付枚数が1万3,636枚ということでもあります。個人番号カードが2,462枚ということですので、まだもう少し余裕と申しますか、交付できればいいかなというふうに考えております。

○阿部 清委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 今後、マイナンバーカードを多くの人にとってもらうためにやることのあるのではないかと感じますけれども、どのような方法とするのか教えていただきたいと思えます。

○阿部 清委員長 沖津委員に申し上げます。後ほど開会されます分科会で詳細審議されますので、この場合は概括的な質疑にとどめておくようお願いいたします。

そのほかありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 監査委員にお尋ねをしたいというふうに思っているんですが、件数にかかわるものですから収入の部あるいは支出の部、両方にかかわりますけれども、ぜひお尋ねしたいというふうに思っています。

○阿部 清委員長 内藤委員、ページ数をお示しください。（「ページなんてない。全体だ全体」

の声あり)

○内藤 明委員 強いて上げれば、監査意見書のむすびのほうの関係になるわけですが、市税並びにその他の一般会計の部分、あるいは特別会計の部分なんかもずっと見ていますと、未収金というのが結構ありまして、その中で収納率の向上に向けて工夫と努力が必要なんじゃないかと、こういうふうなことを御提供されております。それで、多分この程度に意見としてとどめておいているのは、具体的なものも御提起をなさっているんじゃないのかなと、こういうふうに思うんですが、行政の立場をおもんばかってこういうふうな書き方をしているんじゃないかなと私は臆測をしていますけれども、恐らく研修会等で全国の先進地の事例なんかあるというふうに思いますけれども、そうしたことなんかも含めて行政に対してそうした提言といいますか、申しあげられているのかどうか、1点お尋ねをしたいというふうに思います。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 お答え申し上げます。

ただいま内藤委員から未収金の関係についてお尋ねがあったわけですが、このむすびの部分でも相当部分を割いて言及させていただいております。この場でもいろいろ議論もございましたけれども、税、それからいろんな負担願うものがあるわけですが、それは公平・公正という観点から未収になるというのはいろいろ問題があるということがまず1つございます。

ただ、27年度決算を見ますと、むすびにも言及させていただいておりますけれども、数字的には大分具体的に努力の形といいますか、上がってきております。そこは評価しつつも、なかなかゼロというのは難しいと思いますけれども、決定打というのはないとも思っていますけれども、いろんな方策を通じてまずふやさないと、

減らすと、こういった努力を引き続き今、やっていることに加えて何かできることないかということも含めてお願いしたいということで、こういう記述にさせていただきました。以上でございます。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 先進地の事例なんかも含めてぜひ御提言をいただきたいと、こういうふうに思っておったんですが、先ほど行政側の立場をおもんばかってと申しあげましたけれども、監査委員という立場で、多分相当の研修を積まれてそれぞれこれまでもやってきておられるんだろうというふうに思います。

せっかくの機会でありますから、ひな壇にお座りであります議選の監査委員にお尋ねをしたいというふうに思いますが、各地を、私らもそうですが、先進地に行かれて行政の姿を見てきているというふうに思うんですが、そうした中でこうした未収金の回収について、何か先進地の事例なんかを披露されて提言をされたことなんかはあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。せっかくの機会でございますので。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 監査に関することですので私からお答えをさせていただきますけれども、それで足りないところがありましたらまたお尋ねをしていただきたいと思います。

まず、私から答弁させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

先ほども申しあげましたけれども、なかなか未収金対策というのは、各団体とも非常に悩んでおりまして課題として抱えております。

その中で寒河江市の状況が特に大変な状況というわけでもないと思いますけれども、ただ、あることは厳然としてありますので、それを先ほども申しあげましたけれどもふやさないと、それから減らすという方策で頑張っていたかというのを申しあげたんですが、具体的な

方策ということでありませけれども、私ども全部伺っているわけではないんですけれども、いろいろお聞きしますと、例えば少額訴訟制度というのが始まって何年かありますけれども、その辺の制度を活用してやっているというふうな団体もあるようですし、それから、税については差し押さえ、この辺も相手の状況もよく把握しなくちゃならないと思いますけれども、そんなことをやっているようでございます。以上です。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。  
内藤委員。

○内藤 明委員 代表監査委員とまた違いまして、議選の監査委員というのは非常に今までも各地視察をされておるといふふうに思いますので、そうした中でこうしたものといふふうであれば、多分あるんだろうといふふうには思うんですね。ですから、そうしたものについて具体的な事例なんかを挙げてぜひ行政側に対して提言をしていただきたいという考えがありまして、思いもありましてそういうふうに申しあげたんですが、大変恐縮でありますけれども、ぜひ補足をして御答弁をいただきたいと思います。

○阿部 清委員長 辻監査委員。

○辻 登代子監査委員 ただいま議選の監査委員に質問ございましたように、いろいろと私も未払い金やら何やらにつきまして行政のほうに監査委員といたしまして、どういうふうな方法でやっているかということいろいろ当局のほうにもお伺いしたり、今、実際ここに書いてありますように、コンビニストア収納とか、それからコールセンターからの電話催促などもやっておりますので、それを強化していただくようお願いしているところでございます。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 例えば11ページに市税の納入状況ということでありませけれども、これを見ただけではちょっとわかりませけれども、寒河

江市は中くらいの位置になりますか、ちょっとあれですが、大体私ども議員というのは、ほかと比較すると、中の上ぐらいが一番いいなという思いがあるんですが、それは市税とか徴収率に関してはトップクラスが一番いい、トップが一番いいわけでありませけれども、そういう中で、私も認めているんですよ、収納状況がよくなっているということは認めているんですが、できるだけゼロというか、100に近づいていただきたいということの思いがありまして、いろんなことを私も調べてみましたら、例えば収納率をアップするためのアクションプランなんてつくっているところもあるんですね。

いろんな状況ありますけれども、そういうふうなものも御提供していただきたいなというふうに思いますし、行政側にもぜひ収納率向上対策に向けた取り組みといいますか、あるところでは収納率向上のための基本方針なんていう方針も定めましてしている状況なんかありますので、できるだけ100に近づけるような、100というのは無理でしょうけれども、無理でしょうというのは私が言うてはだめなのかな、多分難しいと思うんですが、それに近づけるための工夫というのは、具体的にするものかといふふうには私は思うんですよ。そういうものを具体的に御提言いただいているじゃないのかなという思いがあったものですからお尋ねをしたんですが、ぜひそういうふうなものも御提言をされまして、行政側にもできるだけ収納率を上げて不公平さをなくしていただくというふうなことをしていただきたいというふうに思っているところでありますが、この機会に行政側についてそういうふうなお考え、ぜひいただきたいというふうに私考えているんですが、いかがでしょうか。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに収納率については100%が一番いいということになりますから、また収納率94.6%ということでありませから、ぜひ

我々もいろんな工夫をしながら、また監査委員からのいろんな御意見も伺いながら、また他の自治体の取り組みなども大いに参考にさせていただいて、鋭意100%に近づくようにさらに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 今の内藤委員の質問にも若干絡むんですけれども、決算のことですと、私も監査委員をさせていただいた経緯もありますので聞きづらいんですけれども、ただ、自分も責任があるということでお尋ねをしたいというふうに思います。

先般、指定管理者の一般質問をさせていただく際に、今、内藤委員がおっしゃられた収入未済額、いわゆる市営住宅の滞納の部分若干勉強させていただきたいということで調べたときに感じたんですが、監査意見書の52ページの上段に、2行目ですが、収入未済額のうち主なものについて見ると、市税は前年度に比べ1,445万8,000円で、この1,445万8,000円のその数字の根拠となる部分が9ページの27、26年度の比較した数字だというふうに思いますし、またこの27年度の2億6,830万何がしの詳細ということになってくると、56ページ、57ページの別表2がその数字なのかなというふうになると思うんですが、それでは、基本的に1,445万8,000円が前年度よりも残高が減りましたというようなことでいい傾向にあるということはわかるわけですが、この数字の組み合わせを見ると、その1,445万8,000円が何年度の分として減っていったかという部分に関しては、ちょっとこの意見書からは拾えないのかなというふうに思ったところで、これを計算するんだとすれば、その内容を見たいということであれば、いわゆる私が今申しあげた56、57ページの前年度の監査意見書を見ないとわからないのかなというふうに思

ったんですが、明細に関しては。私の解釈で間違っておりませんか。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 おっしゃるとおりだと思います。ただ、やはり表のつくりとしてちょっと見づらいということ、それからボリュームの問題があるものですから、どの程度まで表示したらいいのか、若干その辺は検討課題だと思いますけれども、よりわかりやすい方法でつくるという考えでおりますので、十分考慮させていただきたいと思います。

○阿部 清委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 考慮させていただくということ、次の言葉、何も出てこないんですけれども、これは私ら決算を審査させていただく上で結構勉強しなくちゃいけない部分だというふうに思いますし、今、ちょっと話変わりますけれども、議会においてもペーパーレスということでタブレット等々の導入なども検討しているという中ということで、こういう事務的なものに関しては、たたき台の数字ははっきりしているわけなんで、前年度の数字をどういうふうに持ってくるかという表記の仕方と、それから多分この数字自体の計算はエクセルかなんかでやっておられると思うんですが、そういうことを踏まえると、そんなに負担がかかるようなものではないというふうに思いますので、別に私も議選の監査委員をいじめるつもりはさらさらないんですけれども、これは審査する側の代表というようなことでの含みもあると思いますし、自分が監査委員をさせていただいたときに、そういうようなことも当然改善すべき点だったかもしれませんが、後になってみると、ちょっとそこら辺はぜひ改善の余地があるのではないかなと。多少事務的な問題も出てくるとは思いますけれども、そういうふうなことでぜひ議選の監査委員には頑張ってください、次年度には何とか数字が出てくるようにちょっと御配慮いただきたいん

ですが、決意のほどを一言ございましたらおっしゃっていただきたい。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 代表してお答えを申し上げます。繰り返しになりますけれども、よりわかりやすく表記するという考えでおりますので、いろんな御意見等を踏まえて、全体のボリュームの問題もありますので、その辺も考慮しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○阿部 清委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 ついでに申しあげるならば、別表2ばかりでなくて別表3のほうもぜひ一緒に御検討いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに

対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 私も委員会の所属議員ではありますが、ちょっとだけ、これは法律にかかわる問題ですでお聞きしておきたいと思ったんですが、国保の関係で徴収債権の消滅時効というのが2年というふうに伺っているんですが、それが間違いないとすれば、例えば滞納処分をするにしても、例えば手続であるとか、事務処理であるとか、こういうふうに短い期間でなされるのは非常に難しいなというふうに思っているんですが、これは法律的にはそういうふうに定まっていることに間違いないですか、私の認識で間違いないでしょうか。

○阿部 清委員長 設楽税務課長。

○設楽和由税務課長 消滅時効についての御質問だと思いますけれども、国民健康保険税につきましても、消滅時効は5年です。これは地方税法によるものです。ただ、ほかの町では、国民健康保険税でなくて、国民健康保険料として集めているところがございますので、そちらになりますと、国民健康保険法に基づきまして消滅時効は2年になります。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 税の取り扱いと保険料の取り扱いで違ってくるといことになるわけですか、これは地方税法の関係になるんですか、国保税の関係でなくて、国民健康保険法の関係でなくて地方税法のかかわりでというふうになるわけですか、そこをもう少し具体的に教えていただきたいんですが、私は国民健康保険は国民健康

保険法に基づいて徴収などをやられるものだろうなというふうに思っているんですが、その辺はもう少し具体的に教えていただきたいと思えますけれども。

○阿部 清委員長 設楽税務課長。

○設楽和由税務課長 税で集めるか、保険料で集めるかというのは市町村の判断でございまして、寒河江市の場合は国民健康保険税で集めておりますので、こちらにつきましては地方税法に基づいて、地方税法18条に基づきまして5年の時効というふうになってございます。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 同じ国民健康保険を取り扱う事務であっても、保険料と保険税でそうした消滅時効というのが違ってくるというふうに理解してよろしいんですか、各市町村でそれぞれ違ってくると。

○阿部 清委員長 設楽税務課長。

○設楽和由税務課長 県内では全ての市町村が税で集めておりますけれども、料で集めるか、税で集めるかによつての違いでございまして。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。木村委員。

○木村寿太郎委員 それでは、病院のことでちょっとお伺いしますが、企業法が変わったのかどうか分かりませんが、病院会計の9ページです。リース資産と減価償却とついてはありますが、これについて普通の税法上、簿記上では考えられないんですけれども、これはどういうふうな形になっているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 お答え申し上げます。

固定資産の中のリース資産でございまして、これは地方公営企業法の改正によりまして、平成26年度からリース会計が導入されたということで、今まで賃借料として払っていたものが固定資産の割賦購入するという方法で処理されたところでございます。

それで、ここに計上しましたリース資産につきましては、所有権を移転していないものということで非常用の自家発電設備など、あるいはちょっとリース資産で残っているCTの装置などでございます。地方公営企業法の改正に伴いまして貸借対照表の中にリース資産として計上することになったものでございます。

○阿部 清委員長 木村委員。

○木村寿太郎委員 今、所有権が移転しないものとありますけれども、所有権移転していなかったら、償却というのはどんな形になるんですか、それをちょっとお聞きします。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 リース資産の固定資産の明細表の39ページを見ていただきますと、こちらのほうに明細をつけてございます。リース資産の中には、もう既に所有権が移転して病院のものになったもの、またまだリース中だという

もの、所有権移転外のものということでございまして、1,832万5,000円というのが非常用の自家発電装置ということで、リースで対応しているものでございます。

○阿部 清委員長 木村委員。

○木村寿太郎委員 私も不勉強でわからなかったんですけれども、そんな形になっているのは昨年度はわからなかったわけですが、ただ、実際これ1,858万7,495円というのは大きな、リース料の残高としては大きいんですが、主なもの、大きいものだけは何かお聞きしたいんですけれども。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 先ほど申しあげました非常用自家発電装置、今現在残っているところでは1,740万5,000円、あとCTの装置、あとCRの画像処理システム装置、一般撮影のシステム装置などの部分で118万2,000円が残っております。

○阿部 清委員長 木村委員。

○木村寿太郎委員 大体わかりました。いろいろ私らもいろんな全国病院なんかを視察させてもらっている中でもいろいろな課題が、どこも課題はあるわけですが、今回、事業管理者を置いて公営企業の全部適用ということになりましたわけですので、きのうからの事業管理者の答弁も含めまして大変力強く思っておりますので、ぜひ今後とも病院事業に頑張ってくださいと申し添えます。以上です。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 せっかくですので、今、自家発電のお話が出ました。この自家発電の機械というのはどのくらいの能力がありますか。どのくらいの時間に耐えらるか、非常時に当然使用するものだと思うんですけれども、その辺についてわかる範囲で結構ですのでお知らせをいただきたい。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 今リースで対応しておるものにつきましては、旧館系統の自家発電ということでございまして、燃料満タンであれば約2時間程度、補給し続ければ何時間でもということにはなるかと思いますが、満タンにして2時間程度ということになっております。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 そういようなお話だとすれば、まさにプロである事業管理者にお尋ねをしたいんですが、今のような自家発電の装置で非常時の場合、支障は来さないというふうに考えてよろしいですか。

○阿部 清委員長 久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 2時間のうちに給油の、重油でございますが手配が大体はできると。さらに、自家発電で復旧を早急にお願いするという。災害時はまた自家発電、または給油がうまくいかない場合には手動とか、そういうことでつないで自家発電でない方向で持っていくことができますので、職員一丸で対応すれば間違いないと思います。

○阿部 清委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 ぶしつけな質問で大変失礼をいたしましたけれども、かなり事業管理者にはいろんな意味で我々一般市民からすれば、非常に心強い存在なわけで、今のようなことも十分想定をしていただいて、なかなかこれは事務方よりも実際医療経験のある方でないと、どのくらい非常時に必要なのかというのは判断がきかないというふうに思いますので、発電機にかかわらず、そういったことを十分重視していただいて、今後、御検討いただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業



会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 分科会分担付託

○阿部 清委員長 日程第14、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第2号、認第3号、認第4号、認第9号、議第51号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号

散 会 午前11時45分

○阿部 清委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成28年9月16日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	12番	工 藤 吉 雄	委員
13番	柏 倉 信 一	委員	14番	木 村 寿 太 郎	委員
15番	内 藤 明	委員	16番	杉 沼 孝 司	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	丹 野 敏 晴	副 市 長
草 苺 和 男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
菅 野 英 行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	田 宮 信 明	政策企画課長
伊 藤 耕 平	さがえ未来創 成課 長	宮 川 徹	財 政 課 長
設 楽 和 由	税 務 課 長	荒 木 信 行	市民生活課長
森 谷 孝 義	建 設 管 理 課 長	安 達 晃 一	下 水 道 課 長
原 田 真 司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長	辻 洋 一	商工振興課長
松 田 仁	さくらんぼ 観 光 課 長	阿 部 藤 彦	健康福祉課長
安 達 徹	高 齢 者 支 援 課 長	竹 田 浩	子 育 て 推 進 課 長
小 畑 広 明	会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長	軽 部 賢 悦	水 道 事 業 所 長
土 屋 恒 一	病 院 事 務 長	山 田 健 二	学 校 教 育 課 長
高 林 雅 彦	生 涯 学 習 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
辻 登 代 子	監 査 委 員	渡 辺 優 子	監 査 委 員 長

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘	事 務 局 長	山 田 良 一	局 長 補 佐
渡 邊 拓 也	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
平成28年9月16日(金) 予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
" 2 認第 2号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 3 認第 3号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 4 認第 4号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 5 認第 5号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 6 認第 6号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 7 認第 7号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 8 認第 8号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
" 9 認第 9号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の  
認定について  
" 10 認第10号 平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
" 11 議第51号 平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
" 12 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 13 質疑・討論・採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前10時00分

発言の申し出並びに  
発言訂正の申し出

○阿部 清委員長 おはようございます。  
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○阿部 清委員長 ここで、当局から発言の申し出並びに発言訂正の申し出がありますので、これを許可します。

初めに、発言の申し出について、設楽税務課長。

○設楽和由税務課長 6日の決算特別委員会にお

ける内藤委員の質問に対し、一部説明が不足しておりましたので、補足説明させていただきます。

国民健康保険税と保険料に関する質問に対し、県内では市町村全てが税で集めているとお答えいたしました。これについてはそのとおりではございますけれども、ただ市町村以外について見てみますと、最上地区広域連合が保険料としております。この部分について説明が不足していたと思われるので補足させていただきます。よろしくお願いたします。

○阿部 清委員長 次に、発言訂正の申し出について、土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 6日の決算特別委員会で、木村委員からリース資産で減価償却の残っている資産の主なものについて問われた際に、非常用自家発電装置とCTとCR画像システムとお答えしましたが、正しくは臨床検査システム機器と医療情報システム用ネットワーク機器でございました。おわびして訂正させていただきます。

## 議 案 上 程

○阿部 清委員長 日程第1、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします

### 分科会審査の経過並びに結果報告

○阿部 清委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

○阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員

長報告を求めます。太田総務産業分科会委員長。

〔太田芳彦総務産業分科会委員長 登壇〕

○太田芳彦総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月7日、8日、委員6名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで、歳出第11款、歳出第12款及び歳出第13款並びに認第2号、認第3号、認第4号、認第9号及び議第51号であります。

審査の都合上、認第1号については認第1号中歳出第3款の一部の審査終了後に歳出第9款の審査を行い、次に歳出第5款、次に歳出第7款の審査を行い、その後歳出第6款、次に歳出第8款、次に歳出第11款の順で審査を行うこととし、また議第51号については認第4号の審査終了後に審査を行い、その後認第9号の審査に入ることを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「デマンド型公共交通運行事業で、27年度の乗客人数と1日当たりの人数を伺いたい」との問いがあり、当局より「27年度の乗客

人数は5,776人で1日平均が19.51人となっております」との答弁がありました。

委員より「天童市営バス運行負担金の関係で天童市の負担と利用人数は」との問いがあり、当局より「基本的な考えとして天童市が70%負担、寒河江市が30%負担です。利用人数は3万8,498人です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防災ヘリの出動回数は何件か」との問いがあり、当局より「26年度ゼロ件、27年度ゼロ件、28年度8月までは幸生へ1件です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第5款を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「空き店舗対策支援事業補助金の補助した件数とその効果を伺いたい」との問いがあり、当局より「27年度は9件で事業者数としては6件でした。効果については、空き店舗で新たな事業を営むことの推進に役立っていると考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、質疑に入りました。

した。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「グリーンツーリズム推進協議会に8万円を支出しているが、啓発活動等を展開し、少しでも推進する必要があるかと思うがどうか」との問いがあり、当局より「今後は啓発活動も進めていきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「不用額が11億5,700万円で大きく感じるがどう考えるか」との問いがあり、当局より「予算編成時の事業見込み数に対して実際の申し込み数が少なかったことと、県事業が少なくなったことにより市からの負担金も少なくなってしまうことが、主な不用額が発生した原因であります。事業見込み数に対しては、より精査していきたいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「山西米沢線の工事の進捗について伺いたい」との問いがあり、当局より「うろこやまでの第1工区は27年度の繰り越し工事、舗装を行い、ことし12月までに完成を見込んでいます。うろこやから陵南中までの第2工区は、交付金の内示率が低いため用地補償におくれが生じております。28年度までの事業として全体事業費の42.4%の進捗率となっております」との答弁がありました。

委員より「除雪事業について同じ地区でもはかる地点により積雪量が違う。除雪の基準を測定する際は雪の多い地点で測定したほうが渋滞緩和につながると思うがいかがか」との問いがあり、当局より「自主出動時にパトロール等で調査し、再度検討して対応してまいりたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「収入未済額を減らすためにどのように対応しているのか」との問いがあり、当局より「収入未済額につきましては、家庭訪問などをして納付相談や集金を行い、収納率を上げるような努力をしているところです」との答弁がありました。

委員より「処理場のいわゆる悪臭と称する部分の管理はどのようにされているのか、基準をどの程度においているのかを伺いたい」との問いがあり、当局より「気候によってもにおいがするときとしないときがありますので、現場の状況によって消臭剤の量を調整してにおいが出ないような対応をしているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「水洗化はどのくらいの進捗率か」との問いがあり、当局より「寒河江市生活排水処理基本計画を策定し、合併浄化槽と公共下水道を含めた水洗化率を出していますが、27年度末で計画どおりの78.2%の水洗化率となっております。合併浄化槽の区域の中では、平成47年までには100%にしたい計画です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「3年ほど前に広域水道がストップした災害がありましたが、有事の際に賄えるだけの水を確保するための設備増強について伺いたい」との問いがあり、当局より「断水対策の1つ目として、8号井を新設し、8号井をつくるときに試験的に掘った試掘井も予備水源として確保しております。2つ目は、送水管を耐震性のあるものに更新中です。3つ目に、自己水源側の配水管と村山広域水道の配水管に連絡管を3カ所設け、自己水源側から村山広域水道の配水管へ送るような対策案で動いております」との答弁がありました。

委員より「耐震管の整備率といつごろを最終的な目標に整備されるのか伺いたい」との問いがあり、当局より「基幹管路の耐震適合性が37.2%、浄水場の耐震化率は52%、配水池が74.7%となっており、全国平均は上回っています。また、最終的な目標は出しておりませんが、当面の目標として第6次振興計画の中で耐震化

の目標を設定しています。こちらは基幹管路ではなく全ての管路ですが、10年後に32%を目標にしています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。遠藤厚生文教分科会委員長。

〔遠藤智与子厚生文教分科会委員長 登壇〕

○遠藤智与子厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月8日及び9日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号及び認第10号であります。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「町会長連合会への補助金について、最近金額が上がったという話を聞いたが、その内容は」との問いがあり、当局より「平成27年度の補助金等交付要綱によると、補助金は連合会の会長、副会長の手当を対象とするものと、

事務交付金として連合会事務所経費を対象とするものがあります。平成28年度からは、連合会運営経費を対象として10万円増の45万円となっています」との答弁がありました。

委員より「個人番号カードだが、実際にカード発行されているのは何名か」との問いがあり、当局より「ことし3月末の交付枚数は1,624枚で、8月末現在では2,462枚となっています」との答弁がありました。

委員より「街灯のLED化だが、あとどのくらい残っているのか」との問いがあり、当局より「27年度まで2,707灯がLED化になっています。残りは今年度要望のあった1,271灯の切りかえと、新規96灯となっており、予算的には切りかえのほうは全て実施が見込まれますが、新規については若干来年度に積み残しになる場合があります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「西村山広域行政事務組合への負担金で明鏡荘分担金とあるが、どのような割合の支出になるのか」との問いがあり、当局より「1つが施設運営費に対する分担金で、平等割20、人口割40、基準財政需要割40の割合で分担しています。もう一つはアスベスト除去等にかかる工事費の償還金に対する分担金ですが、これも同じ割合で分担しております」との答弁がありました。

委員より「老人福祉施設整備事業補助金が3,700万円あるが、その内訳は」との問いがあり、当局より「長生園の増床分156万円、いずみの増床分1,158万3,899円、しらいわの増築分1,375万円、また寒河江やすらぎの里に老健とグループホーム建設分として1,017万3,214円となっています」との答弁がありました。

委員より「放課後児童対策活動施設整備事業費補助金の内訳は」との問いがあり、当局より「ことし4月から三泉学童クラブが開設するに当たり、その備品やエアコンなど準備のための補助金が100万円出ています。ほかにもねっこ、やまびこ、さくらっこの3つの学童クラブに備品等の補助など4つ合わせて470万円の補助金が交付になっています」との答弁がありました。

委員より「生活保護の扶助世帯が82世帯101人、人口比が0.24%ということだが、他市町村の中ではどのくらいの位置にあるのか」との問いがあり、当局より「13市で言うと村山市に次いで2番目に低い状況です」との答弁がありました。

委員より「同じく82世帯の内訳は」との問いがあり、当局より「高齢者世帯が45、母子世帯が1、傷病者世帯が2、障がい者世帯が12、その他22世帯と、合わせて82世帯という状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「特定不妊治療費助成事業の内容は」との問いがあり、当局より「体外受精、顕微授精という方法に限って、43名の方に10万円を限度に助成したということです」との答弁がありました。

委員より「がん患者医療用品購入助成事業でウィッグに対する15万円とあるが、その内容は」との問いがあり、当局より「1人につき1万円が限度ということで、15人の方に補助をして15万円ということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を

求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「障害児通学支援事業でのタクシーの利用状況は」との問いがあり、当局より「小学校は3校で5名、中学校は2校で3名となっています」との答弁がありました。

委員より「読書の盛んな学校づくり事業で5名が配置されているが、その配置状況は」との問いがあり、当局より「寒河江、寒河江中部、南部、醍醐、白岩の各小学校に配置しており、複数校受け持つ形で小中全てを網羅することになります」との答弁がありました。

委員より「学校教育研究推進事業に40万円とあるが、その内訳は」との問いがあり、当局より「2年間かけて研究し、2年目で公开发表するシステムなので、1年目は基礎的研究として8万円、2年目は公開するためにかかる経費等で32万円となっています」との答弁がありました。

委員より「体育施設管理運営事業の委託料が約6,300万円とあるが、管理運営を委託している施設はどこか」との問いがあり、当局より「屋内多目的運動場チェリーナさがえを株式会社ヤマコーに委託し、その他、体育館、弓道場、プール、テニスコート、合宿所、陸上競技場、野球場は市の体育振興公社に委託しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ジェネリック医薬品の現在の普及率は何%か」との問いがあり、当局より「平成28年3月時点で69.02%となっています」との答弁がありました。



委員より「療養給付費交付金は前年度より1億1,400万円ほど少なくなっているが、その理由は」との問いがあり、当局より「平成26年度に制度が終了したことにより、退職被保険者の数が急激に減り医療費そのものが減少したことにより、交付金も減っているということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市立病院の保健事業に対する繰出金がないのはどうしてか」との問いがあり、当局より「後期高齢者医療制度は山形県内35市町村の広域連合で組織運営しています。寒河江市としては割り当てられた保険料を徴収して納付する仕組みになっており、特別な事業に対する繰り出しができる仕組みではないということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「高額医療合算介護サービスを利用した場合、国民年金受給者が施設に入所することはできるか」との問いがあり、当局より「介護サービス費だけを考えると4人部屋の多床室の場合3万7,000円を限度で、ユニット型個室の場合5万2,000円を限度として入所できることとなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第8号平成27年度寒河江市介護認定

審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「未収金が2億円余りあるが、時効の基準はあるのか」との問いがあり、当局より「保険機関からの診療報酬約1億7,000万円は2カ月後に入金となり、個人未収金の病院の診療に係る債権の消滅の時効期間は地方自治法の5年ではなく民法の3年と解すべきとなっておりますが、本人の申し出がないものについてはその債権の消滅ができないことにしており、市立病院では不納欠損処分は行っておりません」との答弁がありました。

委員より「病院事業費に研究研修費とあり病院経営にかかわる研修もあると思うが、出席しているのか」との問いがあり、当局より「自治体病院協議会主催、また日本病院会主催などの病院経営にかかわる研修があり、出席しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質

疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに認第1号、認第5号、認第6号、認第7号及び議第51号を除く、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

6案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第51号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立

より採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時39分

○阿部 清委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するため署名する。

決算特別委員会委員長 阿 部 清